

令和5年定例会
都市・環境常任委員会
年間白書

令和6年4月

四日市市議会

目次

1. 委員会の活動報告	P 1 ~ P 2
2. 委員会の構成	P 3
3. 委員会開催状況	P 4 ~ P 23
4. 委員長報告等	P 24 ~ P 99
5. 所管事務調査報告書	P 100 ~ P 123
6. 行政視察報告書	P 124 ~ P 139
7. 議会報告会の概要	P 140 ~ P 145
8. ワイ！ワイ！GIKAIの概要	P 146 ~ P 148
9. 高校生議会意見書	P 149 ~ P 155
10. 議長・市長への申し入れ	P 156 ~ P 157

1. 委員会の活動報告

1 議案審査・協議事項

<議案審査>

- ・ 6月定例会議会付託議案（令和5年6月20日）
- ・ 8月定例会議会付託議案（令和5年8月31日～9月4日）
- ・ 11月定例会議会付託議案（令和5年12月13日）
- ・ 2月定例会議会付託議案（令和6年2月13日、3月1日～5日）

<協議会>

- ・ 四日市市環境計画（四日市市地球温暖化対策実行計画）について（令和5年6月20日）
- ・ 公金収納等事務に要する経費負担の見直しについて（令和5年8月31日）
- ・ 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）に基づく四日市市第3期合理化事業計画について（令和5年9月4日）
- ・ 北部清掃工場の解体について（令和5年9月4日）
- ・ 公共施設から排出される温室効果ガスの削減について（令和5年12月13日）
- ・ 鵜の森公園、諏訪公園の再整備事業について（令和5年12月13日）
- ・ 既存集落の維持・地域再生（空き家の活用）の取り組み及び空き家関連補助金について（令和5年12月13日）
- ・ 伊勢鉄道株式会社に対する基金の補填について（令和5年12月13日）
- ・ 四日市市デマンドタクシーの制度見直し等について（令和5年12月13日）

2 休会中の所管事務調査

- ・ 雨水対策について（令和5年11月13日）

3 行政視察

（令和6年1月22日～24日）

- ・ 桜町花畑地区市街地再開発事業（熊本県熊本市）
- ・ 長崎駅再開発事業について（長崎県長崎市）

4 議会報告会

- ・ 令和5年7月3日 4常任委員会合同 <場所>総合会館 <参加者>17名
- ・ 令和5年10月17日 <場所>常磐地区市民センター <参加者>6名

5 ワイ！ワイ！GIKAI

- ・令和6年2月2日 <場所>西日野にじ学園 <参加者>10名

6 管内視察

- ・令和5年7月6日
 - ・別山1号公園、別山3号公園
 - ・生桑配水池
 - ・四日市公害と環境未来館

7 特記事項

- ・11月定例会議会中の委員会において「風致地区における太陽光パネル設置のための開発の進捗状況」について所管事務調査を行い、委員会の総意として議長への申し入れが行われた後、議長より市長への申し入れが行われた。

2. 委員会の構成

委員長 伊藤 嗣也

副委員長 後藤 純子

委員 小林 博次

笹岡 秀太郎

辻 裕登

樋口 博己

森 智子

3. 委員会開催状況

都市・環境常任委員会 事項書

令和5年5月15日
第4委員会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 一部事務組合議会議員及び各種委員の選出について

○朝明広域衛生組合議会議員（7人）

次回組合議会 5月26日（金）午前10時 朝明衛生センター

○都市計画審議会委員（6人）

4. 管内視察及び行政視察について

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会
審査順序

令和5年6月20日（火）10:00～

○上下水道局

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

（補正予算）

- | | | | |
|---|-------|-------------------------|-------------|
| 1 | 議案第5号 | 令和5年度四日市市水道事業会計第1回補正予算 | …補正予算書 P31～ |
| 2 | 議案第6号 | 令和5年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算 | …補正予算書 P41～ |

（その他報告）

- | | | |
|---|---------|--------------|
| 3 | 令和5年度当初 | 交付金の内示状況について |
|---|---------|--------------|

○環境部

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

- | | | | |
|---|--------|-----------|-----------|
| 4 | 議案第14号 | 動産の取得について | …議案書 P81～ |
|---|--------|-----------|-----------|

（協議会）

- | | | |
|---|---------------------------|------|
| 5 | 四日市市環境計画（四日市市地球温暖化対策実行計画） | について |
|---|---------------------------|------|

（所管事務調査）

- | | | |
|---|---------------------|------|
| 6 | 令和4年度第2回四日市市環境保全審議会 | について |
|---|---------------------|------|

○都市整備部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

（補正予算）

- | | | | |
|---|-------|------------------------|----------------|
| 7 | 議案第4号 | 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第3号） | |
| | 第1条 | 歳入歳出予算の補正 | |
| | 歳出 | 第8款 土木費 | |
| | | 第2項 道路橋梁費 | …補正予算書 P22～ |
| | | 第6項 都市計画費 | …補正予算書 P22～ |
| | 第2条 | 繰越明許費 | …補正予算書 P8 |
| | 第3条 | 債務負担行為の補正 | …補正予算書 P9, P27 |

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

- | | | | |
|---|--------|---------------|-----------|
| 8 | 議案第11号 | 工事請負契約の締結について | …議案書 P71～ |
| 9 | 議案第17号 | 市道路線の認定について | …議案書 P91～ |

(所管事務調査)

10 令和4年度第3回四日市市営住宅入居者選考委員会について

(その他報告)

11 令和5年度当初 国補助金・交付金の内示状況について

12 令和4年度四日市あすなろう鉄道の運輸実績について

13 国土交通省スマートシティ実装化支援事業の状況について

その他

14 6月定例会議会中の所管事務調査について

15 中長期テーマについて

16 休会中の所管事務調査について

- ・日程(案) : 令和5年8月3日(木)午前10時00分
- ・調査項目について

17 管内視察について

- ・日程(案) : 令和5年7月6日(木)午後1時30分から
- ・内容(案) : 別紙のとおり

18 行政視察について

- ・日程(案) : 令和6年1月22日(月)～令和6年1月24日(水) (年間予定より)

19 8月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

- ・日時 : 令和5年10月17日(火) 午後6時30分～
- ・場所 : 塩浜地区市民センター、または、常磐地区市民センター

<会議用システム内のフォルダ>

03_6月定例会議会-07_都市・環境常任委員会

01_本会議

02_予算常任委員会

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会
決算常任委員会都市・環境分科会
審査順序

令和5年8月31日（木）本会議終了後

○上下水道局

＜決算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | |
|---|---|
| 1 | 議案第18号 令和4年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
一般会計
歳出 第4款 衛生費
第1項 保健衛生費（関係部分） …決算書P182～、実績報告書P135～
歳出 第6款 農林水産業費
第3項 農地費（関係部分） …決算書P202～、実績報告書P165
特別会計
農業集落排水事業特別会計 …決算書P319～、実績報告書P283 |
| 2 | 議案第19号 令和4年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について
…上下水道局決算書P1～ |
| 3 | 議案第21号 令和4年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について
…上下水道局決算書P49～ |

＜都市・環境常任委員会＞

（協議会）

- | | |
|---|-------------------------|
| 4 | 公金収納等事務に要する経費負担の見直しについて |
|---|-------------------------|

（その他報告）

- | | |
|---|---------------------|
| 5 | 農業集落排水事業の企業会計化にむけて |
| 6 | 「三重県水道広域化推進プラン」について |

○都市整備部

<決算常任委員会都市・環境分科会>

7	議案第 18 号	令和 4 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について	
		一般会計	
		歳出 第 8 款 土木費	
		第 1 項 土木管理費	…決算書 P208～、実績報告書 P175～
		第 2 項 道路橋梁費	…決算書 P210～、実績報告書 P178～
		第 3 項 交通安全対策費	…決算書 P216～、実績報告書 P188～
		第 4 項 河川費	…決算書 P218～、実績報告書 P193～
		第 6 項 都市計画費	…決算書 P220～、実績報告書 P200～
		第 8 項 住宅費	…決算書 P226～、実績報告書 P211～
		特別会計	
		土地区画整理事業特別会計	…決算書 P315～、実績報告書 P279～

<予算常任委員会都市・環境分科会>

8	議案第 22 号	令和 5 年度四日市市一般会計補正予算（第 4 号）	
		第 1 条 歳入歳出予算の補正	
		歳出 第 8 款 土木費	
		第 2 項 道路橋梁費	…補正予算書 P22～
		第 4 項 河川費	…補正予算書 P22～
		第 6 項 都市計画費	…補正予算書 P24～
		第 2 条 債務負担行為の補正（関係部分）	…補正予算書 P8、P29

<都市・環境常任委員会>

9	議案第 27 号	工事請負契約の締結について	
		—四日市中央線道路整備工事（東工区その 1）—	…議案書 P29～
10	議案第 28 号	工事請負契約の締結について	
		—四日市中央線道路整備工事（東工区その 2）—	…議案書 P33～
11	議案第 30 号	工事請負契約の変更について	
		—四日市中央線道路整備工事（その 2）—	…議案書 P41～
12	議案第 31 号	工事請負契約の変更について	
		—令和 5 年度 国道 1 号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業の 地下駐車場出口新設に伴う仮設工事—	…議案書 P43～
13	議案第 32 号	工事請負契約の変更について	
		—垂坂 1 号線ほか 1 線道路改良工事—	…議案書 P45～

（所管事務調査）

14	令和 5 年度第 1 回四日市市営住宅入居者選考委員会について
----	---------------------------------

（その他報告）

15	四日市あすなろう鉄道の運輸実績（令和 5 年度第一四半期）について
16	令和 5 年度自動運転実証実験について

○環境部

＜決算常任委員会都市・環境分科会＞

- 17 議案第 18 号 令和 4 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
一般会計
歳出 第 4 款 衛生費
第 1 項 保健衛生費（関係部分） …決算書 P178～、実績報告書 P132～
第 2 項 清掃費 …決算書 P186～、実績報告書 P138～

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- 18 議案第 22 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算（第 4 号）
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出 第 4 款 衛生費
第 1 項 保健衛生費 …補正予算書 P20～

＜都市・環境常任委員会＞
（協議会）

- 19 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）に基づく四日市市第 3 期合理化学業計画について

- 20 北部清掃工場の解体について

（所管事務調査）

- 21 令和 5 年度第 1 回四日市市環境保全審議会について

○その他

- 22 8 月定例会議会中の所管事務調査について（委員より提案があった場合）

- 23 中長期テーマについて

- 24 休会中の所管事務調査について

- 25 8 月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日 時：令和 5 年 10 月 17 日（火）18：30～20：45
会 場：常磐地区市民センター
取扱テーマ：「所管事務全般について」

- 26 ワイ！ワイ！GIKAI について

- 27 行政視察について
日 程：令和 6 年 1 月 22 日（月）～ 令和 6 年 1 月 24 日（水）

<会議用システム内のフォルダ>

- 05_8月定例会議会 — 07_都市・環境常任委員会
- 01_本会議
- 02_予算常任委員会
- 03_決算常任委員会

都市・環境常任委員会 事項書

令和5年11月13日（月）13：30～

○都市整備部・上下水道局

＜都市・環境常任委員会＞
（所管事務調査）

1. 雨水対策について

○その他

2. 行政視察について

- ・日程：令和6年1月22日（月）～令和6年1月24日（水）
- ・行程：別紙「視察行程表（案）」を参照
- ・視察先：別紙「行政視察（案）都市説明」を参照

3. ワイ！ワイ！GIKAI！について

- ・日程（案）：令和6年2月2日（金）午前10時45分から
- ・開催予定校：三重県立特別支援学校 西日野にじ学園

4. 議会報告会、シティミーティングでの市民からの意見等の整理について

＜会議用システム内のフォルダ＞

06_休会中（10～11月）－07_都市・環境常任委員会

都市・環境常任委員会事項書

令和5年12月6日（水）

第4委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

都市・環境常任委員会事項書

令和5年12月11日（月）

第4委員会室

1. 付託請願の内容の一部訂正について

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会
審査順序

令和5年12月13日（水）10：00～

○環境部・都市整備部

＜都市・環境常任委員会＞

- | | | |
|---|-------|---------------------------------|
| 1 | 請願第5号 | 四日市市中心市街地における公設喫煙所の設置を求めることについて |
|---|-------|---------------------------------|

○上下水道局

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | | |
|---|--------|---|
| 2 | 議案第51号 | 令和5年度四日市市水道事業会計第2回補正予算
…補正予算書(2)P161～ |
| 3 | 議案第53号 | 令和5年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算
…補正予算書(2)P205～ |

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

- | | | | |
|---|--------|---|-----------|
| 4 | 議案第69号 | 四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する
条例の一部改正について | …議案書 P88～ |
| 5 | 議案第70号 | 四日市市農業集落排水施設処理の設置及び管理に関する
条例の一部改正について | …議案書 P92～ |
| 6 | 議案第71号 | 四日市市水道事業給水条例の一部改正について | …議案書 P97～ |
| 7 | 議案第72号 | 四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める
条例の一部改正について | …議案書 P99～ |

（その他報告）

- | | |
|---|----------------|
| 8 | 「ウォーターPPP」について |
|---|----------------|

○環境部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- | | | | |
|---|--------|---|------------------|
| 9 | 議案第44号 | 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第6号）
第2条 債務負担行為の補正（関係部分） | …補正予算書(2)P10、P55 |
|---|--------|---|------------------|

＜都市・環境常任委員会＞

（付託議案）

- | | | | |
|----|--------|-------------------------|-----------|
| 10 | 議案第84号 | 四日市市北部墓地公園の指定管理者の指定について | …議案書P123～ |
|----|--------|-------------------------|-----------|

（協議会）

- | | |
|----|--------------------------|
| 11 | 公共施設から排出される温室効果ガスの削減について |
|----|--------------------------|

○都市整備部

<予算常任委員会都市・環境分科会>

12 議案第 44 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）
第 2 条 債務負担行為の補正（関係部分） …補正予算書(2) P10、P55

13 議案第 94 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算（第 7 号）
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出 第 8 款 土木費
第 6 項 都市計画費 …補正予算書(3)P16～

<都市・環境常任委員会>

（付託議案）

- 14 議案第 76 号 工事請負契約の締結について …議案書 P108～
—四日市市民公園整備工事—
- 15 議案第 77 号 工事請負契約の締結について …議案書 P111～
—近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（その 5）—
- 16 議案第 78 号 工事請負契約の締結について …議案書 P114～
—垂坂 1 号線ほか 1 線道路改良工事（その 2）—
- 17 議案第 85 号 四日市市営中央駐車場及び四日市市営本町駐車場の指定管理者の
指定について …議案書 P124
- 18 議案第 93 号 市道路線の認定について …議案書 P132～

（協議会）

- 19 鶉の森公園、諏訪公園の再整備事業について
- 20 既存集落の維持・地域再生（空き家の活用）の取り組み及び空き家関連補助金について
- 21 伊勢鉄道株式会社に対する基金の補填について
- 22 四日市市デマンドタクシーの制度見直し等について

（所管事務調査）

- 23 令和 5 年度第 2 回四日市市営住宅入居者選考委員会について

（その他報告）

- 24 四日市あすなろう鉄道の運輸実績（令和 5 年度第二四半期まで）について

○その他

- 25 11 月定例月議会での所管事務調査について

調査テーマ：「風致地区における太陽光パネル設置のための開発の進捗状況について」

26 行政視察について

- ・ 質問事項の送付について（別紙参照）

27 2月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

○平日開催

- ・ 日時 : 令和6年3月28日(木) 午後6時30分～午後8時30分
- ・ 場所 : 総合会館8階視聴覚室
- ・ 出席者 : 副議長、4常任委員会から各2名(計9名)

○休日開催

- ・ 日時 : 令和6年3月30日(土) 午後1時30分～午後3時30分
- ・ 場所 : 三浜文化会館
- ・ 出席者 : 議長、4常任委員会から各2名(計9名)

28 休会中開催の所管事務調査報告書案について

29 休会中の所管事務調査について

- ・ 日程案 : 令和6年1月15日(月) 午後1時30分から (年間スケジュール)

30 その他

<会議用システム内のフォルダ>

- 07_11月定例会議会 — 07_都市・環境常任委員会
- 01_本会議
- 02_予算常任委員会

予算常任委員会都市・環境分科会 審査順序

令和6年2月13日（火）

○都市整備部

<予算常任委員会都市・環境分科会>

- | | | |
|---|-------------------------------|-------------|
| 1 | 議案第97号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第8号） | |
| | 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| | 歳出第8款 土木費 | |
| | 第8項 住宅費 | …補正予算書 P16～ |
| | 第2条 繰越明許費の補正（関係部分） | …補正予算書 P8 |

<会議用システム内のフォルダ>

- 09_2月定例会議会 — 01_本会議
- 02_予算常任委員会
- 07_都市・環境常任委員会

都市・環境常任委員会事項書

令和6年2月21日（水）

第4委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会
審査順序

令和6年3月1日（金）10:00～

○上下水道局・環境部・健康福祉部・消防本部

※（令和6年3月5日午前10時～）

＜都市・環境常任委員会＞

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 請願第8号 | 市全域における水環境のPFAS汚染の実態を早急に把握して汚染源を特定し、PFAS汚染対策への取組を速やかに進めることについて |
|---|-------|--|

○上下水道局

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞（当初予算）

- | | | | |
|---|---------|---|----------------|
| 2 | 議案第99号 | 令和6年度四日市市一般会計予算
第1条 歳入歳出予算
歳出第4款 衛生費
第1項 保健衛生費（関係部分） | …一般会計予算書 P172～ |
| 3 | 議案第106号 | 令和6年度四日市市水道事業会計予算 | …企業会計予算書 P3～ |
| 4 | 議案第108号 | 令和6年度四日市市下水道事業会計予算 | …企業会計予算書 P83～ |
| 5 | 議案第109号 | 令和6年度四日市市農業集落排水事業会計予算 | …企業会計予算書 P127～ |

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞（補正予算）

- | | | | |
|---|---------|---|----------------|
| 6 | 議案第149号 | 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第9号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第4款 衛生費
第1項 保健衛生費（関係部分） | …補正予算書（3）P46～ |
| 7 | 議案第152号 | 令和5年度四日市市農業集落排水特別会計補正予算（第1号） | …補正予算書（3）P107～ |
| 8 | 議案第154号 | 令和5年度四日市市水道事業会計第3回補正予算 | …補正予算書（3）P135～ |
| 9 | 議案第155号 | 令和5年度四日市市下水道事業会計第3回補正予算 | …補正予算書（3）P151～ |

○都市整備部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞（当初予算）

- | | | | |
|----|-----------|---------------------------|------------------------|
| 10 | 議案第 99 号 | 令和 6 年度四日市市一般会計予算 | |
| | 第 1 条 | 歳入歳出予算 | |
| | | 歳出第 8 款 | 土木費 |
| | | 第 1 項 | 土木管理費 …一般会計予算書 P210～ |
| | | 第 2 項 | 道路橋梁費 …一般会計予算書 P212～ |
| | | 第 3 項 | 交通安全対策費 …一般会計予算書 P218～ |
| | | 第 4 項 | 河川費 …一般会計予算書 P220～ |
| | | 第 6 項 | 都市計画費 …一般会計予算書 P224～ |
| | | 第 8 項 | 住宅費 …一般会計予算書 P232～ |
| | 第 2 条 | 債務負担行為（関係部分） | …一般会計予算書 P16～ |
| 11 | 議案第 103 号 | 令和 6 年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算 | |
| | | | …特別会計予算書 P97～ |

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞（補正予算）

- | | | | |
|----|-----------|------------------------------------|---------------------|
| 12 | 議案第 149 号 | 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算（第 9 号） | |
| | 第 1 条 | 歳入歳出予算の補正 | |
| | | 歳出第 8 款 | 土木費 |
| | | 第 1 項 | 土木管理費 …補正予算書（3）P54～ |
| | | 第 2 項 | 道路橋梁費 …補正予算書（3）P54～ |
| | | 第 4 項 | 河川費 …補正予算書（3）P54～ |
| | | 第 6 項 | 都市計画費 …補正予算書（3）P56～ |
| | | 第 8 項 | 住宅費 …補正予算書（3）P58～ |
| | 第 2 条 | 繰越明許費補正（関係部分） | …補正予算書（3）P9～ |
| | 第 3 条 | 債務負担行為補正 | …補正予算書（3）P13 |
| 13 | 議案第 151 号 | 令和 5 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号） | |
| | | | …補正予算書（3）P93～ |

- | | | | |
|----|-----------|----------------------------|---------------------|
| 14 | 議案第 156 号 | 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号） | |
| | 第 1 条 | 歳入歳出予算の補正 | |
| | | 歳出第 8 款 | 土木費 |
| | | 第 4 項 | 河川費 …補正予算書（4）P24～ |
| | | 第 6 項 | 都市計画費 …補正予算書（4）P26～ |
| | 第 2 条 | 債務負担行為補正 | …補正予算書（4）P10 |

<都市・環境常任委員会>

15	議案第 129 号	四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について	…議案書 P120～
16	議案第 130 号	四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について	…議案書 P122～
17	議案第 131 号	四日市市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について	…議案書 P125～
18	議案第 132 号	四日市市営住宅条例の一部改正について	…議案書 P134～
19	議案第 136 号	工事請負契約の締結について —近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（その 6）—	…議案書 P145～
20	議案第 137 号	工事請負契約の締結について —令和 5 年度～令和 7 年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務（北部） （単価契約）—	…議案書 P148～
21	議案第 138 号	工事請負契約の締結について —令和 5 年度～令和 7 年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務（中部） （単価契約）—	…議案書 P151～
22	議案第 139 号	工事請負契約の締結について —令和 5 年度～令和 7 年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務（南部） （単価契約）—	…議案書 P155～
23	議案第 148 号	市道路線の認定について	…議案書 P183～

<都市・環境常任委員会>

（その他報告）

24	四日市市営住宅長寿命化計画について
25	道路整備の方針の進捗状況について
26	令和 5 年度自動運転等実証実験の結果について
27	四日市あすなろう鉄道の運輸実績（令和 5 年度第三四半期まで）について

○環境部

<予算常任委員会都市・環境分科会>（当初予算）

28	議案第 99 号	令和 6 年度四日市市一般会計予算		
	第 1 条	歳入歳出予算		
		歳出第 2 款	総務費	
		第 1 項	総務管理費（関係部分）	…一般会計予算書 P126～
		歳出第 4 款	衛生費	
		第 1 項	保健衛生費（関係部分）	…一般会計予算書 P170～
		第 2 項	清掃費	…一般会計予算書 P176～
	第 2 条	債務負担行為（関係部分）		…一般会計予算書 P17～

<予算常任委員会都市・環境分科会> (補正予算)

29	議案第 149 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算 (第 9 号)	
	第 1 条 歳入歳出予算の補正	
	歳出第 4 款 衛生費	
	第 1 項 保健衛生費 (関係部分)	…補正予算書(3)P44～
	第 2 項 清掃費	…補正予算書(3)P46～

<都市・環境常任委員会>

(その他報告)

30	三重県が行った産業廃棄物不適正処理事案に係る行政代執行終了後の環境モニタリングについて	
----	---	--

○その他

(所管事務調査)

31	令和 5 年度人権施策推進懇話会及び令和 5 年度同和行政推進審議会について	
----	--	--

(その他事項)

32	2 月定例月議会での所管事務調査について (委員から提案があった場合)	
----	-------------------------------------	--

33	高校生議会からの意見書について	
----	-----------------	--

34	休会中の所管事務調査について	
----	----------------	--

- ・日程 (案) : 令和 6 年 4 月 15 日 (月) 午後 1 時 30 分 (年間予定より)
- ・調査項目について

35	ワイ!ワイ!GIKAIにおける意見整理について	
----	-------------------------	--

36	行政視察報告書案について	
----	--------------	--

37	2 月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて	
----	-------------------------------	--

- ①日程 : 令和 6 年 3 月 28 日 (木) 午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分
- 会場 : 総合会館 7 階 第 1 研修室
- 出席者: 副議長、4 常任委員会から各 2 名 (計 9 名)
- ※都市・環境常任委員会からは、伊藤委員長、笹岡委員

- ②日程 : 令和 6 年 3 月 30 日 (土) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
- 会場 : 三浜文化会館 2 階 視聴覚室
- 出席者: 議長、4 常任委員会からは各 2 名 (計 9 名)
- ※都市・環境常任委員会からは、辻委員、森委員

38	4 常任委員会報告会について	
----	----------------	--

- 日程 : 令和 6 年 4 月 23 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分

39	年間白書の作成について	
----	-------------	--

<会議用システム内のフォルダ>

- 09_2月定例月議会 - 01_本会議
- 02_予算常任委員会
- 07_都市・環境常任委員会

4. 委員長報告等

都市・環境常任委員会委員長報告（令和5年6月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第11号工事請負契約の締結につきましては、令和5年度国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業の地下駐車場出口移設に伴う仮設工事を行おうとするものであります。

委員からは、地下埋設物の移設記録の取り方について質疑があり、理事者からは、試掘箇所地下埋設物についてはデジタルデータ化しており、今後、3D都市モデルを活用したデジタル化を検討したいとの答弁がありました。

次に、議案第14号動産の取得につきましては、小型一般ごみ収集車の更新に当たり、南部清掃事業所で4台、北部清掃事業所で6台、計10台を新たに取得しようとするものであります。

委員からは、廃車となるごみ収集車の売却益について質疑があり、理事者からは、調達契約課において処分の手続きを行い、売却益は市の歳入になるとの答弁がありました。

また、委員からは、ごみ収集車の保有台数の考え方について質疑があり、理事者からは、現在は予備車を含めた49台を保有しているが、昨今の部品不足による修理期間の長期化に対応するため、予備車を増やすことも検討しているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、部品取り用の収集車の保有など、柔軟に検討してほしいとの意見がありました。

次に、委員からは、ごみ収集業務の民間委託の拡大について質疑があり、理事者からは、通常の収集に支障となりうる大規模な集合住宅等については、直営による収集の作業効率を上げるため、一部を民間委託していく予定であるとの答弁がありました。

また、委員からは、今後も基本的には民間委託よりも直営による収集を行っていくのかとの質疑があり、理事者からは、ごみの収集は市民生活に密接しており、災害時における対応という面からも直営を維持することが必要と考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、直営維持のための、新たな正規職員の採用について質疑があり、理事者からは人事当局と相談しているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、新たに多額の予算をかけてごみ収集車を取得するならば、市民への広報も含めて出発式を行ってはどうかとの質疑があり、理事者からは、出発式の予定はないが、出前講座や環境フェア等のイベントで展示していきたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、ごみ行政に対する市民の理解を深めるためにも、報道機関等を活用した広報をしてはどうかとの

質疑があり、理事者からは、報道機関も活用して、あらゆる場面で、啓発に努めていきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、ごみ収集車に設置されているドライブレコーダーのデータ管理及び活用について質疑があり、理事者からは、全車両にドライブレコーダーを取り付けており、各事業所でデータを保管している。また、警察から捜査協力の要請があればデータを提供する準備はあるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、ドライブレコーダーで車内の映像は録画できるのかとの質疑があり、理事者からは、外側前面の映像のみ録画可能であるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、職員の安全確保等の観点から、今後は車内を録画できるものの導入も検討してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、今後の収集車の取得について、スケールメリットがあるならば、まとめて発注・購入することはできないのかとの質疑があり、理事者からは、取得後概ね9年間とする塵芥収集車の更新計画に基づいて車両購入を実施しており、更新を遅らせてまとめて取得することは難しい。さらに昨今の部品不足による調達価格の高騰により、今回の発注でも1台当たりのコストは以前よりも高くなっているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、情勢をかんがみながら、調達コストを比較して安価になる場合は、大口発注も検討してほしいとの意見がありました。

次に、議案第 17 号市道路線の認定につきましては、別段質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 3 議案については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和 4 年度第 2 回四日市市環境保全審議会、令和 4 年度第 3 回四日市市営住宅入居者選考委員会、中心市街地再開発プロジェクトについて調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和5年6月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第4号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第3号)**【都市整備部・経過】****○第1条 歳入歳出予算の補正****《歳出第8款 土木費 第2項 道路橋梁費》****橋梁メンテナンス補助事業費・橋梁整備単独事業費**

Q. 国庫補助金の内示割れに伴う補助事業費の減額分は市単で対応することになるが、どの予算を充てるのか。

A. 橋梁整備単独事業費を増額補正し対応したい。

Q. 今回内示割れとなったが、過去3年の内示割れはどの程度であったか。

A. これまでは10%程度の内示割れであった。

Q. 橋梁の点検は、どのように行っているのか。

A. 基本的には近接目視で点検しており、場合によっては触診や打音検査も行っている。

Q. 橋梁の点検について、ドローンやレーダー等の新しい技術を使った点検手法は取り入れないのか。

A. 高所作業車、橋梁点検車、軌陸車等様々な資機材があり、それらを橋梁の規模に応じて使用し点検を行っている。現時点でドローンやレーダー等を用いた点検は想定していない。

(意見) 点検のコスト抑制や時間削減のためにも、ドローンやレーダーといった新しい技術について積極的に研究し活用してほしい。

《歳出第8款 土木費 第6項 都市計画費》

別段の質疑、意見はなかった。

○第2条 繰越明許費

別段の質疑、意見はなかった。

○第3条 債務負担行為の補正

中央通り再編工事費（市民公園）

- Q. 市民公園のイベント広場について、どのようなイベントの開催を考えているのか。
- A. 現在もフリーマーケットやジャズフェスティバルのメイン会場などで利用されているが、今回のリニューアルにより新たなイベント等が開催されることを期待している。
- Q. イベントが行われなときは親子連れが使えるような移動式の遊具を設置するなど、利用者を増加させるための取り組みや、市民の憩いの場となるような取り組みは行わないのか。
- A. 多目的に利用できる空間とすることが重要と考えており、あえて広場には何も設置せずに空間の価値や機能を向上させる方針である。
- Q. イベント広場については災害時の一時避難を想定した設計とするとのことだが、具体的な内容を確認したい。
- A. イベント広場は指定避難所となっている「じばさん」に隣接していることから、災害時の一時避難を想定した設計としており、大型の緊急車両の進入などにも耐えられる構造とするものである。
- Q. 市民公園整備に当たり、トナリエが所有する土地には影響は及ばないのか。
- A. 「じばさん」と市立博物館の間の土地についてはトナリエの所有であり、市民公園整備と一体でリニューアルできれば良いと考えているが、整備に係る費用負担等について現在トナリエと協議中である。
- Q. 市民公園に駐輪場を設置する計画だが、何台駐輪できるのか。
- A. 都ホテル付近に駐輪している台数を現地確認したところ、最大で約30台であったため、その台数に余裕分を見込み50台としたい。
- Q. 50台では少ないと考える。また、雨天時には自転車が濡れてしまうこと等を含めて、もう少し予算をかけて、中心部にふさわしい駐輪場にすべきではないか。
- A. 駐輪場については、中央通り再編に係る自転車道整備等も含めて最終的に決定していくので、駐輪台数や駐輪場の構造について改めて検討していきたい。

議案第5号 令和5年度四日市市水道事業会計第1回補正予算

○第2条 収益的収入及び支出の補正

議案第6号 令和5年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算

○第2条 収益的収入及び支出の補正

過年度損益修正損

Q. 今回の補正予算で補てんする金額はいくらか。

A. 過年度損益修正損で対応するものは、水道事業会計としては約2200万円、下水道事業会計については約1100万円である。

Q. 今回の還付以外に、必要となった費用はあるか。

A. 県水の受水費として、通常よりも約270万円、動力費として約150万円の費用が発生した。

Q. 今後の寒波による漏水及び濁水被害への予防策として、現時点でどのような対応を考えているか。

A. 冬季の事前広報として、蛇口等にタオルを巻くことに加え、少量の水を出しておくことなどの対応方法や、給湯器等の漏水多発箇所などを、ホームページや地区広報などを利用し、分かりやすく周知していきたい。

(意見) 凍結予防策については、自治会に協力を求めて口頭で周知すること等についても検討すべきと考える。

【結果】

以上の経過により、当分科会の所管部分につきましては、別段異議なく原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

都市・環境常任委員会委員長報告（令和5年8月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました5議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第27号及び議案第28号は、いずれも工事請負契約の締結についてでありまして、四日市中央線道路整備工事東工区の工事請負契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第30号ないし議案第32号は、いずれも工事請負契約の変更についてでありまして、四日市中央線道路整備工事ほか2件の工事請負契約につきまして、それぞれ変更契約を締結しようとするものであります。

委員からは、四日市中央線の工事にかかる議案への質疑として、工事を進めるにあたり、視覚障害者へどのような安全配慮を行うのか、との質疑があり、理事者からは、歩道にかかる工事では、仮設の点字ブロックを設置するなどの安全配慮を行いながら工事を進めたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、視覚障害者には工事の様子が伝わりにくいため、工事現場に配置される警備員から、積極的に声掛けを行うなどの安全配慮もしてほしい、との意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました5議案につきましては、いずれも別段異議なく可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてありますが、令和5年度第1回四日市市営住宅入居者選考委員会について、及び、令和5年度第1回四日市市環境保全審議会についての調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

決算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和5年8月定例会月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第18号 令和4年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【上下水道局・経過】

○一般会計

≪ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ≫

合併浄化槽設置費補助金について

- Q. 主要施策実績報告書では合併浄化槽について普及促進の目標が未達成となっているが、原因と今後の対応について確認したい。
- A. 合併浄化槽への転換に係る経済的な負担が大きいことが目標未達成の原因と考えている。事業の趣旨と補助金の活用について説明し、適切な時期に訪問するなど継続的な啓発に取り組みたい。

≪四日市市議会提言チェックシート 政策提言（前年度）の取扱い≫

合併浄化槽の水質浄化促進及び普及促進について（令和2年度継続分）

- Q. 合併浄化槽の普及促進及び維持管理の啓発のため、戸別訪問を行っているが、令和4年度の実績を確認したい。
- A. 令和4年度は4228件の訪問を行った。会計年度任用職員4名で、2班に分けて地区ごとに訪問している。平日昼間の訪問が基本だが、場合によっては土曜日や日曜日、あるいは夕方なども訪問している。
- Q. 訪問によって実際に面談した件数を確認したい。
- A. 令和4年度は2917件で面談を行った。3回訪問し、3回目も会えなかった場合はポスト等にパンフレットとチラシを投函している。

以上の経過により、職員が対象者を戸別訪問して啓発しているが、予算を拡大したとしても広報活動以上の対応が難しいこと、令和7年度に公共下水道の概成を予定し、合併浄化槽等の制度の見直しを行うための基礎調査を現在行っていることから、取扱いについては、全会一致により「終了」とすべきものと決した。今後も普及促進に向けて努力を続けてもらうとともに、取組状況を報告してもらうこととした。

≪ 歳出第6款農林水産業費 第3項農地費 ≫

別段の質疑、意見はなかった

○農業集落排水事業特別会計

別段の質疑、意見はなかった。

【都市整備部・経過】

○一般会計

◀ 歳出第8款土木費 第1項土木管理費 ▶

建築指導事務費について

Q. 老朽化した空き家の改善策は、建て替えか取り壊しのみか。

A. ほとんどの方が取り壊しを選択しているが、所有者によっては、外壁や屋根の修繕といった、危険状態を回避する対応をとっていただくこともある。

Q. ごみ屋敷への対応は、福祉的視点も必要と考えるが、都市整備部は、環境部や健康福祉部との連携は行っているのか。

A. 空き家となったごみ屋敷の問題は多部署にわたるため、市民生活部や環境部などと共に、空き家対策庁内検討会において連携し対応している。

また、空き家の所有者や相続人の中には、障がいや生活保護など様々な問題を抱える方もいることから、健康福祉部とも情報共有し連携を図っている。

(意見) ごみ屋敷や空き家にならない事前の対策が必要であると思うので、引き続き健康福祉部などとも連携し対応いただくよう要望する。

未登記道路調査事業費について

Q. 未登記道路（水路）の処理を進める中で、昨年度にトラブルになった事例はあるか。

A. 未登記道路は、地域のために個人の土地を道路として利用されていることで生じているケースが多く、昨年度、トラブルになった事例はない。

(意見) 今後、トラブルにつながる可能性もあるので、丁寧に対応してもらいたい。

Q. 未登記道路は、速やかに解消すべきであり、計画をしっかりと立てて処理していくべきではないか。

A. 未登記道路の処理は、境界立会で判明した案件ごとに処理を進めていくが、地籍調査を実施していくことで未登記道路の把握につながり、処理が進むと考えている。その点も踏まえて今後の課題としたい。

◀ 歳出第8款土木費 第2項道路橋梁費 ▶

境界査定業務費について

Q. 主要施策実績報告書を見ると、境界確認申請から立会日までの日数について目標に達していないが、目標の達成に向けた対策はあるか。

A. データを電子化することで事前準備の効率化を図っている。多大な申請件数に対応するためには、より体制を強化する必要がある。

地積調査事業費について

- Q. ドローン等の先進技術を取り入れた地籍調査を実施する予定はあるのか。
- A. 平面測量等にはドローンの利用はできるが、境界を決めるためには現場で立会うことが必要だと考えている。
- Q. 地籍調査を行うに当たり、用地課の職員は増員されているのか。
- A. 現在も地籍調査を行う職員を配置しているが、拡充も含めて人員配置の要望は行っていく。

道路冰雪対策費について

- Q. 融雪剤の散布については、降雪前の事前散布をアナウンスするなどの取組が必要と考えるがどうか。
- A. 融雪剤は、積雪後よりも積雪前に散布したほうが効果的であるとの検証結果があるため、各地区市民センターと協力して降雪前の散布が効果的であることを周知していきたい。

道路維持修繕費について

- Q. 道路損傷通報アプリの運用状況や、今後の展開について確認したい。
- A. 令和4年3月から職員向けに試行運用を開始し、職員からはシステムの仕組みや操作性の向上に関する意見をいただいている。また、同様のシステムを導入している先進市への聞き取りから、通報件数が増えたことによる業務への影響や通報内容の緊急性などの優先順位をどのように判断するかが今後の課題だと認識している。今後は効率的な補修対応が行える体制づくりや使いやすいシステムの構築に向けて取り組んでいく。
- Q. 補修を行う委託業者と道路損傷通報アプリの仕組みを確認したい。
- A. 道路損傷箇所を通報すると、現在は委託業者の代表会社と道路維持課へメールで通報が届く仕組みとなっているが、迅速な対応ができるようLINEを用いて通報時に、市の監督職員と委託業者の担当者に同時に連絡が入る仕組みを構築しており、令和5年度中の運用を目指している。
- (意見)スピーディーに進めてほしい。市の職員だけでなく、委託業者の専門的な目でも判断し、市民の安全を確保してほしい。
- Q. 主要施策実績報告書の道路損傷箇所での事故件数が目標達成に至っていないが、状況を確認したい。
- A. 令和4年度は同じ道路損傷箇所での事故が発生していた。その点を踏まえ、今までアスファルト補修材の仮埋めで補修を完了していたが、現在は仮埋め後、速やかに損傷箇所周辺の舗装を切り取り、舗装の打ち換えを行っている。
- Q. 新しい技術を取り入れて、壊れない道路にしていく必要があると考えるがどうか。
- A. 道路損傷は、舗装のひび割れから雨水が入りアスファルト下の路盤が緩むことで進行していくことから、損傷箇所周辺の舗装の打ち換えでは、まずは路盤を構築してア

スファルト舗装を行っている。その中で最新の工法があれば試行的に導入を検討したい。また、大型車両が多く通行する幹線道路などでは、生活道路よりも高質な舗装材料を使用して、舗装が長持ちするような施工をしている。事故件数を減らすための新しい技術については、道路損傷通報システムの活用は、道路損傷箇所を減らす取組の一つであると考えている。

社会資本整備総合交付金事業費（道路）について

Q. 小杉新町2号線における進捗状況を確認したい。

A. 県道小牧小杉線との交差点付近の暫定供用に向けて整備を進めている。また、県道四日市鈴鹿環状線側までの区間約500mを新設道路として整備しており、擁壁等の工事を進めている。

Q. 用地買収は全て完了しているのか。

A. 県道四日市鈴鹿環状線に近い東坂部町地内において、境界確定の段階であり、用地買収は完了していない。

（意見）交渉事なので、丁寧に対応してもらいたい。

◀ 歳出第8款土木費 第3項交通安全対策費 ▶

放置自転車対策事業費について

Q. 放置自転車対策事業費について、委託料には放置自転車等移送業務、自転車等駐車場管理清掃業務、近鉄四日市駅南・北自転車等駐車場指定管理料等が含まれるが、これらを包括的に委託することでコストを削減できないのか。

A. 近鉄四日市駅南・北自転車等駐車場については指定管理を行っている。自転車等駐車場管理清掃業務についてはシルバー人材センターに委託しており、包括的に委託するのは難しい。

Q. 放置自転車の未然防止のためにどのような取組を行っているのか。

A. 自転車の利用者が多い近鉄富田駅等では、毎日4時間程度自転車整理を行っている。利用者の少ない駅については、1日当たり2時間程度整理を行っている。

Q. 近鉄富田駅西口は駐輪場所が狭いために整理が必要になるが、駐輪場所を拡張できないのか。

A. 用地の面から拡張することは難しい。そのため駅東側には新たに敷地を借りて駐輪場の整備を行った。

（意見）立体駐輪場を設置するなど駐輪スペースを確保していかないと人手による管理は減っていかないので、そういったことも検討してもらいたい。

Q. 駐輪場所は鉄道利用者が利用するのに、市がその使用料や賃借料を払うことは疑問である。借りている値段を安くすることはできるのか。

A. 土地の評価額等を考えると通常より安く借りている。

交通安全施設整備単独事業費について

- Q. 過去には横断歩道が無く後から横断歩道が設置された箇所では、歩道との段差がそのままになっているが、段差の解消が必要ではないか。
- A. 歩道と横断歩道との段差解消は図っていくべきと考える。近年の新たに設置する横断歩道は交安委員会と協議し進めており段差が生じることは無いが、古い団地などについては現地を確認し解消に努めていきたい。
- Q. 踏切に近い交差点では、遮断機が下りていると交差点内に車が停車することがあるが、その対策はあるのか。
- A. 交差点のカラー舗装などにより交差点であることを分かるようにしたり、看板の設置などによる注意喚起を行っていきたい。
- (意見) 市内に踏切付近の交差点は多数あるので、相談があった場合はその都度対応してほしい

《 歳出第 8 款土木費 第 4 項河川費 》

ため池維持修繕費について

- Q. ため池の修繕工事は地元からの要望を受けて実施するとのことだが、市内のため池の状況について把握しているのか。
- A. 都市整備部が所管するため池は 82 か所あり、全てを詳しく把握しているわけではないが、地元自治会から修繕の要望が上がった際に、現地調査や聞き取りなどを行い、状況を把握している。
- Q. 地元から要望があった際の優先順位の考え方について確認したい。
- A. 堤体から漏水が生じている場合等、早期に修繕に取り組む必要があるため池から優先的に工事を進めている。
- Q. 年度によって修繕に係る費用にばらつきがある。毎年度の予算の平準化を含めて、計画的に対策をしていくべきと考えるがどうか。
- A. ため池の修繕に係る費用については、修繕の規模や内容によって、年度ごとにばらつきが生じてしまう。なお、防災重点農業用ため池に指定されている 38 か所については、令和 3 年度から耐震・豪雨・劣化調査を進めており、令和 6 年度に調査が終了することから、今後も国の補助金を活用し、計画的に耐震対策等を実施していきたい。

準用河川改修事業費について

- Q. 朝明新川の橋梁架け替えにかかる工業用水管の移設について、三重県企業庁との協議に期間を要しているとのことだが、目途は立ったのか。
- A. 現在のところ、移設に必要な用地取得については目途が立っておらず、工業用水管の移設時期や工法について、詳細な協議までは行っていない状況である。
- Q. 朝明新川は溢れることが多いが、本川である朝明川の整備も三重県に要望しているのか。
- A. 朝明川など県が管理する 2 級河川については、毎年、早期整備と適切な維持管理の要望を行っている。また、国が管理する 1 級河川鈴鹿川水系についても四日市市、鈴

鹿市、亀山市で構成している鈴鹿川改修促進期成同盟会を通じて要望活動を行っている。

Q. 準用河川改修事業について交付金の大きな内示割れを起こしているが、どのように対応していくのか。

A. 交付金については、国から県への交付金の配分が少ないことや、用地の取得が進んでいないことから、内示割れが生じた。令和5年度においては、令和4年度の明許繰越費と合わせて、用地取得できた部分の工事を進めていきたい。

《 歳出第8款土木費 第6項都市計画費 》

都市空間情報デジタル基盤構築事業費について

Q. 都市空間情報デジタル基盤構築事業は、今後も拡充していくのか。

A. 事業の1年目となる令和4年度は市内全域で3D都市モデルを構築し、令和5年度では、中央通り再編の設計を3D都市モデルで表現する。最終年度では、中央通りで整備されるセンシング機器で人流データ等を取り、人の動きを3D都市モデル内で表現する。まずは3か年計画で取り組む。

Q. 現在は、2次元のGISに様々な情報を入力しているが、今後は3D都市モデルに移行し、データベース化していくのか。

A. 3D都市モデルもGISをもとに3次元化しているため、今後は3年間のユースケースの状況を見ながら、市内全域の各種データを集約する1つの地図データとして、各分野で活用できるよう関係部局と調整していきたい。

(意見) 市が地下埋設物の基本情報を収集し、それを民間に活用してもらいつつ、工事等で変化が生じた際には基本情報の更新を行ってもらうような官民協力の体制を構築してもらいたい。

自動運転導入検討事業費について

Q. 自動運転導入検討について、どの時期にシステム構築を完成させるかなどの詳細な計画はないのか。

A. 技術的な部分や法整備の面で不透明なところが多く、詳細な計画を作成しづらいのが現状である。

Q. 現在の技術ではレベル4の段階まで来ていると考えるが、法律の壁があるならば、国や他の自治体、また自動運転に関連する企業等と連携して法整備を働きかけるといった動きはあるのか。

A. 自動運転に関連する企業等が国へ働きかけをしているということは把握しており、公式な会議ではないものの、実験を重ねてきた中で見えてきた課題の聞き取りを行う場などもあると聞いている。実装にあたっては、技術面と法整備が合わせて進んでいかないとできないものと考えており、法整備などの国の動きが示された時には対応できるように引き続き実験を重ねていきたい。

(意見) 国の動き等が見通せない中で、自動運転に係る予算を使い続けることには疑問

がある。期待している分野であるので、もう少し国等と連携してもらいたい。

Q. 2027年頃に中央通り再編事業が完了する予定だが、それに合わせて自動運転車両は導入できるのか。

A. 目標としては中央通りの再編後には導入したいと考えている。実際にどの自動運転レベルで導入するかについては、そのときの法整備の状況、技術面というところを見据えて考えていきたい。

(意見) 法整備の状況を見てとのことだが、自動運転と言いながら安全性を考慮して運転手を乗せるというのではインパクトがないので、そういった部分も踏まえて積極的に進めてほしい。

公共交通ネットワーク維持・再編事業費について

Q. 四日市市デマンドタクシーについて、利用ニーズ等の把握のためにアンケートを実施するが、アンケートの対象は利用登録者のみか。

A. これまでに利用登録をされたことがある約180人と、市街化調整区域の公共交通不便地域に居住する対象者から抽出した900人にもアンケートを実施する予定である。

Q. デマンドタクシーが始まったときから様々な声があったが、利用対象者でない人の声は集約されているのか。

A. デマンドタクシーに対する市民の声として、停車本数の少ないバス停を距離要件から外してほしいという意見がある。その他、今まで頂いた意見や今年度実施するアンケートの内容も併せて対応を考えていきたい。

(意見) 過去3年間の利用状況を見ても、本年度は利用者が増えていると実感している。デマンドタクシーの普及、啓発を行うとともに市民の意見を聞きながら拡充していてももらいたい。

Q. 利用対象者ではない人の声も拾うべきと考えるがどうか。

A. 今年度実施するアンケートの他にも、利用対象者ではない方からこれまでに頂いた意見を整理するとともに、これらの意見を地元へどういう形でフィードバックするか考えたい。

Q. 利用登録者は利用対象者全体の約5%という現状なので、さらなる啓発をお願いするとともに、本市西部にもタクシー利用のニーズがあるということをタクシー業者に感じてもらえるよう取り組んでももらいたいがどうか。

A. 制度をより良くしていく中で、当然知ってもらわないと使ってもらえないので、様々な方法を工夫し対象者に対する制度の周知を行うとともに、事業者にもタクシー利用のニーズがあるということを伝える。

Q. NPO団体や、地域包括ケアシステムの中でも同じような取組がある。これらとの連携はどうなっているのか。

A. デマンドタクシーの取組や健康福祉部の取組について情報共有を行っている。デマンドタクシーをより良い制度にしていく中で、NPO団体等への影響も踏まえ必要に応じて健康福祉部とも協議を行っていきたい。

Q. 地域ぐるみでよい取組を行っている事例を参考に、遅れている地域を行政が手助けする仕組みをつくる必要がある。デマンドタクシーは福祉的な性格が強いと考えるので、もっと幅の広い施策となるよう連携が必要だと考えるがどうか。

A. 国もそうした考え方を示しており、それに基づき市の方でも四日市市地域公共交通計画を策定し、あらゆる手段を総動員して移動手段を確保することを記載している。福祉としての移動支援、公共交通としての移動手段の確保はそれぞれが共存していくべきだという考えを持ちながら、市の公共交通という部分で健康福祉部とも連携しながら、地域を交えて議論していきたい。

(意見) 関係する部局や団体で会議体をつくってしっかり対応することが必要である。

(意見) 地域の中での移動は福祉タクシー等を活用し、地域から長距離を移動する場合は市の移動支援を活用するなどの仕組みをつくることも含めて検討してほしい。

(意見) 自動運転の時代に合わせて狭い道路を計画的に拡幅していく必要がある。道幅が狭い所に居住する人の利便性も考慮して再配置していくことも含めて議論してほしい。

花と緑いっぱい事業費について

Q. 高齢化によりボランティアメンバーが減少し活動が難しくなっている。若者の参加のための取組について検討しているか。

A. 広報等でも周知しているが、昨年度には、企業にCSR活動の一環として参加できないかアンケートを行ったところであり、こうした取組も含めてボランティア募集をしていきたい。

(意見) デジタルアートのような、四日市独自のNFT（代替不可能トークン）を作成し、若者が楽しみながら参加できるようなことも含めて検討し、ボランティアの確保を検討してほしい。

公園愛護会等育成費について

Q. 公園の維持管理にかかる今後の市の考え方を確認したい。

A. ボランティア団体に頼ってきた面があるが、高齢化等の問題もあるため、造園業者やシルバー人材センターへの委託業務も活用し、バランスを取りながら公園の維持管理に努めていきたい。

(意見) 市民緑地の担い手も高齢化しているので、その点も併せて検討してほしい。

公園施設安全対策費について

Q. 他市ではインクルーシブ遊具を取り入れて、みんなが楽しめる公園造りを行っている事例があるが、そういった取組を本市でも行えないのか。

A. 今年度、中央緑地で遊具を更新する予定だが、プロポーザル方式の入札における遊具提案条件にインクルーシブな遊具も設置するよう条件付けている。

(意見) 遊具更新の際には地域の人の声を聞きながら、より良い公園造りをお願いした

い。

Q. プロポーザルで出された業者提案は、非常に成果が出ていると評価している。今後は、業者提案に留めずに地元が自分事として公園管理に携われるような条件整備を行っていただきたい。

A. 来年以降も遊具の更新を予定しており、地元の意見も取り込めるよう進めて行きたい。

《 歳出第8款土木費 第8項住宅費 》

市営住宅整備事業費について

Q. 市営住宅入居の際の連帯保証人の考え方を確認したい。

A. 現在、市営住宅に入居の際は連帯保証人が必要だが、議会からの政策提言を受けて機関保証制度を令和4年1月から導入している。連帯保証人を不要とすることは全国的な流れではあるものの、連帯保証人を不要とした場合の課題は、今後、生じることも考えられるので、しばらく経過をみていきたい。

《 その他 》

都市計画決定がなされた公園について

Q. 都市計画決定した当時の状況や時代背景は変化しており、街区公園として都市計画決定された公園でも維持管理や活用がされない中、都市計画決定の見直し等を行わないのか。

A. 都市計画決定当時の経緯や都市計画上の位置づけを見ると、都市計画決定から外すというのは非常に難しいと思うが、決定を堅持するわけではなく、利用状況の実態等も見ながら総合的に判断する必要があると考える。

(意見) 公園に限らず、都市計画決定されているが、現実には計画どおり実施されていないところが市内各所にあると考える。計画を実施するのであれば、時代のニーズに沿って進めていく必要があり、状況が変化し費用対効果が見合わないものについては市の大きな方針の中で柔軟な対応をしてほしい。

○土地区画整理事業特別会計

別段の質疑・意見はなかった。

【環境部・経過】

○一般会計

《 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 》

市の施設への太陽光発電施設等の導入調査業務委託について

Q. モデルケースとした15施設について今後の方向性を確認したい。

A. 15施設に太陽光発電施設を導入していくというよりも、施設の種類や規模ごとの導

入モデルとするために調査・整理を行ったものである。今後、市の施設でなるべく再生可能エネルギーを活用していくこととしているので、太陽光発電施設等の導入も含めて今後整理をしていきたい。

Q. 公共施設の屋根に太陽光パネルを設置しようとしても構造計算上難しいという話もあったが、その辺は改めて検証するのか。

A. 以前と比べて太陽光パネルが軽量化されていることや、ソーラーカーポートのように施設の屋根以外への設置も検討するなど、2030年という目標を見据えて、こういったタイミングで何をしていくべきか整理していきたい。

Q. 四日市市環境計画を改定し、市役所としても温室効果ガス削減の具体的な計画を立てている。庁舎等への太陽光パネルの設置など、再生可能エネルギーの導入に向けた具体的な計画はあるのか。

A. 公共施設への太陽光発電設備をはじめとした再生可能エネルギーの導入については、国の計画を踏まえて、今年度中に整理していきたいと考えている。

(意見) まずは行政が率先して推進してもらいたい。

次世代環境人材育成事業費について

Q. 高校生地球環境塾について、市税を使って実施しているので、本市に対する提言や本市の取組を天津市、ロングビーチ市に紹介していくような取組がないと市民の理解を得られないと考えるがどうか。

A. 当事業については、国際環境協力の一環として、次世代を担う若い世代に、まずは四日市公害の歴史と教訓を学んでもらい、将来の自国の環境対策に反映していつてもらいたいという思いが前提にある。その中で種々の環境学習を通じて交流を深めてもらうことが目的であるので、その目的は果たしつつ、ディスカッション等を通じて3市の特徴を含めた提言等も作成してもらえよう取り組んでいきたい。

四日市公害と環境未来館団体見学実績について

Q. 本市の観光部門と連携し、四日市公害と環境未来館のPR活動を積極的に行うべきと考えるが、そういった取組は行っているか。

A. 四日市観光協会の職員からは施設の紹介など協力の申し出を得ている。

(意見) 今後も積極的に市外県外へPR活動を行い、誘客につなげてほしい。

北大谷斎場管理運営費について

Q. 北大谷斎場の利用者アンケートにおいて、施設の改修や設備の充実を求める意見があったとのことであるが、その後の状況について確認したい。

A. 北大谷斎場の式場1の改修は、施設構造的に難しく現実的ではない。また、風呂やシャワー室の水回りが斎場内にないことから、今後の対応について斎場の外につくった場合、斎場内の式場控室から距離があり、利便性や、費用対効果の面で課題があるため、専門業者と検討の余地があるか確認しながら取り組みたいというのが現状であ

る。

(意見) 今年度中に専門業者と検討するなど、整備に向けて進めてほしい。

Q. 家族葬が増える中で、式場1の需要はあるのか。

A. 民間葬儀業者からも、式場1のような一定規模の広さの会場を維持してほしいという意見がある。

Q. 福祉施設等への入所のため、やむを得ず、住民票を市外へ移した人が、市外居住者の火葬料金となる事例について、過去に問題提起されていたが状況を確認したい。

A. 介護保険制度の住所地特例の対象者である場合や、就学のため、市外に住民票を移している学生が万一亡くなり、市内の北大谷斎場で火葬する場合は、市内在住者と同等の取り扱いの対応ができるよう規則改正を行った。

Q. 北大谷斎場にかかる僧侶からの要望については聞き取りを行っていないのか。

A. 僧侶からは、控室が狭い等との意見をいただいている。僧侶控室は1つしかないため、日中は火葬棟の事務室の横の部屋を控室として使用しており、夜間でも利用できないか改修方法について検討している。

◀ 歳出第4款衛生費 第2項清掃費 ▶

ごみ減量推進事業費について

Q. クリーンセンターのごみ搬入量について、計画搬入量は毎年度減少しているものの、実績搬入量はあまり変化がない。今後のごみ減量に関する考え方を確認したい。

A. ごみの減量については、引き続き地道に市民、事業者に協力をお願いしていくとともに、市外等からの不当な持ち込み等々についても、厳重にチェックしていきたい。

また、今年度にクリーンセンターに持ち込まれるごみの組成分析を行う予定であり、それに基づいてどういった施策がごみ減量に効果的なのか考えていきたい。現状の取組としては、生ごみの削減について、キエーロやコンポストを普及させるためにマニュアル作成に取り組んでいるほか、以前より電気式生ごみ処理機の補助金制度を設けているが、事後申請も可能となるよう手順を見直し利便性を向上させた。これらの利用の促進や、食品ロス対策も含めて、生ごみの削減を一つの柱としている。

(意見) 電気式生ごみ処理機の補助制度に関わらず、種々の補助制度について、市民の利便性が向上するような取組をお願いしたい。

クリーンセンターへの搬入台数について

Q. 計画搬入台数と実績搬入台数に大きな差があるが理由を確認したい。

A. 市民の持ち込みについては、クリーンセンター稼働前までは土曜日の受入れを行っていなかったが、稼働後は土曜日にも受入れていること、またクリーンセンターでは全ての品目を持ち込めるといった利便性が市民に広まったことにより実績搬入台数の増加につながったと考えている。

Q. 現状の搬入台数であっても対応できているのか。

A. クリーンセンターでは、曜日に関わらず混雑するときもあるが、条例改正により1

台当たりの搬入量も少なくなっていることから、荷下ろし時間も早くなっている。
さらに、場内の誘導をスムーズに行うため交通誘導員を配置し対応している。

四日市市クリーンセンター見学受入実績について

- Q. 県外からの小中学校の見学が過去5年において0件のため、四日市公害と環境未来館と連携したPR活動が必要と考えるが、状況について確認したい。
- A. 四日市公害と環境未来館と比較して積極的な広報は行っていないが、新たな施設の建設を考える自治体から見学依頼がある。県外からの小中学校の見学がない理由は、自治体によってごみ処理方法が異なるため、それぞれの自治体のごみ処理施設を見学していると考えられる。
- (意見) 今後、ごみ削減の啓発といった教育的視点でPRを行い、県外の学校からも見学に来てもらえるよう努力してほしい。

粗大ごみ戸別有料収集について

- Q. 粗大ごみを玄関先まで持っていけない人への対応について確認したい。
- A. 現状では、玄関先まで出してもらおうようお願いしている。その際にそこまで運べないということであれば、まずは近所、親戚等にお問い合わせできないかを尋ね、それも難しい場合は、民間業者やシルバー人材センター等に玄関先まで出す作業を依頼してもらうよう案内している。
- Q. 自治体によっては、粗大ごみをフリマアプリ等で販売し収入を得る取組を行っているが、本市で実施する見込みはあるか。
- A. 以前は状態が良い粗大ごみについては四日の市で販売していたが、市民の中には粗大ごみを他人に販売してほしい人もいないことから、現在は行っていない。今後も他自治体の取組について研究していきたい。

議案第19号 令和4年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について

〈収益的支出 水道事業費用〉

経年管更新事業について

- Q. 水管橋の更新については、どのような状況か。
- A. 第3期水道施設整備計画に位置付けて進めており、令和4年度は、朝明川と米洗川の水管橋の設計を行うとともに、内部川の水管橋更新工事を実施した。

地下埋設物の電子化について

- Q. 管路施設管理台帳の電子化の状況を確認したい。
- A. 上水道、下水道ともに紙台帳から電子台帳への移行は、すでに実施済である。
- Q. 3Dデータは道路管理者等と共有しているのか。
- A. ソフトやプラットフォームの違いがあり、共有はできていないが、現在国交省がプ

ラットフォームを試験中であることから、近いうちに何らかの案が示されるのではないかと期待している。

有収率について

Q. 有収率について、令和3年度と比較して令和4年度は向上しているが、今後の目標や考え方はあるのか。

A. 有収水量については、人口減少、節水機器の普及等により年々下がっている。また、供給単価は令和3年度と比較して良化したものの、給水原価については委託料や動力費の高騰により令和3年度と比較しても悪化しているので、市民への需要喚起とともに、給水原価をどれだけ安くできるかといった双方の視点を持って効率的な経営に努めていきたい。

水管橋修繕について

Q. 員弁川にかかる水管橋について、東員町との懸案事項となっているが、令和4年度に調整等は行ったのか。

A. 令和4年7月に東員町長と面会し協議した。当該水管橋が東員町の町道も兼ねているため、そういった事情も含めて東員町がどのように考えているのかについて、今年度も意見交換をしている。仮に水管橋をかけ直すことになると、東員町の協力も必要となるので、今後も機会のあるごとに東員町と意見交換をしていく。

議案第21号 令和4年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について

〈収益的収入及び支出 下水道事業費用〉

雨水対策事業について

Q. 浜田通り貯留管の供用開始に伴う効果を確認したい。

A. 浜田通り貯留管は令和4年5月に暫定的に供用し、令和5年3月に本供用を開始した。供用開始後に局部的ではあるもののゲリラ的な降雨が5回ほどあったが浸水被害は発生していないことから効果は発現されていると考えている。

Q. 市内で局部改良が必要な箇所はどの程度あるのか。

A. 市内で浸水しやすい箇所は10か所以上はありと認識している。それらについて、地元から要望をいただきながら推進計画に位置付け、順次整備を行っている。

Q. 六呂見の調整池について、現在の進捗状況を確認したい。

A. 令和4年度においては、基本設計や地質調査、測量の調査等を行った。現在はそれらを踏まえて、都市計画決定の変更作業を進めている。令和6年度に用地取得、令和9年度頃に工事着手を予定している。

Q. 雨水管理総合計画で重点地域に定めている南四日市駅周辺の今後の計画について確認したい。

A. 同地区は家屋が連坦しており、適地の選定が非常に厳しく、工業用水等の埋設もあ

るため、道路下に貯留管を入れるのも困難である。難しい現状だが、調整池の候補地の選定のため、調査を続けている。

四日市市生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）について

Q. 単独処理浄化槽・汲み取りについての基数の推移を確認したい。

A. 市全域での基数は、令和3年度末で、単独処理浄化槽が6995基、合併浄化槽1万3085基の計2万80基、令和4年度末で単独処理浄化槽が6566基、合併浄化槽が1万2916基の1万9482基である。

Q. 市街化区域においては令和7年度までに公共下水道を整備する計画だが、市街化区域であっても現時点で公共下水道に接続していない場合、合併浄化槽の補助金は交付されるのか。

A. 令和7年度までに公共下水道を整備する予定の区域は、補助金が交付されない。

Q. 市街化区域であっても、公共下水道が整備できない場合の対応はどうなるのか。

A. 下水道管が事情によって埋設できない区域は必ず出るので、そういったところを個別に抽出し、合併浄化槽の補助率を上げることなどを含めて今後検討していきたい。

下水道事業全般について

Q. コンパクトシティ化の方針が国から出ている中で、それに沿ってまちづくりを行えば新たにインフラ整備をする必要はないが、市街化調整区域に開発が及ぶと、余分なインフラ整備をする必要があり、結果的に下水道料金に反映されることを危惧している。そのため、本市のまちづくりと下水道事業が連動しているのか確認したい。また、三滝通りの桜並木の下は水路だったが市の事業で埋め立てた結果、降雨で浸水するようになった。行政施策によって悪影響が出ているならば、その対応には行政が責任を負うべきではないか。

A. 本市では地域社会を持続させていくための施策として、市街化調整区域であっても宅地分譲できる制度としているが、上下水道事業の観点では、そうした人口が少ない地域であっても上下水道設備を整備する必要があり、効率面から見ると、コンパクトシティ化に沿った取組を行わなければ上下水道事業は成り立たないと考える。一方で、中心市街地再開発事業の中で、市街地中心部において新たな下水管の布設や、バスタ事業に関連して諏訪栄町周辺の水道管を更新する計画があるほか、中央通りには雨庭的な役割も付与する計画であり、望ましいものだと考える。

また、三滝通り周辺を含む中心市街地の下水道整備としては、老朽化しているポンプ場が多いことから、浜田通り貯留管に頼り切りになるのではなく、阿瀬知雨水幹線の下流に新たにポンプ場を設置し排水能力を向上させる計画である。これにより、市役所本庁舎周辺の排水力を向上させ、中心部に居住していただくよう取り組むことは上下水道事業の面からも、また、空き家対策等のまちづくりの面からも必要な施策だと考えている。

(意見) 田のあぜをかさ上げして貯水池機能を持たせることも含めて施策を展開しない

と、今の豪雨には対応しきれないと考えるので、その辺りも検討してほしい。

《その他》

公営企業会計における利益の処分について

- Q. 利益剰余金は減債積立金に積み立てているとのことだが、令和4年度の水道事業会計における企業債残高は令和3年度よりも約1億3500万円減少しているが、減少した理由を確認したい。
- A. 令和4年度中に新たに9億490万円を借り入れた一方で、同年度中に約10億4000万円を償還したためである。
- Q. 企業債の償還について、なぜ毎年度10億円程度を償還しなければならないのか。
- A. 償還年次表において当該年度における償還額が定められているので、それに基づいて償還するものである。
- Q. 全ての企業債を償還する見込みはあるのか。
- A. 水道事業、下水道事業は装置産業であり、施設整備には多くの投資が必要になるため起債をすることが避けられず、企業債残高がゼロとなることはないと考えます。
- Q. 水道事業会計、下水道事業会計における繰入金の考え方を確認したい。
- A. 水道事業、下水道事業については、基本的には、独立採算の原則の基、利用者から徴収する料金及び使用料に基づき事業を展開していくものであるが、例えば、下水道事業の雨水処理事業や汚水処理事業の不明水対策など、使用料ではなく税によって賄うべきとされる基準が、総務省により定められており、これらの事業にかかる費用の財源については、一般会計から繰入れることとしている。
- Q. 下水道事業に税を投入することについて、市民への説明はどのように行っているのか。
- A. 決算書の中で他会計負担金、他会計補助金の金額を記載しており、内容はホームページにも掲載しているが、水道事業会計、下水道事業会計の決算は、市民に分かりにくいという議会等からの指摘も受け、「わかりやすい水道事業の決算」「わかりやすい下水道事業の決算」を作成している。
- Q. 決算の内容は次年度の予算にも連動するものであるので、しっかりと市民にアピールする施策展開をお願いしたいがどうか。
- A. 水道事業会計、下水道事業会計の決算、予算については専門的な部分や専門用語も多いので、その点にも留意して広報に努めたい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく原案のとおり認定すべきと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についてはありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和5年8月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第22号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第4号)について

【都市整備部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

＜＜歳出第8款土木費 第2項道路橋梁費＞＞

別段の質疑、意見はなかった。

＜＜歳出第8款土木費 第4項河川費＞＞

準用河川改修事業費について

Q. 準用河川改修事業費は当初予算に対し、国からの交付金の交付率が低いですが、市内全ての準用河川について、国に交付金の申請を行っているのか。

A. 準用河川事業については、国から県への交付金の配分が少ないことから、朝明新川、源の堀川の2河川に絞って申請を行っている。

Q. 市の管理河川は、交付金事業の対象になるのか。

A. 交付金事業の対象になるのは準用河川で、事業費が4億円以上のものが対象となる。

Q. 国の交付金以外で、活用できるものはあるのか。

A. 交付金ではないが、緊急自然災害防止対策事業債がある。準用河川、普通河川とも改修を行うものについては起債の対象となるので、この起債を活用して事業を進めている。

Q. 準用河川に係る交付金については三重県への配分枠が限られているとのことだが、その配分枠を増額してもらうためにはどういった方法があるのか。

A. 河川に限らず道路であっても、同盟会などで、国や県に要望活動を行っている。

特定の河川や道路の進捗を要望する中で、事業全体の予算の確保もお願いしている。

(意見) 2河川とも重要な河川のため、しっかりと整備を進めてほしい。

(意見) 防災安全の予算は国土強靱化対策でもあるので、しっかりと要望活動をしてもらいたい。

＜＜歳出第8款土木費 第6項都市計画費＞＞

公共交通ネットワーク維持・再編事業費について

Q. 補正予算可決後、いつ事業者に燃料費高騰支援が届くのか。

- A. 補正予算可決後、補助要綱を作成し、申請期間を定めていく。できるだけ早く対応できるように進めたい。
- Q. 本支援にかかる申請書類等の手続きは、煩雑なものとならないか。
- A. 三重県では先行して手続きが始まっているので、三重県の様式を参考に同様な形で整理していきたい。
- (意見) 各種問い合わせがあると考えるので、丁寧かつスピーディーに対応してほしい。また、申請が行われたら速やかに処理してほしい。
- Q. 乗り合いバスや鉄道のうち、どこが補助の対象となるのか。
- A. 対象としているのは、鉄道事業者はあすなろう鉄道、三岐鉄道、伊勢鉄道、バス事業者は三重交通と三岐鉄道となる。
- Q. タクシー事業者にも動力使用量（LPガス）の価格高騰相当分を国が支援するが、タクシー事業者に配車を依頼しても、出払っていて予約できない状況がある。この状況をどう解消していくのか。
- A. 具体的の方策は持っていないが、タクシー協会と話をする場で声はしっかり届けていく。
- Q. 地域包括ケアシステムの中で送迎事業を行うNPO団体などにも、ガソリン価格高騰に対する支援が必要と考えるがどうか。
- A. いただいた意見を福祉部局に伝えさせていただく。
- Q. 自主運行バスへの支援はどうなっているか。
- A. 自主運行バスは、バス事業者との委託契約で、年間運航経費から運賃収入を除いた費用を支払っているため、その中で燃料費高騰分も含めた形で賄うこととなる。
- Q. 生活バスよっかいち支援対象外だが、別の支援があるのか
- A. 生活バスよっかいちが運行を委託している、三重交通へ燃料費高騰分を支援する。

○第2条 債務負担行為の補正

別段の質疑、意見はなかった。

【環境部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

<<歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費>>

地球温暖化対策事業費（スマートシティ構築促進補助金）について

- Q. 予算分科会追加資料 20 ページにあるV2Hに対応する車種の長所・短所の説明は、何を根拠に記述しているか。
- A. 経済産業省ホームページ上にある資料を参考に作成している。
- (意見) 電気自動車等の性能は絶えず変化するので長所や短所ではなく、果たすべき役

割を中心に記述すべきと考える。

- Q. スマートシティ化を実現させるためには特定のエリアを定めて計画初期に行政による政策的な仕掛けをしていかないと難しいと考える。本市の財政力ならばスマートシティ化を図れると考えるが、具体的な方策を検討しているか。
- A. 他市において、まち全体をエコタウン化した実績があることは把握している。本市においては、まずは戸建住宅から「創エネ」「蓄エネ」「省エネ」を進めるための支援をしているが、他市の事例も参考としつつ、市の施策としてどのように進めていくのがよいのか十分に研究していきたい。
- Q. 先進技術を本市で支援・導入することで、市のイメージを向上することができる。環境面で優れた施策があれば、公害を経験した自治体のまちづくりとしてアピールできるので、そのような施策を検討すべきではないのか。
- A. ディベロッパーが特定のエリアに先進技術を取り込むスマートシティ構想のようなものを立ち上げる際に、我々もそこに関わっていくという考え方は非常に重要だと考えている。そのような働きかけ等があれば、連携していきたい。
- Q. 本市のスマートシティ構築促進補助金は、太陽光発電設備単独の申請でも対象となるか。
- A. スマートシティ構築促進補助金制度については太陽光発電設備と蓄電池やHEMSといった複数設備の組み合わせを対象としており、太陽光発電設備単独では対象とならない。

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金について

- Q. 新しい補助金制度では、太陽光発電設備単独で申請が可能となるようだが、既存の太陽光設備への補助制度と何が違うのか。
- A. 大きな違いとしては、今回新設する補助金制度は、FIT制度を利用する方は対象外であることに加え、発電した電力量の30%以上の自家消費を要件としている。
- Q. 太陽光発電設備の補助要件として、発電した電力量の30%以上を、申請した住宅敷地内で自ら消費しようとするものであることとあるが、電力契約等で30%以上を自家消費分と設定できるのか。
- A. 電力の契約時には自家消費量を設定することはできない。そのため、補助金申請時に電力量の30%以上を自家消費を行う計画書を提出していただく予定であり、自家消費を促していきたい。
- Q. 今後本市において脱炭素先行地域に応募する考えはないのか。
- A. 脱炭素先行地域については、一定の地域でCO₂排出量を実質ゼロとすることと、民間企業と連携することが募集要件となっているが、現在、本市においては募集要件を満たすようなエリアがないという状況である。
- (意見) 一定地域を定めてCO₂排出量を実質ゼロとする取組が難しいことは理解する

が、市として様々な施策を実施する中で、脱炭素先行地域の方向性を探ってほしい。

Q. 他市のゼロカーボンシティ施策といった先行事例を参考とし、一定区域の住宅開発を行う場合、都市整備部と連携してその区域をゼロエネルギー区域にするといった、具体的な方策は検討できないのか。

A. 都市整備部とも情報共有を行い、先行事例を研究しつつ可能性を探っていきたい。

Q. 脱炭素先行地域に続く次善の策として、国の重点対策加速化事業の活用は検討しないのか。

A. 三重県が今年度同事業の採択を受けたことから、当該制度の活用により、本市にこの事業を財源とした補助金が交付される。本市としても重点加速化事業を活用できるよう検討したい。

(意見) 公共施設の大規模改修や改築の際には率先してZEB化等を進め、その上で、民間の取り組みを促進していくという考え方もあるので、このような点も含めて積極的に進めてほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会の所管部分につきましては、別段異議なく原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

都市・環境常任委員長報告（令和5年11月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第69号 四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正について 及び 議案第70号 四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、農業集落排水事業の公営企業会計への移行に伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、農業集落排水事業の公益企業会計への移行に伴い、各地域の組合等との関係性に変化が生じるのかとの質疑があり、理事者からは、市側の会計処理を変更するものであり、農業集落排水利用者に影響が及ぶものではないとの答弁がありました。

議案第71号 四日市市水道事業給水条例の一部改正について 及び 議案第72号 四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正につきましては、水道整備・管理行政の一部事務が厚生労働大臣から国土交通大臣へ移管されることに伴い、関係する規定を整備しようとするものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第 76 号ないし議案第 78 号は、いずれも工事請負契約の締結についてでありまして、四日市市民公園整備工事ほか 2 件の工事請負契約につきまして、それぞれ請負契約を締結しようとするものであります。

委員からは、近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事への質疑として、円形デッキの整備工事全体の費用を確認したいとの質疑があり、理事者からは、当初、円形デッキ全体の工事費を約 17 億円、それに伴う土木工事費を約 6.8 億円と見込んでいたが、物価高騰等の影響により土木工事費が約 8.8 億円に変更となった。残りの建築工事費については精査中である。また、円形デッキを含めた近鉄四日市駅東西に設置する歩行者デッキ全体の工事費用についても、当初約 45 億円を見込んでいたが、物価高騰の影響を受けるため 2 割程度上昇に留めるよう努力しているが、こちらも精査中であるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、円形デッキ全体の整備費用が明確でない中で土木工事に係る契約を認めてしまうと後戻りできなくなるので、全体の整備費用について一定の線引きが必要ではないか、との質疑があり、理事者からは、現時点で精査中であるが、25 億円程度を見込んでいるとの答弁がありました。

また、委員長からは、資材の単価については、物価高騰が収まり、逆に下落しているものもあるので、そういった部分も検討すべきと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、個々の資材の単価については当然把握し発注を行う。また、資材単

価だけではなく、工賃も関係するため、これらを含めて精査しているとの答弁がありました。

他の委員からは、円形デッキ設置を含めた中央通りの再編、新図書館の整備、JR 四日市駅周辺への大学設置など、一連の事業を含めた全体像やこれらの整備に係る総額を示し、その上で市民の協力を得ながら事業を完成させていくという視点が必要であるとの意見がありました。

他の委員からは、円形デッキの工事費について、デッキを直線的な配置にする場合と比較してどうかとの質疑があり、理事者からは、円形デッキの方が費用的には増加するが、まちなかの景観づくりと公共交通機関間の移動ルートの確保を両立できることから円形デッキとしているとの答弁がありました。

他の委員からは、円形デッキの総工費が見えない中で、今後資材等の価格が上昇し、想定を大きく超える金額となった場合、市民の理解が得られるのかということもあるので、ある程度円形デッキの総工費を明確にすべきであるとの意見がありました。

また、委員からは、円形デッキとする理由に係る質疑があり、理事者からは、円形デッキを設置する場所は近鉄四日市駅東側であり、市内外から多くの方が訪れる場所であり、まちなかの景観形成の面からも、本市の玄関口のシンボルとなるようなデザインが求められる。また、近鉄四日市駅からバスタやあすなろう鉄道など、複数の交通機関間を移動するルートを確認して

いく必要性があること等を踏まえ、一番機能的なものということで円形デッキを設置するものであるとの答弁がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、現時点で円形デッキに係る工事費用の全体像が見えず、円形とすることの必要性に係る説明も乏しいため、当議案に反対するとの意見がありました。

次に議案第 84 号及び議案第 85 号は指定管理者の指定についてでありまして、四日市市北部墓地公園の指定管理者の指定及び四日市市営中央駐車場及び四日市市営本町駐車場の指定管理者をそれぞれ指定しようとするもの、及び、議案第 93 号市道路線の認定につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案につきまして、議案第 77 号 工事請負契約の締結について ―近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（その 5）― について採択を行ったところ、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決したしだいであります。議案第 77 号を除く 9 議案につきましては、別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和 5 年度第 2 回四日市市営住宅入居者選考委員会について、風致地区における太陽光パネル設置のための開

発の進捗状況についての調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

【請願（審査の経過と結果）】

都市・環境常任委員会に付託されました請願第5号 四日市市中心市街地における公設喫煙所の設置を求めることについて、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本請願につきましては、請願者から趣旨説明の申出がありました。これに対し当委員会では、12月6日に委員会を開催し、審査に先立ち、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

請願第5号については、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

スターアイランド取壊し及び中央通り再編に伴う喫煙所撤去に起因し、民間設置の灰皿への喫煙者の集中や、たばこの吸い殻のポイ捨てによる景観被害等が地域課題として顕在化している。

このような中、分煙環境の整備は諸課題の解決につながり、健康被害の抑制と快適な環境を提供し、同時に喫煙者の権利を尊重することができる。

以上の理由から、中心市街地の分煙環境整備を実施することで、地域課題を解決し、公共空間の質を向上させることを目的として、すでに撤去された近鉄四日市駅東側の公設喫煙所2か所の早期機能回復のため公設喫煙所を設置してほしいとのことでありました。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、たばこの吸い殻のポイ捨ての実状についての質疑があり、請願者から

は、定期的に清掃活動を行っているが、その際に一番多く見られるものがたばこの吸い殻であり、実状はそこまで減っていないとの説明がありました。

他の委員からは、喫煙所撤去の際に商店街振興組合等に行政から説明はなかったのか、との質疑があり、請願者からは、スターアイランド近辺の喫煙所撤去については日数が経っていて把握していないが、中央通りの喫煙所撤去の際は、商店街振興組合等には正式な話はなかったとの説明がありました。

他の委員からは、事業者が自ら設置する灰皿の管理状況について質疑があり、請願者からは、各事業者が自主管理を行っているが、公共の場所に落ちている吸い殻は自治会や商店街振興組合などが地域で清掃しているとの説明がありました。

また、他の委員からは、公設喫煙所を設置する場合、撤去前と同一の場所に設置すればよいのかとの質疑があり、請願者からは、撤去された2か所分の機能回復を希望するものであり、場所について希望はないが、喫煙者の認識として撤去前と同じ場所に設置されると利用しやすいと考える。また、公共交通機関で本市を訪れた人の利用にも適した場所が望ましいとの説明がありました。

次に理事者からは、令和3年度のスターアイランド解体に伴って付近の喫煙所が撤去される際には、地域に説明を行っている。その際に自治会等に喫煙所の代替地に係る協議も行ったが、同じ場所に復旧することは難しく、その後も相談しているが、適当な場所も見つからなかったため、撤去されたままとなっている。また、中央通り再編工事に伴い、近鉄四日市駅東側のタクシー乗り場付近に設置されていた喫煙所を一旦撤去しているが、その際にも地域に説明は行っているとの

補足説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、本市が進める中央通りの再編においてバスタやペDESTリアンデッキ等に喫煙所は設置されるのかとの質疑があり、理事者からは、工事の関係で喫煙所を1か所撤去しているが、工事の中で仮設の喫煙所を設ける予定である。また、工事完了後の喫煙所の設置については、環境部や地元とも調整し、中央通りだけではなく区域全体で考えていきたいとの答弁がありました。

これに対して委員からは、自治会や商店街振興組合と十分協議を行い、都市美観の観点から適当な場所に喫煙所が設置されるよう積極的に検討してほしいとの意見がありました。

また、委員からは、四日市市路上喫煙の禁止に関する条例に係る市のホームページでは、すでに撤去された1か所の喫煙所が掲載されたままになっているため更新すべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、請願には喫煙者と非喫煙者の双方が協調することで共存が可能になるとあるが、この部分に対する行政の役割について確認したいとの質疑があり、理事者からは、喫煙者が決められたところで喫煙するというマナーを守れるように地域と協力し設置場所の確保に努めているが、適当な場所の確保が難しいというのが現状であるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、地域と議論を進め、よりよい方向で進めてほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、現在ある喫煙所の維持管理の状況と、今後公設喫煙所を設置した場合の維持管理の方法につい

て質疑があり、理事者からは、現在の公設喫煙所の維持管理は環境部が行っている。また、今後公設喫煙所を設置する際も維持管理は行政が行うものと考えているが、他市町の状況等も確認しながら、適切な方法を研究したいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、まちづくりの観点から公設喫煙所の維持管理については地域の協力も位置付けていくべきと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、維持管理について他市町の事例を研究する中で、地域に協力いただくことになるかもしれないが、その際は事前に十分に協議を重ねながら、望ましい在り方を追求したいとの答弁がありました。

他の委員からは、公設喫煙所を設置する際の設置時期についての質疑があり、理事者からは、来年1月から2月頃に仮設の喫煙所を設置できるよう進めているが、本設については工事の進捗に合わせて設置を見極める必要もあるため、具体的な場所や時期を明言することができないとの答弁がありました。

これに対して委員からは、市たばこ税は市の財源であるので、喫煙所設置等の環境整備を行うことも行政の業務だと考える。できるだけ早く喫煙所の設置を行ってほしいとの意見がありました。

また委員からは、四日市市路上喫煙の禁止に関する条例の実効性を確認する質疑があり、理事者からは、条例では過料を徴収できることとなっているが、徴収までに至った事例はなく、指導や注意、喫煙所への誘導を行うことが中心となっているとの答弁がありました。

また委員からは、ルールを守ってもらえるよう取り組んで

ほしいとの意見がありました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、請願第5号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和5年11月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第44号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第6号)**【環境部・経過】****○第2条 債務負担行為の補正****喫煙所清掃等業務委託**

Q. 清掃の対象となる喫煙所は何か所あって、どのような清掃委託をしているのか。

A. 喫煙所3か所に設置してある灰皿やアクリル板の清掃を委託している。今年6月に中央通り再編工事に伴い、近鉄四日市駅東側の喫煙所は撤去され、現在は、2か所の喫煙所の清掃を行っているが、その他、駅周辺の吸い殻の清掃も行っており、来年2月には撤去された喫煙所の代替として仮設の喫煙所が設置される予定である。設置後はそちらも含めた3か所の清掃を継続していく。

Q. 3か所の清掃で年間約200万円もかかっているが、どのような理由か。

A. 早朝から清掃作業を行っており、喫煙所の清掃に必要な道具を運搬し、吸い殻の撤去、灰皿内の水の交換作業がある。また、祝日や年末年始等も関係なく、毎日清掃業務を行っていることからこのような金額になっている。

路上喫煙禁止等に係る啓発等業務委託

Q. 本市の啓発活動の実態はどのようなものか。

A. 警備会社に委託し、喫煙禁止エリアを巡回し、路上の吸い殻の回収や喫煙者への指導、喫煙所への誘導等を行っている。毎週金曜日をはじめ、年末年始やゴールデンウィーク、お盆を中心に年間60日巡回している。

【都市整備部・経過】**○第2条 債務負担行為の補正****都市公園施設総合管理業務委託・都市公園等施設管理業務(維持修繕等)委託**

Q. 都市公園施設総合管理業務委託と都市公園等施設管理業務(維持修繕等)委託を比較すると、前者が12か所の大型公園の維持管理で約7100万円であるのに対し、後者が511か所の公園で約8800万円であり、前者のほうが1公園における金額が高いのはなぜか。

A. 12か所の大型公園は常駐管理を行っているが、511か所の公園は利用者からの連絡をいただく中で随時、現場対応をするなど委託内容が異なる。

Q. 12か所の大型公園は常駐で管理する必要はあるのか。

A. 大型公園は常に多くの人を利用する公園であり、公園施設も多く修繕など緊急性が求められることから、常駐管理を委託している。

都市公園等施設管理業務（除草清掃等）委託

Q. ムクドリが木にとまると、下にふんが落ちるが、これは公園管理の範囲内として定期的に清掃するのか。

A. 街路樹は公園緑政課が管理をしており、シルバー人材センターに維持管理を委託している。この委託の範囲内であればシルバー人材センターが清掃を行っている。

(意見) 近鉄四日市駅前のタクシー乗り場付近など、地面がブロック等で舗装されている所にふんが落ちてると非常に気になるため、その辺りも含めて清掃をお願いしたい。

議案第51号 令和5年度四日市市水道事業会計第2回補正予算

【上下水道局・経過】

○第2条 収益的収入及び支出の補正

漏水修繕業務委託

Q. 漏水修繕業務委託料を3000万円増額補正することだが、経年劣化により漏水が増加しているのか、それとも気温等の理由で増加しているのか。

A. 経年劣化による面もあると思うが、年度により漏水件数にばらつきがあり、はっきりとした要因を特定することは難しい。

Q. 漏水の修繕を行う場合、漏水箇所のみ修繕するのか、一定の範囲で漏水対策を行うのか。

A. 部分的に修繕する場合もあれば、管路が古い場合は、漏水箇所のみならず、水道本管から水道メーターまで新しく引き替えることを基本とし、対応している。

(意見) 今後も漏水が発生しないよう適切に対応いただきたい。

議案第53号 令和5年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算

別段の質疑・意見はなかった。

議案第94号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

【都市整備部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第8款土木費 第6項都市計画費 ▶

公共交通ネットワーク維持・再編事業費

Q. タクシー事業者への燃料費高騰分の支援は県が行っているのか。

- A. タクシー事業者への燃料費高騰分の支援は、国が高騰分の全てを支援している。県は、タクシー事業者に対して、デジタル化や売上げが下がった場合の運行継続への支援を行っている。

【結果】

以上の経過により、当分科会の所管部分につきましては、別段異議なく原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告（令和6年2月定例月議会）

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第97号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第8号）について

【都市整備部・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

《歳出第8款土木費 第8項住宅費》

能登半島地震被災者生活準備支援金について

- Q. 能登半島地震被災者生活準備支援金だけでなく、他の支援制度もあるが、被災者は、一つの窓口で手続きを行えるのか。
- A. 市役所本庁舎1階の令和6年能登半島地震被災者支援相談窓口において基本的に全ての手続きが行える。
- Q. すでに入居についての相談はあるのか。
- A. 現在までに3件の相談があり、うち1件は親族のいる他都市での入居を選択された。残りの2件の内、1件はすでに本市の市営住宅に入居されている状況である。
- Q. すでに市営住宅へ入居されている人には、補正予算可決後に改めて支援金の案内を行うのか。
- A. そのとおりである。

第2条繰越明許費の補正（関係部分）

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

都市・環境常任委員会委員長報告（令和6年2月定例会月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました9議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第129号 四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正につきましては、「漁港漁場整備法」及び「風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定に関する基準を定める政令」の改正等に伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、今回の条例改正について、風致地区における太陽光発電施設設置への影響を確認したいとの質疑があり、理事者からは、風致政令の改正により、今後、風致地区における蓄電池設置について市長の許可が必要となるものであり、太陽光発電施設の設置自体に関する影響はないとの答弁がありました。

また、委員からは、太陽光発電施設は蓄電池も備えているのではないのかとの質疑があり、理事者からは、現在、風致地区に設置されている太陽光発電施設について蓄電池は設置されていないが、今後は設置される可能性があるため、その際は市長の許可が必要となるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、今回の条例改正は、今後蓄電池の普及が進むことを見越したものなのか、また、蓄電池を設置することで何らかの環境負荷があるのかとの質疑があり、理事者からは、国においても2050年カーボンニュートラルの実現を目指

す中で蓄電池の普及が見込まれるため、それを見越して規制をかけていくものと認識している。また、蓄電池も太陽光発電施設や建築物と同様に、風致地区の風致を乱すおそれがあるため許可対象に追加されたものであるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、蓄電池は建築物に該当するののかとの質疑があり、理事者からは、蓄電池を収納する空間に人が立ち入らないものについては、建築物に該当しないとの答弁がありました。

次に、議案第 130 号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正につきましては、建築基準法施行令の改正により新たな緩和規定の認定申請に伴う手数料を追加する等、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、今回の緩和規定に伴って、例えばセットバックする前に敷地内に収まっていた庇が、セットバック後に道路とみなされる部分にかかってしまうことを認めるものであるが、緊急車両等が道路走行中にこの庇を損壊させた場合、責任の所在はどうかとの質疑があり、理事者からは、今回の改正は、道路内の建築制限を満たしていないことで既存不適格となっている建築物について、大規模改修時に法に適合するようにする必要があったものを、既存建築ストックの省エネ化や長寿命化をする観点から一定緩和するものであり、事故時の責任の所在

については国から示されておらず、その状況に応じた対応になると考えるとの答弁がありました。

次に、議案第 131 号 四日市市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正を踏まえ、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、今回の条例改正の内容を改めて確認する質疑があり、理事者からは、本市は法律に先立って条例を制定しており、さらに、令和 5 年 12 月に関係法令が改正されたことを受け、条例の規定と重複した部分が生じていたため、その部分の規定の削除や、文言の修正など、法律を補完する条例に整理するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第 132 号 四日市市営住宅条例の一部改正について及び、議案第 136 号 工事請負契約の締結につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第 137 号ないし議案第 139 号は、いずれも工事請負契約の締結についてでありまして、それぞれ業務等について請負契約を締結しようとするものであります。

委員からは、共同企業体に含まれない事業者は、一般競争入札で工事を受注しているのに対し、地域維持型道路・河川等維持修繕業務は、なぜ随意契約としているのかとの質疑があり、理事者からは、この業務では経験や技術力が求められるため、

参加者からの実施提案を主に評価して随意契約の交渉相手を決める公募型プロポーザル方式を採用しており、共同企業体と随意契約を行っているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、受注量が減少し廃業する事業者が出ている中で、共同企業体に参加していない事業者は、一般競争入札では業務を落札できる保証がない。しかし、共同企業体は随意契約で地域維持型道路・河川等維持修繕業務を受注し、共同企業体の構成員で業務を分担している。さらに、構成員は一般競争入札にも参加していることから、構成員のみに業務が集中するのではないかとの質疑があり、理事者からは、市内の土木建設事業者の受注機会の確保は重要な課題と認識している。緊急を要さず調整可能な工事については、同じ地区内の近接する工事を一つにまとめて発注することで地域維持型契約方式の影響を受けやすいランクの事業者に対する、入札機会の確保につなげていきたい。また、地域維持型道路・河川等維持修繕業務の各受注者の代表者には、同じ地域内の事業者を下請けなどで活用していただくようお願いしている。また、地域維持型契約方式は、年々増加する事業費に対して、限られた職員で道路施設などの機能を維持し市民サービスの向上につなげていくには、非常に有効な手法と考えているとの答弁がありました。

また委員からは、技術力が適正に反映されずに落札者が決定する現状の方法では、公平な状況とは言えないため、入札制度全般の見直しが必要ではないかとの質疑があり、理事者からは、

入札制度について全般を見直すということであれば、部局を跨いだ議論が必要であるとの答弁がありました。

次に、議案第 148 号 市道路線の認定につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 9 議案につきましては、いずれも別段異議なく可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和 5 年度人権施策推進懇話会及び令和 5 年度同和行政推進審議会について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

【請願（審査の経過と結果）】

都市・環境常任委員会に付託されました請願第8号 市全域における水環境のP F A S汚染の実態を早急に把握して汚染源を特定し、P F A S汚染対策への取組を速やかに進めるよう求めることについて、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本請願につきましては、請願者から趣旨説明の申出がありました。これに対し当委員会では、2月21日に委員会を開催し、審査に先立ち、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

本請願については、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

P F A S汚染から市民の命と健康を守る必要があるとともに、P F A Sによる地下水の汚染という負の遺産を将来に残さないよう、今の世代の責任としてP F A S問題に取り組まなければならない。

以上の理由から、市内の水環境のP F A S汚染の実態把握と汚染源を特定し、P F A S汚染対策を速やかに進めることを目的として、請願事項に記載する7項目について早急に実施してほしいとのことでありました。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、他市町におけるP F A S汚染の状況を把握しているのかとの質疑があり、請願者からは、新聞報道やインターネットで伝えられる情報を把握する程度であるとの説明がありました。

また他の委員からは、請願事項 5 番の「地域住民の血中濃度のサンプリング調査と健康調査を実施してください」の意図について確認する質疑があり、請願者からは、特定の水源地の水を飲んでいる地域住民と、その他の水源地の水を飲んでいる地域住民との血中濃度を比較するサンプリング調査を行う目的であるとの説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、過去に P F A S 等が含まれる泡消火薬剤を設置し、現在も保有する可能性がある場所は把握しているかとの質疑があり、理事者からは、コンビナート地域では危険物を取り扱う関係上、泡消火薬剤を保有しているので、P F A S 等が含有している可能性はあるが、消防本部の保有する泡消火薬剤は、P F A S 等が含まれないものに全て更新済みであるとの答弁がありました。

また委員からは、コンビナート地域、消防本部以外で泡消火薬剤を保有する可能性がある施設は把握しているかとの質疑があり、理事者からは、泡消火設備の設置義務がある施設は消防本部へ届出を行っているため把握はしているが、P F A S 等含有の有無は届出の義務がないため把握していないとの答弁がありました。

また委員からは、泡消火薬剤は P F A S 汚染の原因となる可能性があるため、P F A S を含有する泡消火薬剤の把握を進めるべきと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、コンビナート事業所等で保有する泡消火薬剤について、現在把握に努めているとの答弁がありました。

これを受けて他の委員から、過去に他都市の泡消火設備において、P F A S 汚染に関する問題が発生したことを把握し

ているかとの質疑があり、理事者からは、国からの通知もあり把握はしているが、P F A S 等が含有する泡消火設備を保有することは問題もなく、泡消火設備を使用した後の適切な処理方法について、各事業所に周知を図っていくとの答弁がありました。

また他の委員からは、令和5年12月に請願者から提出された市長宛の公開質問状に対して、本市は、現在1か所の調査地点を3か所に増やすとの回答を行っているが、地点の選定基準を確認したいとの質疑があり、理事者からは、市内の河川において、現在市が水質調査を行っている環境基準点は3地点あり、環境基準が設定されている有害物質などの項目を測定しているが、今後環境基準に設定される可能性のある物質としての位置付けである要監視項目にP F O S、P F O Aが定められたことから、この3地点において重点的に測定を行うとの答弁がありました。

また委員からは、本市の水道水について、P F A S 等の測定結果は国の基準値以下のものかとの質疑があり、理事者からは、令和2年にP F O S、P F O Aが水質管理目標設定項目に位置付けられて以降、水道の水質基準の検査を行っている蛇口において年2回調査を行っているが、暫定目標値の50ng/Lを下回っているとの答弁がありました。

また他の委員からは、P F A S 類は1万種類以上存在するが、主にどのようなものを調査対象としているのかとの質疑があり、理事者からは、環境省が要監視項目に設定しているP F O S、P F O Aをまずは調査対象として位置付けているとの答弁がありました。

これを受けて他の委員から、P F O S、P F O A以外の項

目も、今後対応を行うのかとの質疑があり、理事者からは、P F A S については、現在国の専門家会議で検討が行われており、今後、有害性のある物質が特定されていくと思われることから検討結果を注視していきたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、請願事項中に、様々な測定や調査の要望があるが、現在、国が検討を進めている段階で、市独自で調査研究を行えるのかとの質疑があり、理事者からは、まずは令和6年度から市内の環境基準点3か所で測定を行っていききたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、血中濃度に関する基準はあるのかとの質疑があり、理事者からは、現状、血中濃度における明確な基準等はないとの答弁がありました。

また委員からは、健康調査において、P F A S に起因する症例等はあるのかとの質疑があり、理事者からは、令和2年に定められた暫定指針値の50ng/Lは当時の科学的知見に基づき設定されたものであり、現状、P F A S による健康被害が発生した事例は国内で確認されていないとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、国の基準が示されていない中で、仮に国においてP F A S についての健康調査が行われた場合、その結果は報告されるのかとの質疑があり、理事者からは、今後専門家会議において、全国のP F A S の検出濃度が高いところに限定した血中濃度の調査を行う必要があるとなった場合は可能性はあると思うが、調査を行った場合は結果が公表されると思われるため注視していきたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、健康被害の事例がない中で、血中濃

度のサンプリング調査等を行えるのかとの質疑があり、理事者からは、内閣府において、測定された血中濃度の結果から P F A S の摂取・被ばく量や被ばく時期、期間を推測することは現時点での知見では困難であるとの評価が出ている。P F A S への知見が不足する現状では、国の動向を注視しながら、現状定められている基準に基づいて調査を行うほかないとの答弁がありました。

これを受けて他の委員からは、P F A S に関するデータが少ない現状だが、行政として P F A S 問題に引き続き取り組んでいくという認識でよいかとの質疑があり、理事者からは、暫定目標値を基準値と思って対応しており、どの部局も国の動向を十分に注視していく方針であるとの答弁がありました。

また他の委員からは、請願事項 6 番の「P F A S 汚染度の高い水の利用停止や浄化装置の導入等により汚染軽減を図ってください」との記載に対し、暫定目標値の 50ng/L 以下である現状では、本請願を採択したとしても市で対応できないのではないかとこの意見がありました。

これらの議論を経て、請願事項 5 番の内容について、国から明確な基準が示されていない中でこれを認めることは難しいのではないかとこの見解から、委員から委員間討議の提案があり、これを行うことといたしました。

委員からは、現時点で症例の報告がない中でサンプリング調査等を行うのは難しいのではないかとこの意見がありました。

また他の委員からは、本請願を受けて対応可能なところは本市が取組を進めるべきと考えるが、明確な根拠がない中で血中濃度の調査は、人権問題にも関わるものであり、本請願全体を採択することは難しいとの意見がありました。

また他の委員からは、様々な国が調査、研究している段階で市全域の健康調査等を行うとなると、市民の不安を煽ることにもつながるのではないかとの意見がありました。

次に討論において、委員からは、請願事項の5番以外の内容については行政もこれから取り組むべき内容だと思うが、5番に関してはどのように地域を特定するのか等の裏付けとなる理由が地域住民に説明しづらいことから、本請願に反対するとの意見がありました。

また他の委員からは、国で検討が行われている段階での市全域の健康調査等は、市民の不安を煽ってしまうと考えることから本請願に反対するとの意見がありました。

以上の経過、当委員会において採決を行ったところ、請願第8号につきましては、賛成少数により不採択とすべきものと決した次第であります。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和6年2月定例会月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第99号 令和6年度四日市市一般会計予算

【上下水道局・経過】

○第1条 歳入歳出予算

≪歳出第4款 衛生費 第1項 保健衛生費≫

合併浄化槽整備促進事業

Q. 令和5年度から補助金額を上げたことによって単独浄化槽または汲取り便槽から合併浄化槽への転換は進んでいるか。

A. 令和3年度が11基、令和4年度は8基に対し、令和5年度の12月末時点では23基となり、一定の基数が増加していると認識している。

合併浄化槽水質浄化促進事業

Q. 増額を行い、補助基数が6260基と想定をしているが、検査の受検率と適正率の目標値は令和6年度ではどの程度を想定しているか。

A. 令和6年度目標値は、受検率が67%、適正率が61%である。

【都市整備部・経過】

○第1条 歳入歳出予算

≪歳出第8款 土木費 第1項 土木管理費≫

狭あい道路対策費

Q. 将来的には中心市街地を含む市内中を自動運転バスが走るようになるかと考えるが、狭あい道路の拡幅など、道路整備が遅れてしまうとそういった環境にならない。市民が自分の車に乗ることをやめて公共交通機関を使うような時代が来るとすると、将来的な政策と道路整備の現況がかけ離れてしまうのではないか。

A. まちなかでは自動運転バスの実証実験をしており、今後実装されれば、郊外においても展開を考えることになるが、狭あい道路のようなところでは、自動運転バスが走ることはないかと考える。将来、例えばラストワンマイルの移動を、パーソナルモビリティなどで移動できる可能性はあるので、こうした状況も見ながら移動手段や地域に適するインフラ、道路整備が必要と考える。現時点でそれを想定して狭あい道路等を整備しているものではないが、移動手段の確保については様々な手段を探っている段階である。

(意見) 今ある既存集落が成り立つような道路整備を狭あい道路対策だけにとどまらずに進める必要がある。自動運転バスの精度を上げ、まちなかだけでなく周辺の集落の

中にバスを入れて、そこで買い物ができたりというようなコミュニティをつくっていくことと併せて、道路整備をしていく必要がある。

《歳出第8款 土木費 第2項 道路橋梁費》

橋梁メンテナンス補助事業費

Q. 点検においては、ドローン等の新しい技術は導入しているのか。最近はどのような点検をしているのか。

A. はしごや高所作業車、橋梁点検車などを使用して人による近接目視による点検を行っているが、今後も、ドローンも含め、新たな技術は進歩してくるので、情報収集に努め、費用対効果等、総合的に考え、適用できる点検方法があれば導入していきたい。

Q. 橋梁内部の点検は、床版に穴を掘るなどして直視で行っているのか。

A. 床版であれば舗装面の損傷具合や橋梁の下から潜り込み、損傷状況を目視で確認している。

(意見) 道路の空洞化調査の技術を用いて床版を検査する方法もあるため、様々な最新技術を活用しながら点検をお願いしたい。

地籍調査事業費

Q. 地籍調査事業の事業計画はどのように考えているのか。

A. 今後の計画を策定する必要性は認識しているが、人材等も限られているなかで、防災対策と社会資本整備の施策を基本として進めていきたい。

(意見) 津市では課名を用地・地籍調査推進課として、人を増やしながら調査を進めている。本市も、事業の中で工夫をしながら地籍調査を進めてほしい。

Q. 北勢バイパス事業は国の事業であるので、基本的には国が調査を行うとのことであるが、本市が協力して事業区域内の地籍調査を行うのはどのような場合か。

A. 国からは事業区域内の公図混乱区域については、本市に地籍調査を行ってほしいとの相談を受けている。なお、市が行う地籍調査は、買収される土地を含む町や字（あざ）全体で実施するが、国は買収に必要な範囲の調査を行う。

赤堀小生線道路事業

Q. 今後この道路整備を東に進めていく際に、あすなろう鉄道の踏切で平面交差となるのか。

A. 市道赤堀小生線は、都市計画道路（千歳町小生線）として決定されている。現在の整備箇所から東側の先線については、国道1号に向けて南側にカーブするルートになっており、あすなろう鉄道との交差については立体交差となっている。

社会資本整備総合交付金事業費（道路）

Q. 小杉新町2号線は令和6年度に供用開始できるのか。

A. まだ用地取得ができない箇所があるため、全線開通はもう少し先になるが、渋滞が

発生している県道小牧小杉線との交差点部分については、来年度に暫定供用できるよう取り組んでいる。

Q. 用地取得の見通しを確認したい。

A. 交差点改良を行い、暫定供用する前提として、地域からは横断歩道橋の整備が求められている。横断歩道橋の下部工部分の地権者が3名いる中、2名とは契約が完了しているが、もう1名については現在交渉中であり、契約できる方向で進めている。

Q. 交差点改良と横断歩道橋が設置されれば、全線供用となるのか。

A. 県道小牧小杉線との交差点部分は暫定供用できるが、小杉新町2号線は主要地方道四日市鈴鹿環状線までを事業区間としており、その先の東坂部町地においては、現在、用地交渉中であり、全線供用にはもう少し時間がかかる。

Q. 近鉄富田駅から富田栄交差点までの道路拡幅について、今後の考え方を確認したい。

A. この部分については地域からも道路拡幅や歩道整備の要望をいただいている。当該道路は県道のため、今後も歩道整備に向け、県、地域と協議を重ねていきたい。

道路維持修繕費

Q. 令和6年度において引き続き道路空洞化調査は実施するのか。

A. 主に緊急輸送道路において実施予定である。

《歳出第8款 土木費 第3項 交通安全対策費》

運転免許自主返納支援事業（交通安全啓発事業費）

Q. 当初予算では対象者数を1200人と想定しているが、自主返納者が想定を上回った場合は補正予算で対応するのか。

A. 自主返納をされる方が想定より多ければ、補正予算での対応を考えており、状況を見て令和7年度の予算に反映していきたい。

Q. 対象者の条件を令和6年6月以降の自主返納者とした経緯を確認したい。

A. 桑名市では令和4年度から同内容の支援を行っているので参考とした。本市においても周知・啓発に係る期間も考慮し6月から申請の受け付けを開始するが、交付対象者を4月1日からとするのか早急に決定していきたい。

(意見) 今回の事業で自主返納が進むのか様子を見る必要があるが、様々な支援を組み合わせることで、使い勝手のよいものとしてほしい。

交通安全施設整備単独事業費

Q. 交差点名標識について、名称のつけ方を確認したい。

A. 基本的には公安委員会が告示している交差点名としている。

Q. 地元の方からは交差点名に対する要望があるが、そういった声を考慮できないか。

A. 交差点名については、交差点周辺の観光施設等の名称を付けることで案内がしやすくなる場合などにおいては、告示している交差点名ではない名称も検討していきたい。

《歳出第8款 土木費 第4項 河川費》

堀川内水対策事業費

- Q. 地元には排水機場の説明など、安全安心であるということを周知した上で進めてもらいたいがどうか。
- A. 地域では三滝川分派整備に係る取組に関心を持っていただいております。海蔵地区まちづくり協議会に定期的に参加し、進捗状況や整備の必要性等について説明し、理解を得ています。
- (意見) 三滝川分派整備によって、海蔵川に水が流入してくることに対する懸念や心配はかなりの多いので、丁寧な説明を行い、三重県とも連携して進めてもらいたい。

準用河川改修事業費

- Q. 朝明新川の改修に係る進捗状況を確認したい。
- A. 令和6年度の当初予算においては、工業用水管の移設に必要な用地を三重県企業庁が取得するための補償費を計上している。昨年度までは、必要となる用地の所有者と面会もできなかったが、今年度になり面会することができた。用地の所有者は、代替地を希望されており、その代替地においても用地立会いに応じてもらえ交渉は進んでいる。令和6年度は、企業庁において用地の取得ができるものと考えている。

《歳出第8款 土木費 第6項 都市計画費》

大規模盛土造成地変動予測調査費

- Q. 大規模盛土造成地変動予測調査の結果から何が分かり、まちづくりにどのように反映されるのか。
- A. 調査結果からは所定の安全率が確保されているかが分かる。滑動崩落の恐れがあれば、三重県が防災区域の指定を行った後に四日市市が対策工事を行う。
- Q. 所定の安全率が得られない場合はどのように公表されるのか。
- A. 所定の安全率が得られなかった場合の公表方法は決まっていないが、最終的には三重県が防災区域として公表することになる。
- Q. 安全性に係る統一の判断基準はあるのか。
- A. 国がガイドラインのなかで判断基準を示している。

公共交通ネットワーク維持・再編事業費

- Q. 令和6年度デマンド交通実証実験について、乗降場は決まっているのか。
- A. 例えばイオンタウン四日市泊、JR河原田駅といった乗り継ぎ拠点や、河原田地区市民センターといった公的な施設などを乗降場として設定していきたい。
- Q. 乗降場の考え方として土地利用状況を考慮し300mから400mに1か所を目安に設置するとのことだが、アンケートなどで場所を決めるということか。
- A. 地元のまちづくり協議会の分科会においてアンケートを行っているので、それらを参考に地域と十分協議をしながら乗降場の設定をしていきたい。
- Q. 乗降場については、実証実験の途中であっても利用状況によって変わる可能性はあ

るのか。

A. 当初に設定したものが絶対的なものではないと考えている。頻繁に変更するものではないが、地域の声や利用者のニーズ等に合わせて変更することはあり得る。

Q. この実証実験の利用者は河原田地区住民のみが対象なのか。

A. 主には河原田地区住民を想定しているが、地区以外の人であっても使えるようにしていきたい。

Q. 河原田地区で実証実験を行った後は、他地区でも同様の実証実験をしていくのか。

A. 今回の実証実験の結果を踏まえて、他地区にも適用ができるか検討しつつ、既存のデマンドタクシーやNPOバスなど様々な移動手段があるので、その地域にあったものを選択すべきだと考えており、河原田地区で行ったものが市内全体に広がっていくものではないと考えている。

(意見) 今回の実証実験の結果をしっかりと分析し、市内どこに住んでいても生活に必要なサービスを受けるための移動手段が確保できるよう頑張ってもらいたい。

Q. バス待ち環境整備事業補助金について、バス停上屋の令和5年度の設置状況と令和6年度の設置見込みを確認したい。

A. 令和5年度は、「キオクシア正門前」バス停への新規設置と、他の既設バス停上屋の改良の2か所となる。令和6年度については少なくとも2か所の設置を予定している。

Q. 同事業は交通事業者が整備箇所を決めるものであるが、改善希望箇所を市側から伝えられないのか。

A. 以前に「市立病院口」のバス停でベンチがなく不便だという声をいただいたので、ベンチの設置も補助対象であることから、交通事業者に対して、設置できないか調整している。

(意見) 交通事業者へ市民の声を伝えられるようにしてもらいたい。

Q. 高齢者や障害者にとって移動しやすい道路整備を健康福祉部と連携して行う必要があると考えるがどうか。

A. 高齢者や障害者など、移動がしづらい人への対応は健康福祉部でも行っているのですが、そういった連携については今回の河原田地区での実証実験でも確認していきたい。健康福祉部との連携も考えながら、地域に適した移動手段を整理し交通不便地域をなくしていくよう努力していく。

(意見) まちづくりにおいては、介助があれば少し歩けるような人が、まちなかを歩けるような配慮をしてほしい。それが健康づくりにもつながっていくと考える。

市営住宅整備事業費

Q. 木造市営住宅について、地震の際に通電火災が懸念されるが、感震ブレーカーの設置は検討しないのか。

A. 木造市営住宅については住み替えを依頼している状況であり、市として感震ブレーカーを設置することは考えていないが、入居者自身で設置していただくことは可能である。

Q. 市営住宅である以上、入居者の命を守るという視点で感震ブレイカーの設置を検討すべきと考えるがどうか。

A. 他都市では、入居者が補助を受けて設置されている事例もあるため、今後調査していきたい。

中央通り再編事業

Q. 円形デッキのデザインについて、市民や議会の理解は得られているのか。

A. 市民を含めた様々な関係者が参画する中央通り再編関係者調整会議において検討した結果、現在のデザインとなっており、この過程では議員説明会において説明を重ねてきた。

《歳出第8款 土木費 第8項 住宅費》

空家等対策事業費

Q. 特定空家等に対する空家等除却費補助金について、2軒分を見込んでいるのは、それだけしか需要がないということか。

A. 現在、特定空家は10軒あり、これまでも除却に係る文書を何度も送付しているが、なかなか応じてもらえない。こうしたことから、補助金をすぐに活用してもらえとは考えにくいいため、まずは2軒分を見込んでいる。

Q. 仮に2軒以上の申請があった場合は、補正予算で対応するのか。

A. 時期にもよるが、補正予算での対応を考えていきたい。

Q. 補助額について、除却工事費の5分の4は一見手厚く見えるが、上限50万円となっており、金額的にあまり手厚いとは思えない。その根拠を確認したい。

A. 国の補助メニューを本市としては使っており、その上限である5分の4を採用した。他市の状況として上限30万円が多い中でそれより手厚いと考えている。また、本市の木造住宅耐震補強工事費等補助制度（除却工事費補助）が上限40万円であるので、これらより手厚くということで上限50万円とした。

Q. 四日市市に親が所有していた物件があって、相続人が市外に住んでいたらどうか。

A. 相続人が市外に住んでいても、対象の空き家が市内であれば対象である。

Q. 相続放棄された空き家はどうか。

A. 民法の財産管理人制度による除却を行う方法もある。

Q. 財産管理人となってももらえることも少ない中で、相続放棄された空き家の除却を市が行うという考えはないのか。

A. 市が行う場合は、行政代執行となる。状態の悪い建物が増えている中で、今後状況に応じて取り組んでいく課題の一つと考えている。

住み替え支援促進事業補助金

（意見）住み替え支援補助金を申請する際に耐震診断が必要になるが、診断が終了するまでに3か月程度時間がかかるため、それまでに売れてしまう懸念があり使いにくい

という声があるので、市民が使いやすい制度にしてもらいたい。

○第2条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

【環境部・経過】

○第1条 歳入歳出予算

◀歳出第2款 総務費 第1項 総務管理費▶

別段の質疑、意見はなかった。

◀歳出第4款 衛生費 第1項 保健衛生費▶

博物館と四日市公害と環境未来館との連携

Q. 博物館、四日市公害と環境未来館における市外からの来場者数やニーズについての分析は行っているのか。

A. プラネタリウムについては博物館において発券している。大人、高校生等の内訳は把握できていると思う。3階博物館と2階四日市公害と環境未来館の常設展示は入口がひとつしかなく、どちらの館を目的に来館したかの聞き取りは行っていないため、個人での来館者についての把握は難しい。一方、団体見学については、博物館と四日市公害と環境未来館のどちらの見学を希望するかニーズを聞き取って案内している。

Q. 来場者のニーズを把握し、それにどう応えていくのかが大事である。マスコミの活用など、費用をかけずにPRする方法もたくさんある。少々お金をかけても来場者数増加につなげる施策も検討できると思うが、今のところのを絞ったことができないのではないか。

A. 四日市公害と環境未来館で団体見学を受け入れる際は、予約時にニーズを聞き取り、それぞれに合わせた見学プランを提案しており、現在も見学者のニーズに沿った案内をしている。

Q. 現在の取組は高く評価しているが、四日市公害と環境未来館の内容は本市の「売り」である。この「売り」をもう少しうまく生かしていくべきであり、博物館、プラネタリウムを含めて総合的に考えるともっと評価が高まり来場者も増えるのではないか。館内のミュージアムショップでは現金しか使えない。クレジットカード決済は今も使えないのではないか。

A. 今のところは使えないが、博物館では令和6年度中にレジの変更とともに電子決済対応を考えていると聞いている。

(意見) 以前には、大臣の来館もあった。また、プラネタリウムもある。四日市公害と環境未来館と博物館がお互いに連携を深めることによって、より魅力を高めていってほしい。

引き取り手のない遺体への対応

Q. 引き取り手のない遺体は令和5年度の現時点で40体とのことだが、これらの遺体についてどのように対応するのか。

A. 現時点で40体を預かっているが、そのうち、親族調査の結果、親族がいない若しくは引き取りを拒否された28体を市において火葬している。火葬後は収骨せず、残骨として業者に引き取ってもらう。

Q. 引き取り手のない遺体の氏名等については、記録しているのか。

A. 個々の事務処理上の記録はあるが、名簿という意味合いでの記録は行っていない。
(意見) 引き取り手のない遺体が年々増加している中で、終活の視点を取り入れた対応や支援について、部局を越えた中でしっかりと行える体制を構築していくことが大切だと考える。

火葬場について

(意見) 高齢社会が進むと、火葬場がどうしても不足するので、そのようなことにならないようにしてほしい。

中小企業向け地球温暖化対策セミナー

Q. この事業が中小企業の温暖化対策にどのように寄与するのか。

A. 令和5年度に開催したセミナーでは温暖化対策の必要性や具体的に何をすれば温室効果ガスの排出を削減できるのか等について、事業の形態別に事例や手法を紹介している。令和6年度から始めるアドバイザー派遣による伴走型支援については、1社を対象にモデル的に実施し、より具体的な削減手法について、事例を示しながら削減目標の設定支援等を行っていく予定である。

Q. 中小企業は温暖化対策が重要と認識していても行動を起こすまでのハードルが高く、セミナーに参加することも大変だと考える。セミナーに参加してもらうための啓発はどのように行っているのか。

A. セミナーの啓発については、令和5年度においても、商工会議所とも協力しながら進めており、2回のセミナーで延べ約90人の参加があった。今後は中小企業にも温室効果ガス排出量の算定や削減が求められることとなっていくことから、削減に向けた取り組みを理解してもらい、この事業の幅を広げていきたい。

Q. アドバイザー派遣による伴走型支援について、アドバイザーの人数と訪問期間の目標を確認したい。

A. アドバイザーの人数は1名もしくは2名程度を想定している。訪問期間はおおむね8か月程度で考えている。

Q. この事業の効果について確認したい。

A. ゼロカーボンシティ宣言の中で2050年にカーボンニュートラルを目指している。また、地球温暖化対策実行計画の目標年度を2030年とし、中間目標に設定していることから、それまでになるべく企業の温室効果ガスの削減ができるよう、啓発としてセミ

ナーを開催し、国、県等の事業の紹介も行っていきたい。

Q. 中小企業がセミナーに参加してすぐに何らかの取組を行うのは難しいと考えるので、例えば、セミナーに参加して伴走型支援に参画すると補助メニューが拡充されるなどの工夫もすべきではないか。

A. 企業の声も聞きながら、何を求められているのかを明らかにし、今後の市の施策に役立てていきたい。

燃料電池自動車導入促進補助金・EVバス導入促進補助金

Q. 地球温暖化対策事業費の内、燃料電池自動車導入促進補助金の予算額 400 万円は、令和 5 年度と同様に、1 台 20 万円の支給で上限台数 20 台によるものと考えてよいか。

A. そのとおりである。

Q. 燃料電池自動車導入促進補助金について、現時点での申請件数を確認したい。

A. 半導体不足による車両生産が遅れるなどの影響から購入しづらかったという背景もあり、現在のところ申請は 1 件である。さらに今後、1 件が申請予定である。

(意見) 引き続き事業の周知、啓発をお願いしたい。

Q. EVバス導入促進補助金について、令和 6 年度は 2 件の申請を見込んでいるが、今年度の実績を確認したい。

A. 令和 5 年度は 1 件の申請があった。また、令和 6 年度についてはバス事業者から 2 件申請予定であると聞いている。

地球温暖化対策事業費（スマートシティ構築促進補助金）

Q. 令和 5 年度と比較して大幅な増額となっているが、主にどの事業を手厚くしたのか。

A. スマートシティ構築促進補助金の申請が増えているため、補助件数の増が大きな要因である。

地域新電力会社設立出捐金

Q. 地域新電力会社から公共施設への電力供給については、現時点でクリーンセンターが発電した電力のみを想定しているが、さらに広げる余地はあるのか。

A. 当面はクリーンセンターの発電電力を公共施設へ供給する。一方で、将来的には、公共施設等で発電した余剰電力や、価格にもよるが民間事業者が売電するクリーンな電力をこの地域新電力会社で購入し、他の公共施設へ送るという考え方もできる。

Q. 地域新電力会社を設立するメリットを確認したい。

A. 現在、公共施設では電力を中部電力等から購入しているが、クリーンセンターの発電電力を使用すると、中部電力と比べて、CO₂排出係数は4分の1以下となり、計算上のCO₂排出量は大きく下がるという効果がある。また、クリーンセンターでの売電収入と比べて公共施設での電気料金が高いため、差し引きでは財政的メリットは少ない。そのため、公共施設でクリーンセンターの電力を活用するほうが温室効果ガス排出量の削減という観点で有利である。しかし、クリーンセンターの電力を公共施

設で利用するためには電力会社を通じて購入する必要があるため、今回地域新電力会社を設立するものである。

Q. 公共施設における温室効果ガスの削減という観点では、太陽光発電設備の導入も重要である。壁面に設置可能な次世代太陽電池のペロブスカイト太陽電池の導入といった新たな事業分野も模索していくことが必要ではないか。

A. 公共施設の温室効果ガスの削減については、地域新電力会社の設立により低炭素な電力の供給に加え、ペロブスカイト太陽電池といった新技術の活用等も含め幅広く検討していきたい。

“脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」”の啓発活動

Q. 令和6年度では、「デコ活」の啓発をどのように進めていくのか。

A. 令和5年度にホームページ等での広報の充実や、啓発用品の配付を行った。「デコ活」は消費者だけでなく生産者も対象となるため、令和6年度は、令和5年度に準備したのも活用しながら、幅広く積極的に啓発活動に取り組んで行く。

《歳出第4款 衛生費 第2項 清掃費》

クリーンセンターにおける草木等の受入れ

Q. 公共事業によって発生した草木等についてはクリーンセンターで一部受入れることを検討するとのことだが、見通しを確認したい。

A. 現在公共事業で発生した草木等については、市外の資源化处理施設へ搬入してもらっているが、遠方となる場合もあり運搬が負担となるので、受入量などについて国、県等と協議していきたい。

Q. 草木等を堆肥化したり、乾燥させて焼却し、発電した電力を売却する等も含めて考えてもらいたいだろうか。

A. 堆肥化を行う施設が市内には無いが、草木等のスムーズな処理に向けて、どのような対応が望ましいか研究していきたい。

(意見)：廃材をチップ化して、民間企業で燃料として使ってもらう、あるいはクリーンセンターにおいて助燃剤として使えばコークスの消費量も削減できる可能性もある。市で対応が難しければ民間企業でチップ化、燃料化しているところもあるので、これらを踏まえて検討してほしい。

不法投棄監視カメラ購入

Q. 令和6年度に導入を予定している移動式カメラ1台については、録画したデータをクラウド上に保存できるが、その他の固定式カメラは本体のSDカードにデータを保存しているとのことである。このSDカードに保存されたデータの確認はどのように行っているのか。

A. 不法投棄監視パトロールを行っている職員がカメラ設置個所に立ち寄った際にSDカードを取り外して持ち帰り、データを確認している。

- Q. 確認作業の簡素化や合理化のためにも、全てクラウド上に保存できないのか。
- A. カメラの更新の際にはクラウド上に保存できるものにしていきたいと考えている。
- Q. 更新時にはすべて移動式カメラに替えていくのか。また固定式カメラと移動式カメラのコストを確認したい。
- A. 現時点ではすべて移動式カメラに替える方針はない。また、移動式カメラと固定式カメラのコスト比較について、来年度導入予定の移動式カメラはリース、固定式カメラは購入であるので単純な比較は難しい。ただ、データの確認作業等の面から、今後は固定式カメラについてもクラウドにデータを保存できるものを選択していきたい。
- Q. 全ての映像を確認しているのか。
- A. 不法投棄があった際に、その付近のカメラのデータを確認している。
- Q. 他市ではAIを活用した監視システムを導入しているところもあるので、確認作業等の面からも先を見て検討すべきではないか。
- A. AIなどの先端技術はこれからも進歩していくので、開発の動向を注視しながら積極的に導入を図っていきたい。
- Q. 市が不法投棄として確認した274件の中で、行為者が判明したのが3件で、そのうち、2件は警察に通報し検挙に至り、1件は市の指導にとどめたとのことだが、市職員が指導する際には精神的な負担もあると考えるので、行為者が判明した件については全て警察に通報したほうがよいのではないか。
- A. 警察においても小規模な不法投棄案件までは現実的に対応してもらえない部分もある。また、警察OBの本市職員が不法投棄の行為者に指導等の対応をしている。
- Q. 移動式カメラの設置箇所に対する考え方を確認したい。
- A. 固定式カメラについては不法投棄の抑止効果を見込む一方で、移動式カメラについては不法投棄の証拠を押さえ、摘発につなげるための運用を考えている。具体的には、同じ場所に複数回不法投棄されるケースがあることから、周辺にカモフラージュして設置し、証拠を撮影するという運用も考えている。

食品マッチング業務委託

- Q. 令和5年度から開始した食品のマッチング事業について、令和6年度はどのように取り組んでいくのか。
- A. 令和5年度から食品のマッチング事業として社会福祉協議会に委託する形でフードドライブに取り組んでいる中で、一部の事業者、市民から生鮮食品などの寄附の希望もある。今後、子ども食堂の代表者などに参加いただいている食品のマッチングに関する連絡会議で意見を聞くなど、令和6年度から始まる四日市市ごみ処理基本計画の改定に合わせて議論していきたい。
- (意見) コミュニティフリッジ(公共冷蔵庫)は国の補助金の交付対象になるため方法の1つとして検討を進めてほしい。

ごみ処理一般管理経費・民間事業者収集業務委託

- Q. 令和5年度の2億2300万円から1400万円程度増額しているが、理由を確認したい。
A. 人件費や資機材、燃料代の高騰による増額である。

清掃施設整備事業

- Q. 清掃事業所の老朽化が進んでいるが、施設更新等の見通しはあるのか。
A. 北部清掃事業所及び南部清掃事業所の両施設の老朽化については認識しているが、まずは北部清掃工場の解体工事を優先している。現在のスケジュールでは、事業所の更新等は、工場解体跡地へ保管施設を整備した後と考えている。工場解体の目途が立った段階で、将来的な方向性を見据えて、新事業所の建設場所やごみ処理施設の機能集約といった課題をもとに、現場職員の声も聞きながら総合的に検討し、スケジュール感を持って施設更新を進めたい。
- Q. 北部、南部ともに清掃事業所の耐震化工事等が行われているのか。
A. 将来的に事業所の建て替え等を行う前提のため、どちらも耐震化工事等を行っていない。
- Q. 南部清掃事業所はトイレも非常に古く男女共用になっていると聞くが事実か。
A. トイレの設備更新は行っているが、男女共用となっているのは事実である。
- Q. 市の公用施設にもかかわらず、トイレが男女共用なのはいかがなものか。
A. 仮設トイレの設置も含め、どのような対応が望ましいか早急に検討したい。
- Q. 清掃事業所の施設更新は市全体のごみ収集の在り方に係る問題なため、総合計画の見直しに合わせ、ごみ処理基本計画の見直しも必要ではないか。
A. ごみ収集は市民生活に直結する大切な事業であるため北部清掃工場解体後の課題として清掃事業所の更新について内部で検討したい。

○第2条 債務負担行為

ごみ処理基本計画改定支援業務委託費（廃プラスチック類の資源化の研究）

- Q. 令和5年度に実証実験を終え、令和6年度は民間事業者と連携して廃プラスチック類の資源化施策の研究に取り組むとのことだが、具体的にはどのような内容か。
A. 本市のコンビナート企業であるD I C株式会社と包括連携協定を締結し、食品トレーなどのポリスチレン製品などを回収する実証実験を行っているところであり、この結果などを踏まえ、今後、資源化のあり方について検討等を行っていく。
(意見) クリーンセンターにおいて廃プラスチックを燃えるごみとして処理できる中で、温室効果ガスの削減のために廃プラスチック類をリサイクルすることが重要であることは理解するが、様々な研究結果も示しながら丁寧に進めてもらいたい。

議案第 103 号 令和 6 年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 106 号 令和 6 年度四日市市水道事業会計予算

【上下水道局・経過】

○第 3 条 収益的収入及び支出

水道部門の人材育成・技術継承

Q. O B の活用等を行っているのか。

A. 退職した職員への再任用制度があり、それぞれの特性を生かせる部署に配属し、操作・設計のアドバイスや現場監督として実地指導するという O J T の部分で寄与してもらっている。

Q. 長年積み重ねた技術を後進に継承する大事な仕事のため、人材確保のためにも待遇を良くすることも大事と思うがどうか。

A. 再任用における待遇は公務員の給与表に準ずるものとなる。

(意見) 技術を次の時代に継承するための職員の努力を市民に P R すれば、仕事に誇りを持ってもらえると思う。後進を指導する職員へのやりがいの確保は大事なため、様々な工夫で技術継承に努めていただきたい。

(意見) 年功序列型の賃金体系を見直し、定年退職による人材の流出を解消していく必要があるのではないか。

Q. 一部の職員が事務・管理能力と技術力を持って先導するのではなく、職員全体のスキルアップ・能力開発を行い、やりがいのある仕事、雇用を確保していくことが極めて大事と思うがどうか。

A. これまで人材育成のため O J T やナレッジマネジメントの導入といった体制強化を進めてきた。また民間の技術力を高めるため、水道管工事のデザインビルドを行い、設計ノウハウを提供している。同時に、元職員による技術普及を行い、指定上下水道工事業者協同組合等を中心に連携している。職員の数は簡単には増やせないと思っているため、それぞれのステージに応じた官民連携により全体的な技術の裾野を広げ、その上で職員のレベルを上げていかなければ、人口減少といった今後の流れに対応できないと思っている。

Q. O B 職員が民間に再就職し民間で技術ノウハウを広めているということだが、民間に出た O B 職員と人事交流を行い、技術のフィードバックを行うようなことはできないのか。

A. それも方法の 1 つだと考えるが、技術力を持った O B 職員が民間に幅広く再就職し、

上下水道局の足りない部分を助けてもらうという方法もあり、そのためにはまずは民間の技術力を上げていく必要があると思っている。民間における水道技術を高めた上で、交流事業のような形を取ればと思っている。

Q. 市内の民間事業者の中で元請できる業者は多くあるが、実際に業務を行うのは技術を持った限られた業者という話も耳にする。技術を持ったOB職員が民間で活躍することは非常に大事だと思うが、入札制度も含めて、業務を行える業者を把握し、地元業者が利益を得られるようなことも考えてはどうか。

A. 元請けばかりで、実際の作業員が見えないというのは日本中の建設業の課題であり、外国人作業員の雇用体制の整備や、若者のものづくりに対する思いを育てていく必要があると考える。雇用の継続のため、仕事を出し続けることも責務だと思っている。ご指摘の点については非常に重く受け止めており、建設業界とも意見交換を行いながら対応していきたいと思っている。

Q. 再任用職員の任用期間が短いと思うが、10年ぐらいに延長できないのか。

A. 現状の再任用職員の任用期間は5年であるが、その後会計年度任用職員として70歳まで働く職員もいる。人事制度に基づき任用しているが、技術力を継承できるよう再任用終了後も5年程度会計年度任用職員として働けるような環境を整備していきたい。

○第4条 資本的収入及び支出

高度浄水処理施設整備事業

Q. 小牧水源地で原水に耐塩素性病理生物が混入しているおそれがある場合の指標菌が検出された原因について、特定には至らなかったとのことだが、調査は継続しているのか。

A. 現状、小牧水源地において、周辺状況の調査や指標菌及びクリプトスポリジウム等の調査は行っている。原因特定のための調査は行っていない。

Q. 関係する自治体と情報共有を行い、原因解決のための話し合い等は進んでいないのか。

A. 原因解決の話し合いまでは現状進んでいないが、小牧水源地の近くに東員町の井戸があり、そちらでは指標菌が検出されていないことは、確認している。

Q. 汚染があまり広い範囲でないならば、具体的な原因の特定も可能と思うがどうか。

A. 現状では原因を特定する方法と予防策がない。元々、市内の井戸は浅井戸であり、指標菌が検出される可能性がある。国のマニュアルでは、指標菌が検出された井戸には高度浄水処理施設を設置することが示されている。

Q. 浄水処理を行った後は、何らかの方法で水質の検査を行うのか。

A. 指標菌とクリプトスポリジウム等の検査を継続していく予定である。

Q. 施設の運用開始が令和9年度となっているが、それまでに指標菌が出た場合の対応はどのようにするのか。

A. 対策としてクリプトスポリジウム等と同程度の微細な物質を検知できる高感度濁度

計が設置されており、検知した場合には、再検査を行いその都度対応したいと思っている。

(意見) なるべく結果を市民にも見える化し、安全安心な水を供給しているというPRに努めてほしい。

四日市市水道ビジョン 2019

Q. 四日市市水道ビジョン 2019 については、2025 年から 2028 年部分の見直しを行うタイミングだと思うが、見直しの考え方を教えてほしい。

A. 四日市市水道事業経営戦略の見直しと並行してビジョンの見直しを行っている。この4月から監督省庁が変わるため、制度の変更や、情報発信のあり方も変わるものとする。直近の懸念としては資材単価の高騰があり、ステンレス管では従来の1.6倍となる場合もあるため、工事費等について見直しをする必要も出てくる。

Q. 今回の能登半島地震を受けて何か計画が変わるとい影響はないのか。

A. 老朽管対策と耐震管への転換が基本目標となっているため、基本路線は変わらない。

(意見) 能登半島地震の状況が明らかになった時点で必要であれば計画の変更等についても検討してほしい。

水管橋の耐震化

Q. 令和10年度を目標に、現在、基幹管路の耐震化が進められているが、その中には東員町員弁川にある水管橋も含まれているのか。

A. 東員町員弁川にある水管橋は、耐震化ではなく更新の対象となる。今後の人口動態による水道需要の変化や水源水質の関係等も加味し、将来的にこの員弁川にある水管橋を更新する必要があるのかどうかも含め、東員町と情報交換を行いながら検討している。

(意見) 東員町という相手があり、予算があるからできるという話でもないため状況を見極めてほしい。

水道メーターの検針

Q. 水道メーターについて検針員が個別に検針を行っているが、より効率的な方法の検討を行っているか。

A. 他市町では、スマートメーターで検針を行う方法も採用されつつあるが、水道メーターは計量法の規定により8年で交換する必要があるため、スマートメーターは、現状のものに比べ約10倍コストがかかるという課題がある。四日市市で全て導入するとなるとかなり費用的な負担がかかるため、価格が下がらないことには、導入の判断は難しい。当面は、これまでどおり検針員による検針を継続する。来年度はメーカーから無償提供いただいたスマートメーターを試行的に使用し、活用の検討を進めていきたい。

Q. 提供されたスマートメーターはどのくらいの個数を、どのくらいの期間、使用する

のか。

A. 50個のスマートメーターの提供を受け、検定満期を迎える8年間使用することを考えている。

議案第108号 令和6年度四日市市下水道事業会計予算

○第4条資本的収入及び支出

下水道施設ウォーターPPP導入検討業務にかかる事業費

Q. 下水道施設ウォーターPPP導入検討業務について、ある程度、民間企業と話をした上で導入可能と見込んでいるのか。

A. 現在、管路と施設を包括民間委託しており、それら委託部分については導入可能であると考えている。加えて、雨水施設等も対象になるため、雨水施設や他の委託していない施設について整理していく必要がある。

Q. 行政としては導入の方向で検討業務を行うのか。

A. これまでに包括委託レベル2.5に相当する事業を行ってきた経験から、概ね導入できると考えている。また、ウォーターPPPを導入しなければ国から補助金が交付されないという課題もある。民間企業の力をどこまで利用できるか、国の補助金をいかに受けていくかを整理していかなければならない。

公共下水道雨水対策事業

Q. 雨水対策における局部改良において、休会中所管事務調査で報告があった4か所以外に今後事業化を予定している所はあるか。

A. 休会中所管事務調査で報告させて頂いた4か所を含め、来年度は、継続工事や設計業務も含め6か所となる。

Q. 現状で把握している中で改良が必要と判断している箇所はどのくらいあるか。

A. 土木要望等を精査中であるが、浸水箇所については現在約40箇所を把握している。毎年、すぐに改良可能なものは単年度で実施し、そうでないものは対応を検討しながら進めている。

Q. 市内で約40の浸水箇所を把握しているとのことだが、その中から要望が出ているという認識でよいか。

A. そのとおりである。浸水箇所として把握している場所と要望箇所は、ほぼ合致しているため、順次対応していきたいと考えている。

(意見) 地元との協議も必要だと思うので、時間がかかる作業かもしれないが、地道に対応してほしい。

雨水調整池（日永地区）用地測量等

Q. 日永地区における調整池の進捗状況について確認したい。

- A. 雨水管理総合計画において、六呂見調整池の整備を進めており、令和5年度に都市計画決定を行った。これにより、令和6年度から国の補助金を受けながら、事業の実施が行える状況である。一方で、日永地区は未だ浸水が多い場所があり、そこについて今後どのように対応していくか上下水道局内で検討している。調整池の整備は、まず土地が確定して初めて事業化が進むため、一番効果的な場所の選定も含めて検討している。
- Q. 当初から土地がなく困っているという話で、住宅の地下に造るという話もあったが、土地が確保できなければ、浜田通り貯留管のように地下に貯留管を造るということもあり得るのか。
- A. 土地がないことに加えて、企業等の地下埋設物が非常に多く、浜田通り貯留管と状況が全く違うため、貯留管方式はハードルが高いという認識である。いかに土地を探すかが今後の課題となっている。
- Q. 日永地区においては、当座の対応策としてのソフト対策はないのか。
- A. ソフト対策として被害を防止するには、いち早く大雨の情報を知ってもらうことが一つの方法ではないかと考えている。国土交通省のワンコイン浸水センサー実証実験に昨日（2月29日）に採択されたので、これを活用してソフト対策につなげていきたいと考えている。
- Q. ワンコイン浸水センサー実証実験は、どこをモデル地区とするのか。
- A. 浸水が頻発している常磐地区や日永地区など市内4か所程度を予定している。

まつの雨水2号幹線 支障物件移転補償

- Q. まつの雨水2号幹線では移設工事を行うとなっているが、こういったところもデジタルのデータベース化をしていくのか。
- A. 令和6年度は本体工事の準備として電柱や、ガス管、水道管の移設工事を予定している。それらの移設後の図面作成については、各占有者が行うが、下水道管のデータは、既存のGIS台帳に載せていきたい。
- Q. ガス管を移設した際にもデータ化を依頼し、それらデータを集約した後にオープンデータ化し、各種業者に情報提供していくことが今後必要と考えるがどうか。
- A. 移設完了後の図面データについては、道路管理者からも占有者に向けて依頼があると思われるが、図面のデータ化については工事担当課からも依頼するとともに、道路管理者へのデータの提供等については今後調整していきたい。
(意見) データを共有できる環境をつくってほしい。
- Q. まつの雨水2号幹線は、阿瀬知ポンプ場整備までの暫定的運用となっているが、阿瀬知ポンプ場が完成するとその後どうなるのか。
- A. 阿瀬知ポンプ場が完成すると通常幹線となる。中川原通り西側エリアの水をすべてポンプ場に流す幹線であるが、ポンプ場完成までは暫定的に貯留管として運用していく。

議案第 109 号 令和 6 年度四日市市農業集落排水事業会計予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 149 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算（第 9 号）

【上下水道局・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

◀歳出第 4 款 衛生費 第 1 項 保健衛生費▶

別段の質疑、意見はなかった。

【都市整備部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

◀歳出第 8 款 土木費 第 1 項 土木管理費▶

住宅・建築物耐震化促進事業費

Q. 木造住宅除去工事費補助金について、当初予定件数を 355 件と見込んでいたが、実施見込件数が 270 件となった理由と、本年 1 月の能登半島地震後の相談が多い状況での対応はどうか。

A. 様々な方法で啓発などを行ってきたが、結果的には予定件数の見通しが不十分だったと言わざるを得ない。令和 6 年能登半島地震の影響により、1 月における相談件数は例年より増加したが、年度内に除却工事を完了させるには、補助金申請を令和 5 年 12 月末頃までにしなければならないため、地震の影響で反響は大きかったものの、次年度以降で対応することになる。

Q. 年度を跨ぐことはできないのか。相談を受付した上で対応できないのか。

A. 年度は跨げないため、仮予約という形で預かり、次年度の早期に受理して手続きを進めるということを行っている。

Q. 本年 1 月以降に一時的に預かった申請書類について、令和 6 年度に処理した場合、補助金交付までどの程度かかるのか。

A. 国の内示が出てからの交付決定となるため、5 月初旬頃に工事着手することとなる。

Q. 工事請負業者は年度当初は仕事量に余裕があり、工事費も抑えられる。申請者の負担を減らし、効率的に申請が行えるようにすべきではないか。

A. 住宅・建築物耐震化促進事業は国、県との協調補助であることから、補助制度自体の仕組みを見直すこととなるため、今後の課題としたい。

(意見) 市の補助制度において、新年度当初から前年度内での補助金交付に変更となった事例がある。当該補助制度においても、全体的な仕組みの整理を行うべきである。

(意見) 市単独での耐震補助制度を策定し、国、県と合致する制度があれば協調すると
いった対応が行えないか、今後の研究課題としてほしい。

Q. 住宅・建築物耐震化促進事業の啓発活動が足りていないのではないか。

A. 市民総ぐるみ防災訓練や住宅関係の民間イベント、市ホームページ、FMよっかい
ちでの放送など、様々な方法で啓発を行っているが、さらにどういった啓発ができるか
探っていきたい。

Q. 沿道建築物耐震診断補助金の当初予定件数 2 件が実施見込み件数では 0 件となっ
ているが、状況を確認したい。

A. 当初予定の 2 件については、所有者に強く啓発を行い、耐震診断を行ってもら
う想定で予算計上したが、診断まで至らなかった。今後も所有者に対し啓発を続けていく。

《歳出第 8 款 土木費 第 2 項 道路橋梁費》

防災・安全交付金事業費（道路ストック関連）

Q. 防災・安全交付金事業費で再舗装の対象となる道路は、地区の土木要望で要望されて
いる道路も含まれるのか。

A. 基本的に当該事業で再舗装の対象となる道路は幹線道路であり、土木要望は地域の
生活道路を対象としている。

Q. 各地域に割り当てられる土木要望の予算も十分ではないため、広範囲の再舗装を行
う必要がある幹線道路については、市が直接対応すべきではないか。

A. 土木要望における再舗装の要望は主に生活道路であり、幹線道路や地区と地区を結
ぶ準幹線道路については、防災・安全交付金事業や産業支援・生活拠点の道路整備事
業など市の自主事業として再舗装を行っており、土木要望費で再舗装を行うことはな
い。また、これらの事業では路線を位置付けて再舗装を行っているので地区の方にも
十分説明をさせていただく。

(意見) 幹線道路が少ない地区になると、ほとんど土木要望で対応しなければなら
なくなるし、地区によって人口も違うため、割り当てられる予算も違ってくる。その辺
りは是正することも考えた方がよい。

Q. 土木要望が出ないため、道路がつながっているのに間が舗装されていない事例があ
る。土木要望と幹線道路の再舗装と区分するのではなく、舗装が必要な場所には、要
望がなくとも再舗装を行うような対応が必要ではないか。

A. 生活道路で舗装と舗装の間が未舗装となっているところは、生活に身近な道路整備
事業の中で、効果的な事業として地区市民センター管内で 500 万円の予算を上乗せし
ているので、この予算を活用していただければ一連の道路舗装ができ、まとめて行え
ばスケールメリットも期待できるので効果的な整備が可能となる。どのような路線は
市の自主事業で再舗装を行うのか、また、道路の間での再舗装などについては職員が
地域の方に十分な説明や提案を行い、効率のよい事業に努めていきたい。

《歳出第8款 土木費 第4項 河川費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第8款 土木費 第6項 都市計画費》

スマートシティ実装化支援事業

Q. 地下埋設物も含めた道路全般をデータ化し、それらをオープンデータとして無償で提供し、工事のミスが減らすことが必要と考えるがどうか。

A. 中央通りにおいては、3D都市モデル化により、地下の埋設状況が分かるよう取り組んでいる。その他の道路については、年度初めに道路占有者連絡調整会議の場で3Dデータ化について取り組みの協力を求めているが、事業者がすぐに取り組めるところまで至っていない。道路掘削時の事故防止や災害時の早期復旧に地下埋設物の3Dデータ化は非常に効果的だと考えている。また、集約した3Dデータを確認できれば、各事業者にもメリットがあるため、引き続き事業者には3Dのデータ管理の協力を求めている。

《歳出第8款 土木費 第8項 住宅費》

別段の質疑、意見はなかった。

○第2条 繰越明許費補正

都市基盤・公共施設等整備基金

Q. 決算で不用額が発生した場合、基金に積み立てると思うが、積み立ては財政経営部が考えているのか。

A. 積み立てについて、都市整備部は関与していない。

Q. 財政経営部が考えることは当然だと思うが、基金の考え方等について財政経営部と調整してはどうか。

A. 基金への積み立て等について委員会での意見を財政経営部に共有する。

【環境部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第4款 衛生費 第1項 保健衛生費》

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金

Q. この補助金は、県が100%財源を支出するものであるが、現予算の半分を減額することとなった理由を確認したい。

A. 工期や各種手続きの関係で、伸び悩んだ形である。他市を見ると補助金を使い切った事例もあるため、令和6年度も引き続き啓発を図っていく。

《歳出第4款 衛生費 第2項 清掃費》

別段の質疑、意見はなかった。

議案第151号 令和5年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算

(第2号)

別段の質疑、意見はなかった。

議案第152号 令和5年度四日市市農業集落排水特別会計補正予算

(第1号)

別段の質疑、意見はなかった。

議案第154号 令和5年度四日市市水道事業会計第3回補正予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第155号 令和5年度四日市市下水道事業会計第3回補正予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第156号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

【都市整備部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第8款 土木費 第4項 河川費》

掘川内水対策事業費

Q. 補正前の債務負担行為の最終年度である令和7年度予算の見込みは4億4000万円であるが、補正後の最終年度である令和8年度予算の見込みは7億4000万円となってい

る。この増額の理由を確認したい。

- A. 予算増額の原因は、大半が物価と人件費の高騰である。また、改めて工事手順の見直しや完成後の維持管理費を考慮し、工法の変更を行った結果、最終年度の令和8年度の割合を増やしている。

《歳出第8款 土木費 第6項 都市計画費》

別段の質疑、意見はなかった。

○第2条 債務負担行為補正

別段の質疑、意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会の所管部分につきましては、別段異議なく原案のとおり可決すべきと決しました。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

5. 所管事務調査報告書

○雨水対策について

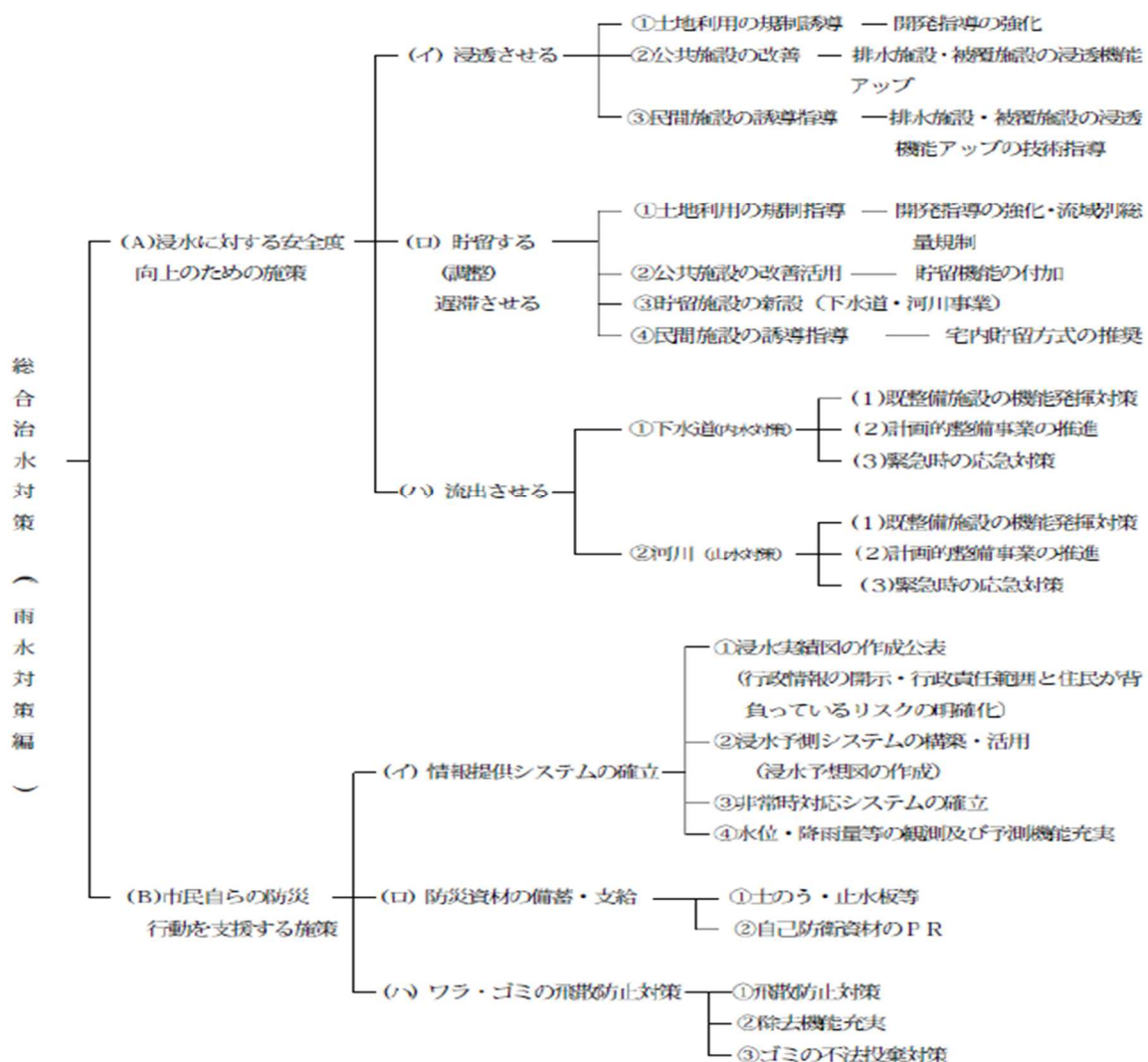
1. はじめに

近年、豪雨災害への対応・対策を求められない年はなく、本年においても西日本から東北地方にかけて停滞した梅雨前線により、全国各地で被害をもたらした令和5年7月豪雨が発生しました。局地的豪雨や線状降水帯等の予測できない降雨が発生する中、頻発する都市型水害への被害を未然に防ぐ迅速かつ適切な対応が求められています。

本市においても、市民が安心・安全な生活をおくれるよう、下水道や河川におけるさまざまな雨水対策が講じられておりますが、今一度、本市、国、県の雨水対策に係る計画や市内の浸水区域を確認し、新しい気象条件や「千年に一度」の大雨への対策として今後取り組むべき課題を調査する必要があると考え、所管事務調査を行うことといたしました。

2. 総合治水対策

総合治水対策（雨水対策編）の構成



本市では、平成12年の東海豪雨を契機に、四日市市総合治水対策を取りまとめ雨水対策の取り組みを行ってきた。

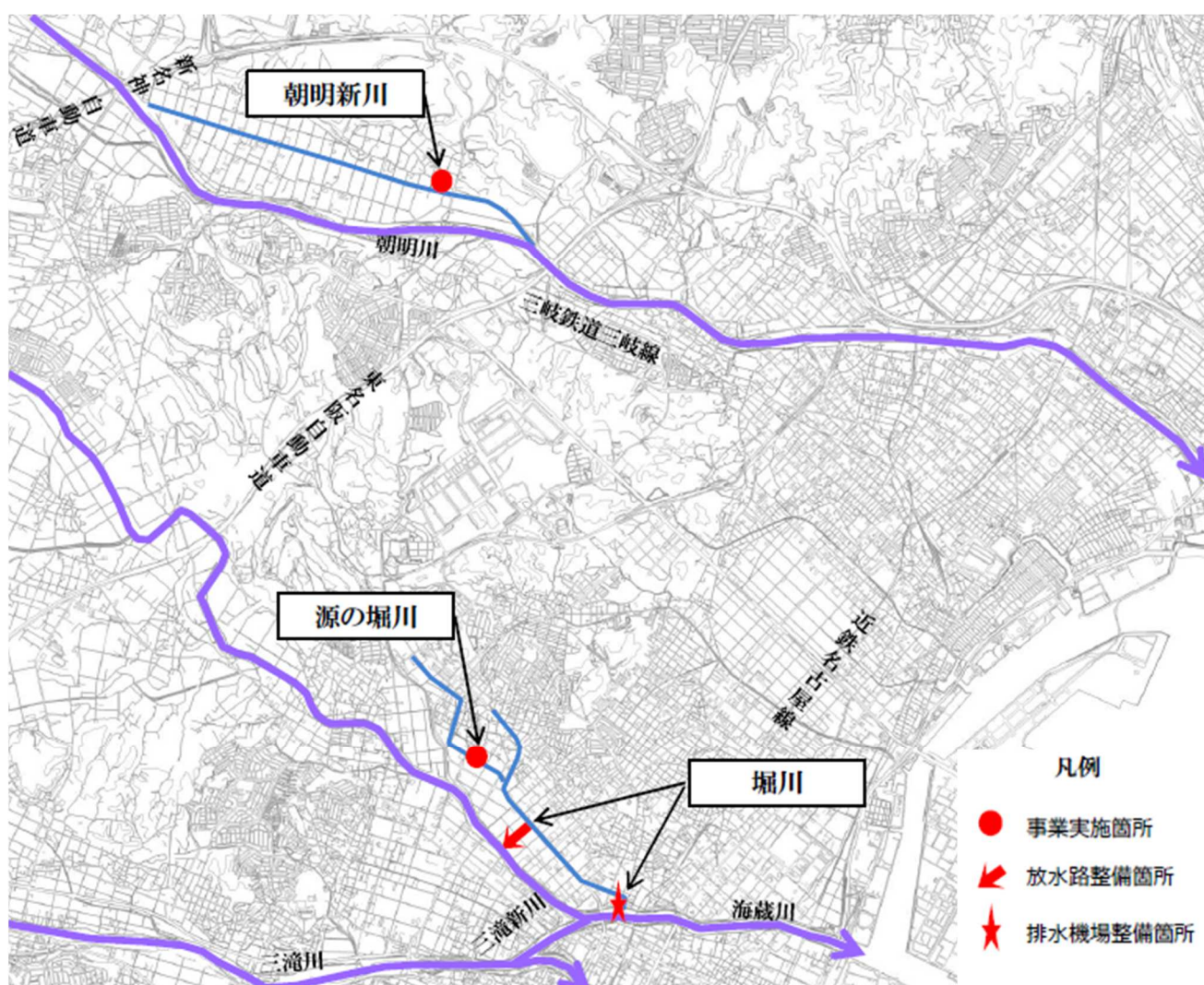
ハード対策の「浸水に対する安全度向上のための施策」と、ソフト対策の「市民自らの防災行動を支援する施策」の2施策で成り立つ総合治水対策は、後述する、国が主体となり県、市、町、企業、住民が共同して行う流域治水と同様の考え方である。

以下、3及び4では、都市整備部と上下水道局の実施する本市の雨水対策事業について報告する。


3. 雨水対策（都市整備部）

（1）準用河川改修事業

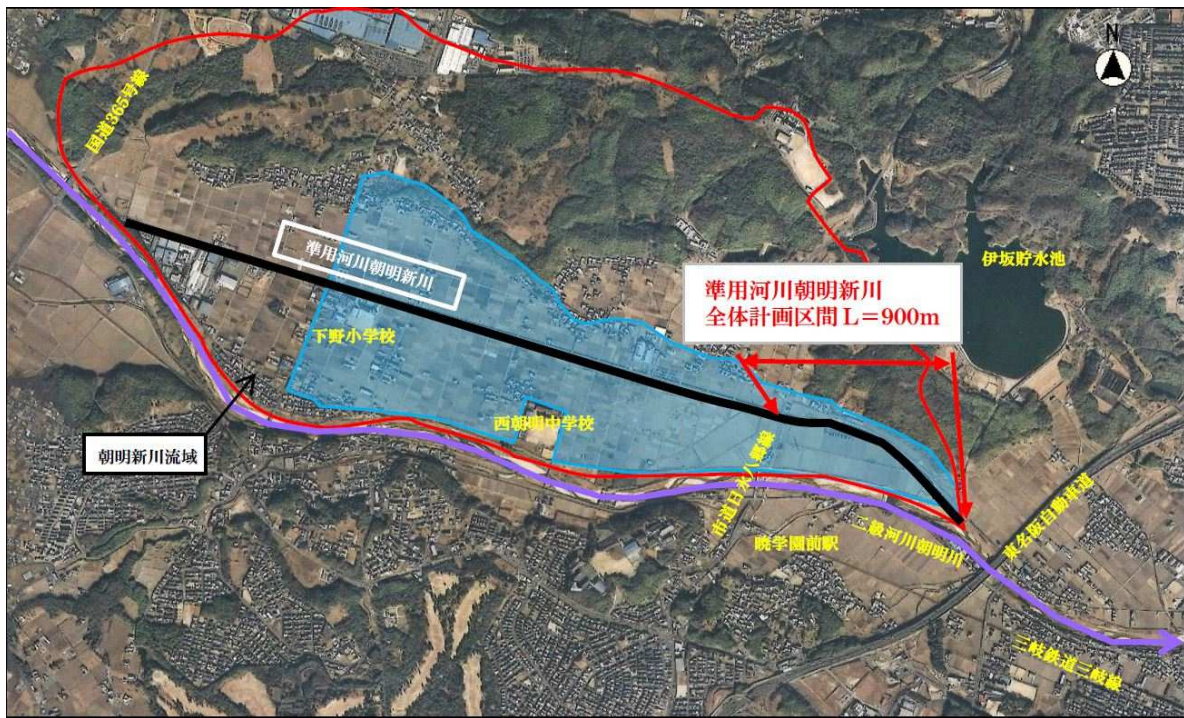
現在、本市が整備を行っている準用河川は3河川あり、そのうち、朝明新川、源の堀川
の2河川を、国の防災・安全交付金事業として整備を行っている。また、三重県が実施する三滝新川の整備に伴う堀川の内水対策として、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、放水路と排水機場の整備を行っている。



(ア) 朝明新川

流域面積	4. 5 7 km ²
計画流量	6 0 m ³ /s (暫定 2 7 m ³ /s)
浸水区域	

準用河川朝明新川改修事業は、流域である大鐘町や西大鐘町における浸水被害の軽減を図ることを目的として河川断面を拡幅する計画となっており、市道日永八郷線との交差点手前まで整備が完了している。また、この交差点から上流部では河床への張りコンクリートを施し、流下能力の向上もあわせて行っている。今後の整備計画として、三重県企業庁の工業用水管の移設の後、既存橋梁の架け替えによる河川改修を予定している。




工事着手前
(流下能力 1 2 m³/s)

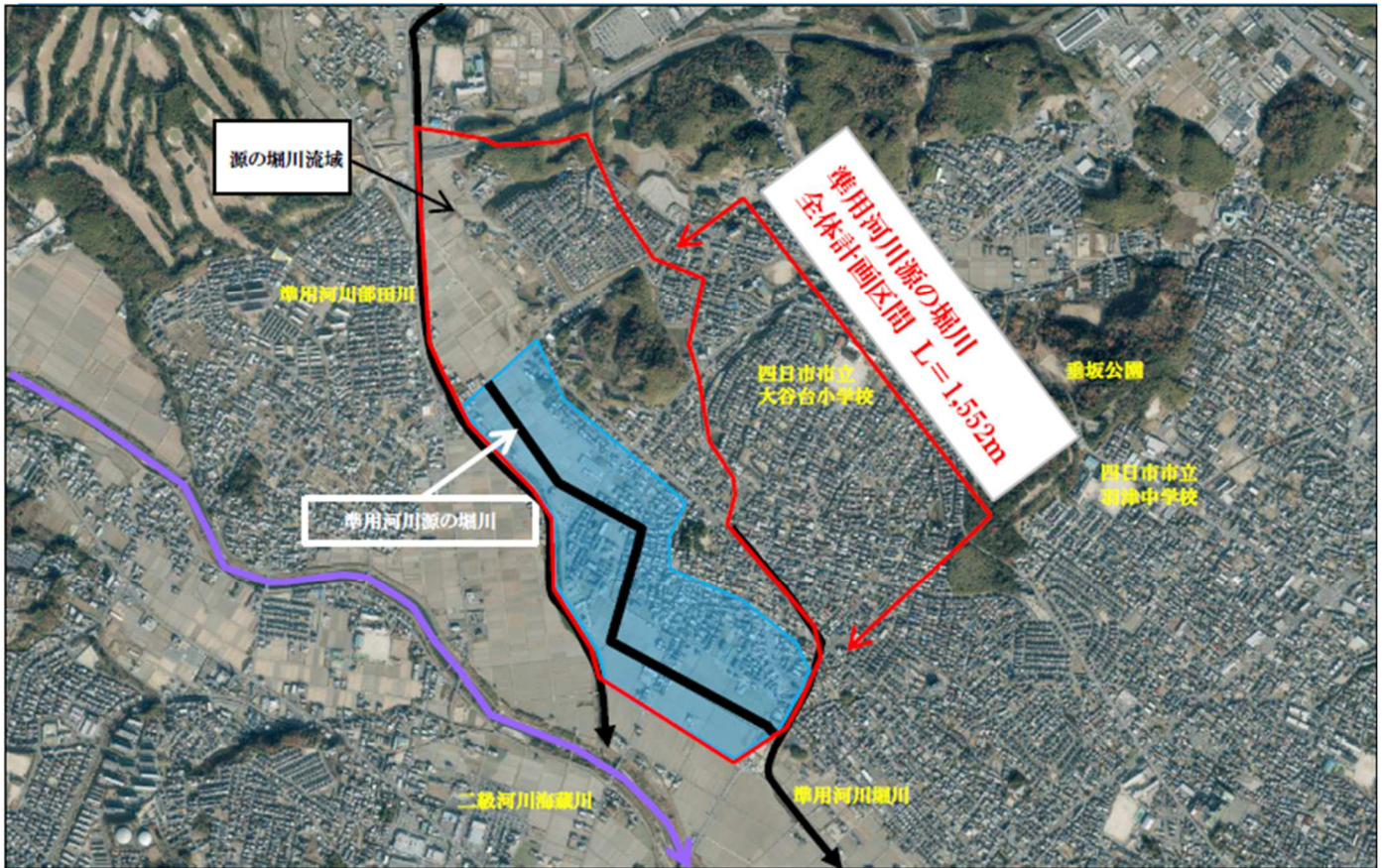


工事完成後 (暫定)
(流下能力 2 7 m³/s)

(イ) 源の堀川

流域面積	1.06 km ²
計画流量	21 m ³ /s
浸水区域	

準用河川源の堀川改修事業は、現況の川幅が狭小であることにより生じる周辺の浸水被害を軽減するため、河川断面を拡幅する計画であり、令和3年度より整備を行っている。




工事着手前
(流下能力 3 m³/s)



工事完成後
(流下能力 21 m³/s)



(ウ) 堀川内水対策

流域面積	3. 2 2 km ²
放水路計画放流量	2. 6 m ³ / s
排水機場ポンプ能力	7 m ³ / s
浸水区域	

準用河川堀川内水対策事業は、三重県が実施する三滝新川分派の整備に伴う、海蔵川の流量増加により拡大する堀川流域の浸水被害の軽減を図ることを目的とし、主な対策として、上流域での放水路整備、下流域での排水機場整備を行う計画である。



放水路整備予定地
(上流部)



排水機場整備予定地
(下流部)

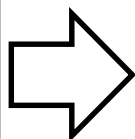
(2) 河川改良事業

準用河川改修事業とは別に、他の河川においても河川改良を実施しており、例えば、神前地区の江田川では、屈曲部をボックス化することで線形を変化させ流れを円滑にしている。楠地区の三鈴川においては、河川断面を拡幅する改良を行っている。

着工前

江田川（屈曲部改良）

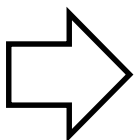
完成



着工前

三鈴川（断面拡幅）

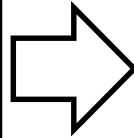
完成



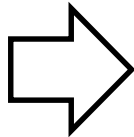
(3) 河川の維持管理状況

河川の機能維持を図るため、河道内に堆積した土砂の浚渫や除草、老朽化した護岸などの修繕工事を行っており、例えば、羽津地区の沢の川では浚渫を実施し、川島地区の鹿化川では洗堀された河床に根固めブロック工を実施している。

着工前 沢の川（浚渫工） 完成



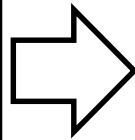
着工前 鹿化川（根固工） 完成



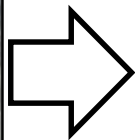
(4) 調整池の維持管理状況

市が管理する調整池では排水口にあるオリフィス等の詰まりや閉塞が起こらないよう、定期的な点検清掃を実施するとともに、調整池内の除草や樹木の伐採を行っている。

着工前 ガーデントウン新生桑調整池（除草） 完成



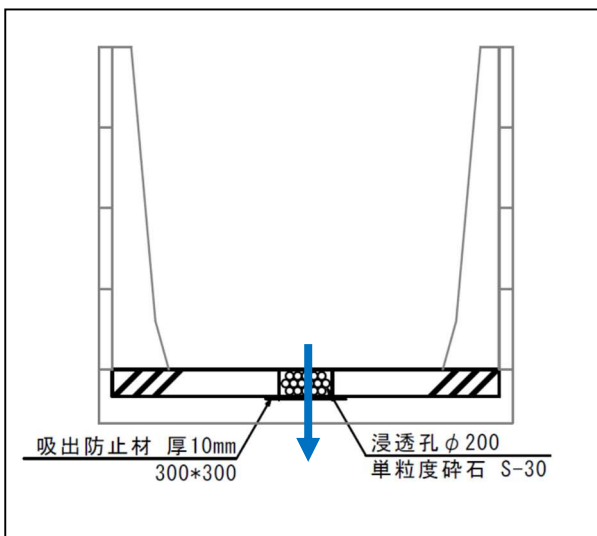
着工前 十四川調整池（排水口点検清掃） 完成



(5) 流出抑制施設の設置

河川の改修改良や維持管理だけでなく、排水路底の底に浸透孔（水路の底に一定の間隔で穴を開け、その中に碎石を詰め水路内の水を地下に浸透させるもの）の設置や、地区市民センターに雨水浸透ますや透水性舗装を設置する等、公共施設に流出抑制施設を設置するといった雨水対策も行われている。これらの流出抑制施設の設置は、排水路の改良時や公共施設の改修時において積極的に行っている。

浸透孔



雨水浸透ます



【海蔵地区市民センター】

透水性舗装



【四郷地区市民センター】

(6) ニワミチ四日市における雨庭の設置

現在、整備を進めている中央通り再編事業では雨庭の設置が進められている。雨庭とは、地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、徐々に地中に浸透させる構造を持つ雨水流出抑制施設である。

この雨庭が持つ浸透・保水効果により、下水道本管への負担軽減を図るなど、市街地での浸水対策として計画している。

【ニワミチ四日市のランドスケープ・グリーンインフラコンセプト】

【ニワミチ四日市におけるグリーンインフラ整備の目的】

- 現状課題 01 市街地の低密度な緑地環境
・都市化に伴う生態系機能の低下
- 02 局地的な大雨の発生頻度増加
- 03 地表面被覆の人工化や都市化による温度上昇

整備目的

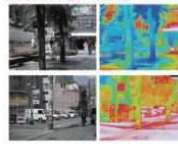
多様な緑に囲まれた安らぎを感じる場の創出
中心市街地に来訪者が立ち寄りやすい安らげる緑の空間を創出する



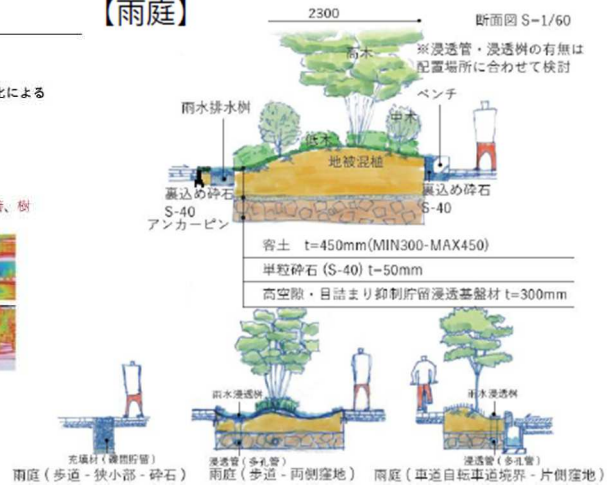
雨水流出抑制への寄与
雨庭の浸透・保水効果で下水道本管の負荷軽減を行う



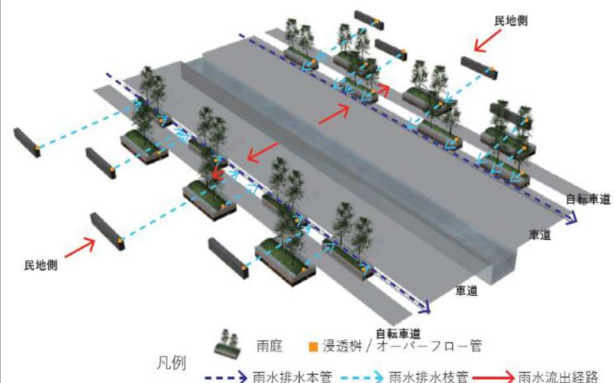
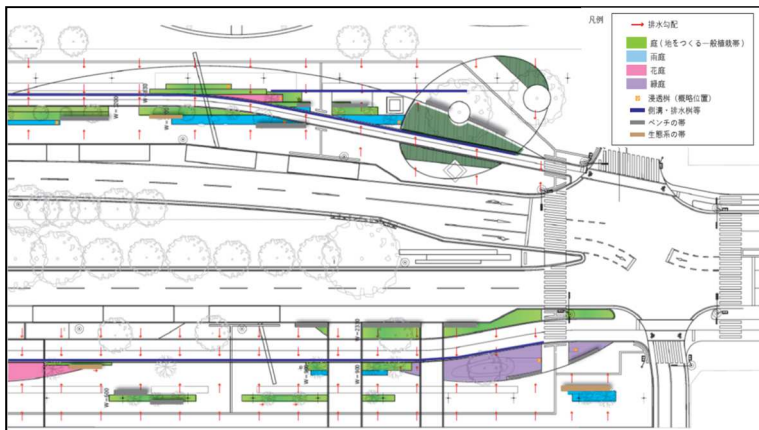
都市の微気候改善
雨庭により地表面被覆の改善、樹木による木陰を創出する



【雨庭】



【駅西側市民公園前における雨庭設置予定図】



(7) 開発行為に関する雨水対策

都市計画法は、無秩序な都市の拡大を防止し、計画的な市街化を図ることを目的として、昭和44年6月に施行（昭和43年6月公布）され、一定規模以上の土地の造成等の開発行為に関し、その影響を軽減するような対応を求める開発許可制度が設けられた。

本市においても昭和45年8月に市街化区域と市街化調整区域を定め、開発許可制度を運用してきており、許可制にすることにより一定規模以上の造成工事等を行う場合には必要な施設となる道路、公園、排水路や洪水調整池の整備を義務付けている。

【宅地開発事業等に対する指導について（洪水調整池・雨水浸透施設）】

① 開発区域の面積が1 ha 以上、又は洪水調整容量500 m³以上である場合に、洪水調整池の設置を義務付けている。なお、洪水調整容量の計算は、開発区域の面積が0.4 ha 以上の場合に実施し、洪水調整容量の確認を行っている。

* 参考（三重県の設置基準）

開発面積1 ha 以上、かつ洪水調整容量500 m³以上の場合に、洪水調整池の設置を義務付けている。

② 開発区域の排水計画に当たっては、雨水浸透施設（浸透ます・透水性舗装）を採用するよう依頼している。

【開発行為等での治水対策状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
洪水調整池	1件	1件	1件	3件
透水性舗装	3,066 m ²	6,579 m ²	4,510 m ²	14,155 m ²
雨水浸透ます	238箇所	165箇所	237箇所	640箇所
浸透管	27m	—	53m	80m

4. 雨水対策（上下水道局）

（1）雨水対策事業

① 浜田通り貯留管整備事業

集中豪雨により阿瀬知1号幹線が満管となり道路に溢れ浸水被害が度々発生していた鵜の森公園や浜田小学校、西浦通り周辺の浸水対策を目的としており、道路下深くに埋設した貯留管に雨水を一時貯留させ、既設管の能力向上を図る。

平成30年度に六地藏公園から鵜の森公園に向けてシールド工事を着手し、その後、ポンプ施設や、中央通りと西浦通りとの交差点付近からの雨水排水を導くための導水管の整備を行い、令和4年度末に貯留量1万5290立方メートルの地下貯留管として供用を開始した。

① 浜田通り貯留管整備事業



②中央通り再編事業関連

現在進められている中央通り再編事業に合わせ、中央通り周辺の雨水排水を昨年度完成した浜田通り貯留管に導くためのバイパス管を整備している。令和4年度より工事に着手し、現在は1期工事である鶉の森公園北西角までが完了しており、引き続き市民公園前までの工事を実施している。

② 中央通り再編事業関連



③まつの雨水2号幹線（常磐地区）

当事業は、令和3年度に策定された雨水管理総合計画に基づき行われており、伊倉排水区の雨水の一部が計画外である常磐排水区に流入しているため、常磐排水区において浸水が発生している状況であることから、伊倉排水区の雨水を阿瀬知雨水1号幹線に導くための幹線管路の整備を行い、浸水の軽減を図るものである。なお、まつの雨水2号幹線は、阿瀬知第2ポンプ場が完成するまでは暫定貯留管としての運用を予定している。

令和4年度に測量、地質調査が完了し、令和5年度は詳細設計を行っており、以降、令和6年度に地下埋設物等の移設工事を行い、令和7年度から令和8年度にかけて管路整備工事を実施する予定である。

③ まつの雨水2号幹線(常磐地区)



④ 六呂見調整池 (日永地区)

当事業は、令和3年度に策定された雨水管理総合計画に基づき実施されている。大字六呂見周辺では、5年確率降雨に対して雨水対策施設の整備が完了しているが、近年の大雨の激甚化や都市化の進展による雨水流出量の増加により、浸水被害が発生している状況にあることから、当該地区を10年確率降雨に対応できるよう調整池の整備を行うものである。

令和3年度に調整池の容量を決定するための検討を、令和4年度には測量・地質調査が完了し、令和5年度は施設の構造を決めるための検討を実施しており、令和6年度から7年度に必要な用地の取得などを行い、今後は、令和8年度に詳細設計、令和9年度から11年度に工事を行う予定である。

④ 六呂見調整池(日永地区)



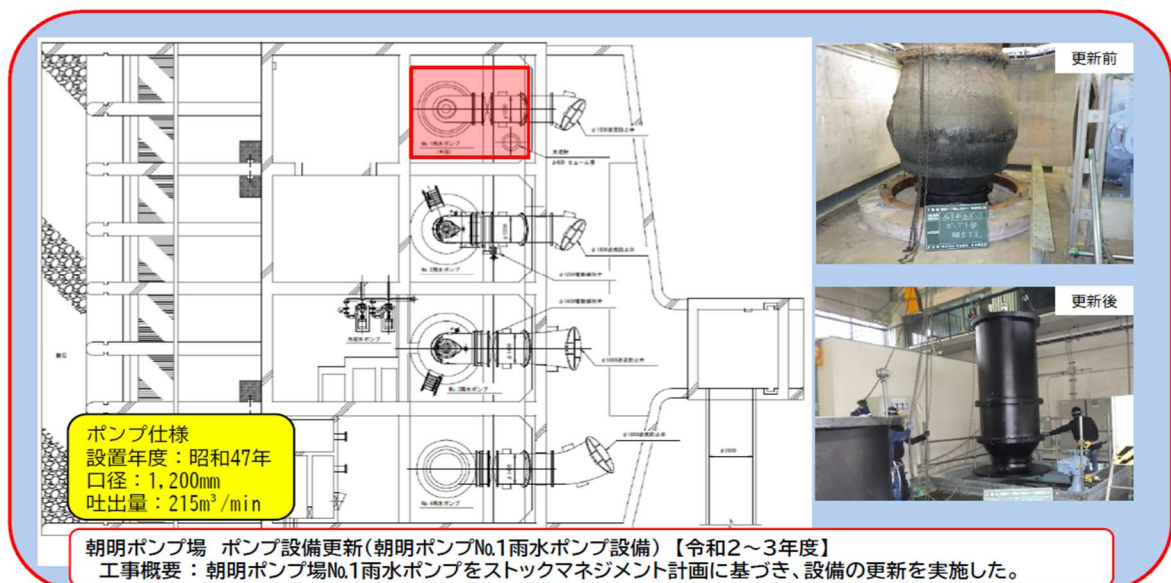
⑤ 朝明ポンプ場ポンプ設備更新（三重郡川越町高松地内）

⑥ 雨池ポンプ場ポンプ整備

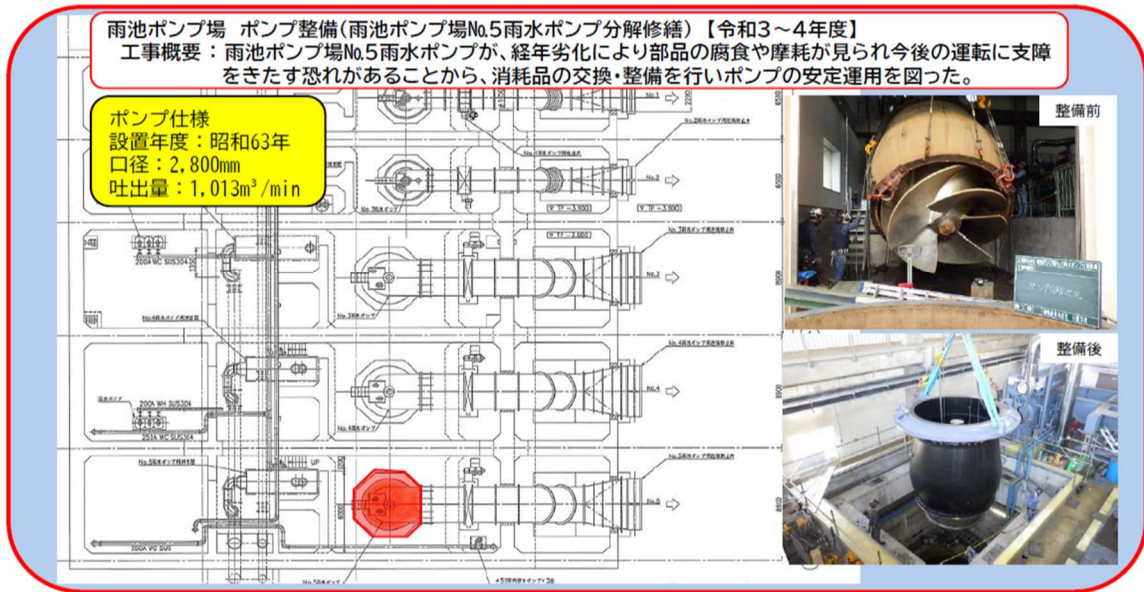
本市では、雨水対策として降雨時に確実にポンプ施設を稼働させるため、施設の更新にも取り組んでいる。朝明ポンプ場ではNo. 1 雨水ポンプ設備が、設置後48年が経過していることから、ストックマネジメント計画に基づき、令和2年度から令和3年度にかけて主ポンプ本体及びポンプ駆動用の電動機の更新を行った。

また、雨池ポンプ場ではNo. 5 雨水ポンプは設置から34年経過していることから、令和3年度から令和4年度にかけて消耗品の交換・整備を行うことでポンプの安定運用を図った。

⑤ 朝明ポンプ場 ポンプ設備更新(三重郡川越町高松地内)



⑥ 雨池ポンプ場 ポンプ整備(四日市市大字六呂見地内)



(2) 局部改良事業

①羽津中二丁目(近鉄霞ヶ浦駅西)事例

近鉄名古屋線霞ヶ浦駅の西側周辺は窪地(周辺より地盤が低い箇所)となっており、集中豪雨時は既存水路の断面が不足するため、過去において浸水被害が発生している。

当該箇所の排水対策として新たな水路を設けることで浸水の軽減を図るため、令和4年度に基本検討を実施し、令和5年度は測量と詳細設計を行い、令和6年度から2カ年で整備を行う予定である。

②尾平町(四日市商業高校南)事例

四日市商業高校南側の県道四日市鈴鹿環状線沿いも窪地となっていることから、近年の集中豪雨時に浸水被害が発生している。対策として、当該箇所の排水を下流域に位置する準用河川永代寺川に直接排水するため、延長約260mの区間を、令和5年度から3カ年の計画で整備を行っていく。

③東日野町(日永八郷線西・あすなろう鉄道北)事例

東日野町の市道日永八郷線西側においても窪地となっていることから、近年の集中豪雨時に浸水被害が発生している。当該箇所では令和2年度から令和3年度にかけて長太雨水1号幹線の延伸を行っており、周辺の雨水排水を雨水幹線へ流すための施設設計を令和4年度に行っており、令和5年度に整備を行っている。

④平津新町（三岐鉄道平津駅南東）事例

平津川周辺や三岐鉄道平津駅南東部に位置する平津新町では、窪地において過去に浸水が発生している。当該箇所の排水対策として、都市整備部が、平津川をボックス化しながら断面を拡幅する河川改良事業を、平成22年度から平成28年度まで実施した。上下水道局は、令和4年度に基本検討を実施し、令和5年度は測量設計を行い、令和6年度に整備を行う予定である。

⑤局部改良事業の現状

局部改良事業は浸水対策の抜本的整備には至らないが、地域からの要望を受けながら、推進計画事業として位置づけて取り組んでいる。

(3) 実施しているソフト対策

平時において、上下水道局職員が現場へ向かう際には、道中にある水路や雨水ます、樋門、スクリーンなどを巡視し、異常を確認次第、清掃や修繕を行うほか、天気予報にも注視し、豪雨が予想される場合は、ポンプ場等の施設も含め、事前に一斉点検・清掃を行う等、適切な維持管理に努めている。これらに加え、ポンプ場に水位計を設置することにより、降雨時に水位を確認しながらポンプを先行運転している。

その他、市民の皆様への情報発信の観点から、ホームページでの内水氾濫想定図の公表や、緊急時に土嚢を自由に使用できるよう、土嚢ステーションの整備も行っている。

また、令和5年度には多目的モバイルポンプユニットを配備し、9月には職員を対象に訓練を行うなど、浸水時の対応についても準備を進めている。

これらの点検・清掃・周知等のソフト対策は今後も継続的に行っていく。

5. 国・県の雨水対策

(1) 国管理河川の整備状況

「鈴鹿川水系河川整備計画」（平成28年12月策定）で定められた目標に向け、段階的かつ着実に整備を進め、災害に対する安全性の向上を図ることとしており、現在想定している概ね30年間の整備（治水）では、堤防整備・強化、河道掘削、横断工作物改築、危機管理ハード対策等を行っている。

一級河川である鈴鹿川、鈴鹿川派川、内部川においては、四日市市、鈴鹿市、亀山市の3市で構成する、鈴鹿川改修促進期成同盟会において早期整備や適正な維持管理について、毎年要望活動を行っており、本年においては、10月17日に、市長自らが国土交通省へ出向き要望活動を実施した。

また、令和5年度は、昨年に引き続いて鈴鹿川の河口部（塩浜地区）と、鈴鹿川派川（派川高潮地区）で河道掘削が実施された。

(2) 県管理河川の整備状況

三重県の管理河川においても国と同様に早期整備と適正な維持管理に努めてもらうよう、毎年要望を行っている。また、三重県では海蔵地区において、三滝川を分派し、海蔵川へ流すよう三滝新川の整備が進められており、令和9年度の出水期までの完成を目指し、令和5年度も引き続き整備が進められる。

6. 浸水区域について

(1) 市内の浸水区域

本市は過去の豪雨時に幾度も浸水被害が発生しているが、その大半は市街化区域に集中し、市街化調整区域は浸水箇所が点在する状況である。市街化調整区域に点在する浸水箇所は、それぞれ個別に浸水対策を実施したり、地元からの土木要望を受けて対応を行っている。

降雨名称	最大時間雨量※ (mm/時)	浸水戸数(件数)		
		床上	床下	合計
平成12年 東海豪雨	120.5	178	1,975	2,153
平成24年 台風17号	76.0	65	399	464
令和元年 9月豪雨	125.0	54	175	229
令和2年 台風10号	102.0	12	118	130
合計	-	309	2,667	2,976

※1時間あたりの最大降雨量

表1 浸水被害実績

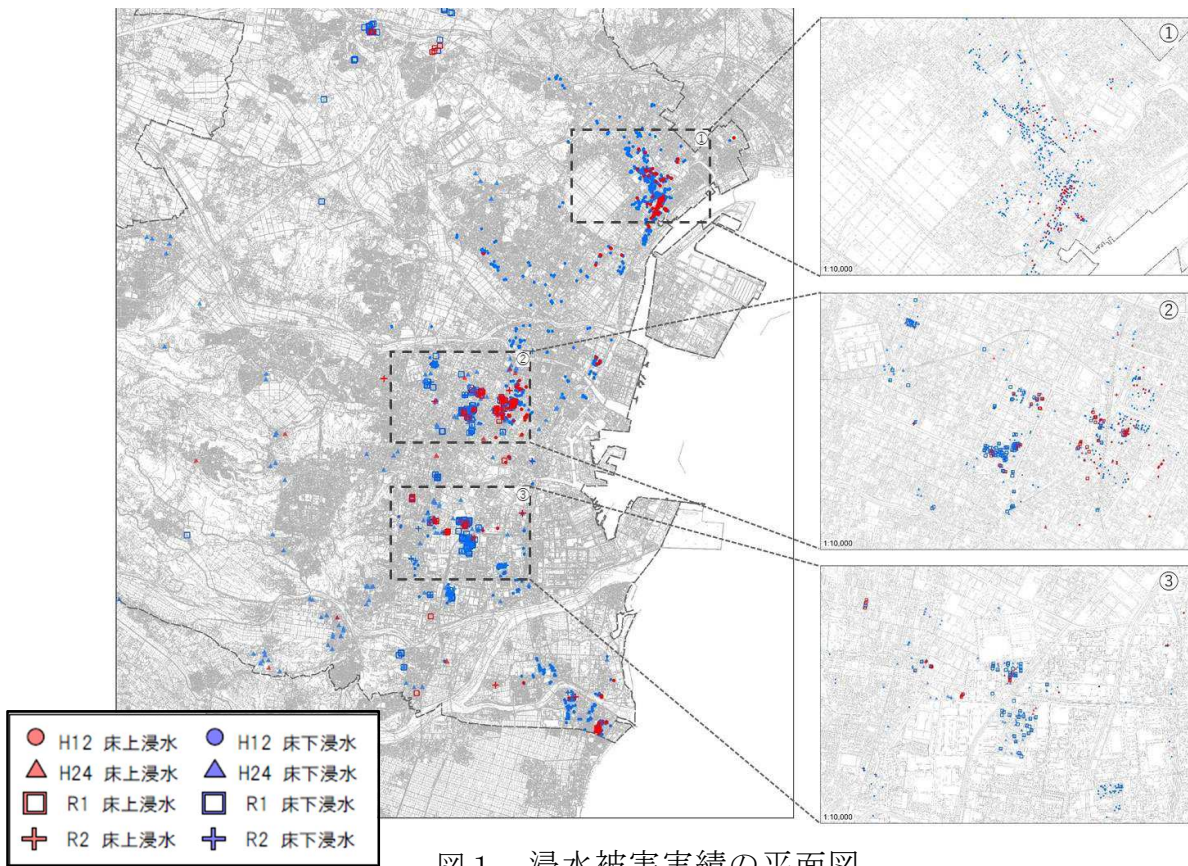


図1 浸水被害実績の平面図

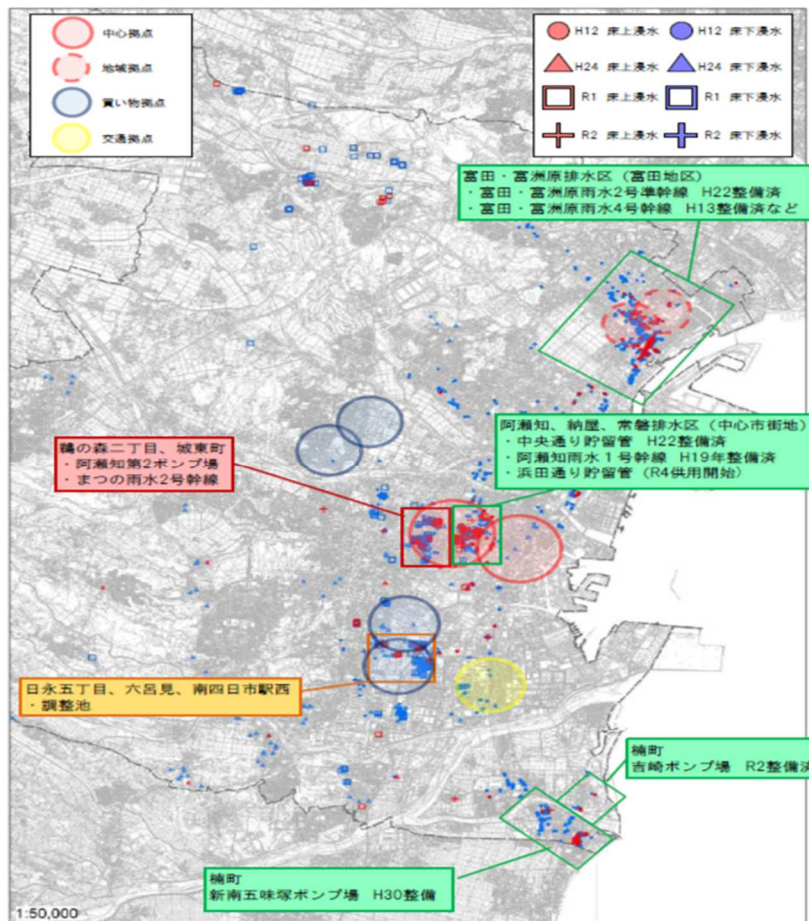


図2 雨水排水対策の状況

(2) 洪水ハザードマップ

本市では、想定最大規模の豪雨に対応するため、国県が作成した浸水想定区域図を基に、河川ごとに外水氾濫の洪水ハザードマップを作成しており、新たな洪水浸水想定区域図が発表された場合、随時更新を行っている。現在のマップは、朝明川水系、三滝川・海蔵川水系、天白川水系、鈴鹿川水系の5種類で、想定最大規模の降雨量は河川ごとに異なっており、鈴鹿川水系においては、6時間総雨量391ミリの降雨を想定して作成されている。

本市が作成している洪水ハザードマップは「逃げどきマップ」と呼称しており、市民が、自分が住んでいる地域が浸水するか否かを判断し、いつどうやって避難するべきなのか等、防災意識の向上に繋げている。

(3) 内水浸水想定区域図

本市が作成した内水浸水想定区域図は、1時間当たり147mmの降雨を想定したものである。

7. 流域治水について

近年の気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、河川整備を加速することに加え、本川下流のみならず、上流や支川などの中小河川も含めた、流域全体で国、県、市町、企業や住民が協働して行う流域治水の取り組みが行われている。

国は、令和3年3月30日に「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」の3つの対策により、水害に強いまちづくりや地域防災力の強化などの流域対策と河川整備を組み合わせ、「流域治水プロジェクト」を全国109の一級水系で策定した。

本市における、鈴鹿川水系流域治水プロジェクトの具体的な施策として、鈴鹿川と鈴鹿川派川の下流部における河道掘削や堤防整備を令和7年度に完了することを目的とした短期整備（5カ年加速化対策）を行い、整備完了後は、河口部での浸水の軽減を見込んでいる。

また、本市が管理する河川の大半は、国、県の管理する河川に合流しており、地形的な特質もあって、河川改修による外水の氾濫対策と下水道整備による内水の氾濫対策が一体となった総合治水と同様の流域治水の推進が必要となる。

こうしたことから、三重県が策定した四日市圏域二級水系流域治水プロジェクトにおいても、本市の河川事業と下水道事業を明確に位置付け、国、県、市が連携して浸水被害の軽減を図っている。

8. 今後の市の雨水対策について

(1) 河川事業

近年、線状降水帯の発生や異常気象による河川の氾濫が各地で発生しており、本市においても治水安全の向上を図るため、準用河川改修事業・堀川内水対策事業・河川等計画保全事業（河床洗掘対策や調整池の維持管理）を推進計画の治水対策事業（河川）に位置付け、計画的に取り組んでいる。

さらに、この事業のほか、普通河川や排水路の整備を進めるとともに、これらの機能を維持するため、適正な維持管理や修繕に取り組んでいく。

(2) 総合治水対策

今後も引き続き、関係部署と連携を図りながら市による治水対策施設の整備はもとより、市民及び事業者の協力を得て、総合的な治水対策を推進すると共に、水害に対する危機管理意識の充実を図るよう、ハードとソフトの両面から、本市の治水安全度の向上に努めていく。

(3) 下水道事業

近年の田畑の減少等の都市化の進展による雨水流出抑制機能の低下や、線状降水帯による豪雨被害の多発といった状況を受け、限られた財源の中で既存ストックを活用しつつ浸水対策を実施すべき区域を明確化し、期間を定めて集中的に対策を実施するための「雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）」が国から示され、本市においても令和3年度に四日市市雨水管理総合計画を策定した。

この計画により優先的に実施する雨水排水対策は、ガイドラインにより示されている10年確率降雨、1時間当たり67mmの1.1倍に当たる73.8mmの計画降雨に見直して、国の補助金を活用しながら対策を進めていく。

また、国のガイドラインでは20cm程度の道路冠水を許容するとされているが、そのような箇所においても、局部改良、ソフト対策を適切に組み合わせることを基本として、効果的な対策を検討していく。

9. 委員からの主な意見

- ・本市の地学的見地や歴史的観点から雨水対策を講ずる必要があるのではないか。
- ・ポンプ施設等による排水も大切であるが、市内を伏流する地下水の水位が上昇傾向にある中で、これらを排水できれば、雨水をより浸透させられるので、そういったことも研究してもらいたい。
- ・河川の浚渫については、国、県管理河川も含めて市全体として着実に進んでいくような

計画や考え方を持ってもらいたい。

- ・本市の地下水量の増減や流下能力の変化等については、今後100年、200年先のまちづくりを見据えて、科学的な根拠やデータを伴った資料を作成していくことが必要と考える。
- ・透水型の舗装は、目詰まり等によって機能が低下する場合がありますので、設置して終わりではなく、維持管理の費用も予算付けすべきである。
- ・田のあぜ道のかさ上げについては、市が一定の費用負担等を行い進めるべきである。
- ・各居宅等において、タンク等で雨水を貯水し、有効活用することができれば、市全体で見たときに大きな貯水機能を持つことになるので、そういった観点も重要である。
- ・河川の堤防等に被害があった場合は、現状復旧ではなく、改良復旧するよう国に要望していくことが必要だと考える。
- ・小規模の開発行為では、排水路や調整池の整備義務がないために、降雨時に周辺の住宅に雨水が流れ込むなど影響を受けている地域もある。こうした事案があるということを理解し、地元要望で取り上げられないような小さな声であってもしっかりと聞いてもらいたい。
- ・小規模開発行為に伴う雨水対策の観点から、四日市市太陽光発電施設設置ガイドラインを策定している環境部とも協議を行うべきである。
- ・小規模の開発行為については、雨水浸透施設の設置依頼を行うだけでなく、設置に対する補助金制度の創設等を検討すべきである。
- ・雨水対策はハード面の整備だけでは対応できないので、住民との対話や業界への理解促進等、関係各所と協議しながら、ソフト面での取組も進めていってほしい。

10. まとめ

本市では、平成12年の東海豪雨を契機に、四日市市総合治水対策を取りまとめ、ハード面とソフト面から雨水対策を行ってきました。

さらに、令和2年度から国が実施している、流域治水プロジェクトは、この総合治水対策と同様の考え方で成り立っており、水害被害の軽減を図るため、国、県、市町、企業や市民それぞれの連携がより一層求められています。

本市としても、市内河川においては様々な改修改良事業が行われ、国・県の流域治水プロジェクトと連携した整備が行われております。

また、河川の改修改良や維持管理以外に目を向ければ、公共施設や中心市街地への雨水流出抑制施設の設置、令和4年度末の浜田通り貯留管の供用開始、地元要望に対する局部改良等、様々な雨水対策事業に取り組んでいます。しかしながら、局部改良であっても、多額の予算が必要となり、さらに工事に時間を要するなど、短期間で効果が出る対策となりにくい現状があります。

その他、ソフト面の対策においても、水害に対する危機管理意識の醸成を図るよう、市民への情報発信力の強化が求められています。

その上で、当委員会としましては、一層踏み込んだ雨水対策として、市民一人一人が降雨災害を自分事化することで対策を人任せにしない考え方を育み、官民が当事者意識を持ったまちづくりを進める必要があるとの結論に達し、そのためには、行政側への提言や議員提案による雨水対策推進のための条例制定も視野に入れるべきであるとの意見で一致しました。

以上をもちまして、当委員会からの調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	伊藤嗣也
副委員長	後藤純子
委員	小林博次
委員	笹岡秀太郎
委員	辻裕登
委員	樋口博己
委員	森智子

6. 行政視察報告書

令和6年2月29日

四日市市議会

議長 樋口 龍馬 様

都市・環境常任委員会

委員長 伊藤 嗣也

都市・環境常任委員会行政視察報告

都市・環境常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 令和6年1月22日（月）～1月24日（水）
2. 視察都市 熊本市、長崎市
3. 参加者 伊藤嗣也 後藤純子 小林博次 笹岡秀太郎
 辻 裕登 樋口博己 森 智子
 (随行) 辻隆
4. 調査事項 別紙のとおり

I. 【熊本市】

1. 市勢
- 市制施行 明治 22 年 4 月 1 日
- 人 口 737,944 人 (令和 6 年 1 月 1 日現在)
- 面 積 390.32 平方キロメートル
-
2. 財政
- | | |
|-----------------|----------------|
| 令和 5 年度一般会計当初予算 | 3815 億 000 万円 |
| 令和 5 年度特別会計当初予算 | 2322 億 2697 万円 |
| 令和 5 年度企業会計当初予算 | 834 億 5625 万円 |
| 合 計 | 6971 億 8326 万円 |
-
3. 議会
- 条例定数 48
- 7 常任委員会 (予算決算、総務、教育市民、厚生、環境水道、経済、都市整備)

4. 視察事項 桜町・花畑周辺地区のまちづくりについて

(1) 再開発前の《桜町・花畑地区》

- ・百貨店、ホテル、バスターミナル（発着台数 6,000/日）を有する中心市街地の核の1つだったが、施設の老朽化、バスターミナルのバリアフリー未対応などの課題が多く拠点性が低下。商店街地域での歩行者通行量が年々減少傾向となっていた。

⇒平成 18 年に民間会社において桜町再開発構想が発表され、平成 20 年には「熊本桜町再開発準備株式会社」が設立。平成 23 年において「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント構想検討委員会」発足を経て、再開発の検討が本格化する。

(2) 桜町・花畑地区のまちづくり

ア 公共交通と連携したコンパクトシティの形成

- ・交通結節点として機能強化を図るとともに、商業、ホテル、交流施設などの都市施設を導入した。

イ 中心市街地の拠点性と回遊性の向上

- ・再開発施設やオープンスペース（花畑広場）の整備により、国内外の人々を引き付ける魅力的な空間にするとともに、新たな雇用、ビジネスチャンスの創出、新たな投資の誘発を目指した。

⇒上記2点により、桜町・花畑地区のまちづくりは、中心市街地の一等地で行われる官民連携による一大プロジェクトとなった。

(3) 桜町地区市街地再開発事業

ア 事業概要

- ・市街地再開発事業、災害時拠点強靱化緊急促進事業、防災省エネまちづくり緊急促進事業など
- ・令和元年（2019年）9月にバスターミナル、商業施設がオープン。同年12月に「熊本城ホール」がグランドオープン。また熊本市と事業者において、災害時の施設への帰宅困難者などの受入、誘導、備蓄物資の提供などについての協力など、帰宅困難者支援などについての協定を締結した（11,000人が3日間滞在することが可能）。

イ 熊本桜町バスターミナルについて

- ・敷地全体が商業施設、ホール、ホテルなどを含む複合施設となっており、その1階部分の中央約3分の1のエリアがバスターミナルとなる。
- ・ターミナルエリア全体のバス通行帯を囲むように島式ホームを含む3面29バースのプラットフォーム

ホームが設けられている。

- ・路線バスと他公共交通機関との連携は、市電や電鉄電車との連携策として1日乗車券がある。また、市電との連携として、交通結節点となる電停に路線バスの時刻表を掲示するような取組もある。
- ・サクラマチクマモトの開業に合わせて、2019年9月14日（土）に施設周辺の交通混雑緩和などを目的として、県内のバス電車を無料とする取組がサクラマチクマモトの運営会社主催で実施された。この結果、当日の公共交通利用者数は通常の2.5倍にあたる25万人/日、経済波及効果は5億円という結果が主催者側から発表されている。

（4）花畑広場整備事業

ア 事業概要

- ・都市再生整備事業、まちなかウォークブル推進事業、都市構造再編集中支援事業など
- ・①『車中心』から『人中心』への転換、②『居心地が良くて歩いて楽しいまちづくり』の実現をコンセプトに、シンボルプロムナード（平成27年に4車線の市道（幅27m、延長230m）を廃止して歩行者空間化）の設置が進められた。
- ・産業文化会館を解体し、花畑広場を整備

1. 再開発工事中のにぎわいの創出

2. 運営管理ノウハウの蓄積

3. 運営者・利用者の人材育成

を目的として、4年半の間、暫定的に供用した。

イ まちなかウォークブル推進事業について

- ・2008年から2018年の間にどのような変化があったか、歩行者交通量を計測しており、交通量の増加により小売店舗の売り上げの増加や空き店舗の減少抑制につながるといった、様々な知見が得られた。
- ・中心市街地に人が集まり、経済の活発化による地価の向上に伴う税の増収を維持するため、地域活発化を目指したウォークブルな取り組みを行っており、空間整備、道路の利活用、多様な移動手段の提供などがある。

例：シェアサイクルChariChari（チャリチャリ）、グリーンスローモビリティ実験など

（5）花畑広場の利用実績

- ・暫定供用 4年半の実績

稼働率 : 休日 71.9% (※平日 53.1%、全体 59.3%)

集客率 : 約 320 万人

件数 : 351 件

- ・平成 28 年 8 月 6 日には「夏まちランド」、令和元年 10 月 12 日には「ラグビーワールドカップファンゾーン」といったイベント会場としても有効活用され一定の事業効果が発現した。
- ・花畑広場の設置に当たり幅広く市民意見を徴収し、延べ 8,000 人以上から意見を聴取した。
- ・令和 3 年 (2021 年) 11 月 13 日から花畑広場を全面供用開始した。

(6) 防災・減災への取り組み

- ・熊本地震により各事業の基本コンセプトの見直しが行われた。
- ・熊本地震による甚大な被害から、市民の生活再建支援を最優先に取り組むとともに、それを下支えする地域経済に取り組む必要があった。
⇒高い経済波及効果を有する熊本城ホールを含む桜町再開発事業は復興をけん引する原動力として見直された。
- ・H28.4 に発生した熊本地震を受けて、耐震性能を強化。
⇒民間で初めての「指定緊急避難場所」として位置づけ
⇒市と事業者において、災害時の施設への帰宅困難者などの受入、誘導、備蓄物資の提供などについての協力など、帰宅困難者支援などについての協定を締結
- ・〔耐震性能の向上〕、〔災害時機能持続性強化〕、〔杭長の延伸〕、〔水害対策〕を目的とする。
- ・桜町再開発施設内の備蓄倉庫を設置
- ・熊本地震の際には、熊本市ボランティアセンター (平成 28 年 (2016 年) 4 月 22 日～6 月 30 日) として使用される。
- ・発災直後の一時避難場所として必要な防災機能を配置し、手押しポンプ、マンホールトイレ 5 基、耐震性貯水槽 (地下)、雨水貯留槽 (地下) を備える。

(7) 桜町・花畑地区の今後の課題

- ・まちなかの駐車場数の供給が需要を上回っているため、稼働率が低い状況である。また税金対策で平面駐車場が増加すると、まちのスポンジ化が進むため、中心部に流入する車量を減少させ、駐車場の数と場所の調整を目指している。どこに集約した駐車場を作るのか、平面駐車場となっている土地を別の用途に転用させるにはどのように働きかけをすればいいのかなどを検討している段階である。
- ・外縁部から来られる方が中心部の手前のフリンジ駐車場に停車し、人を中心とする特定のエリア

では車以外の移動手段を利用し、高齢者や障害者の方は目的地へピンポイントに車で移動できるよう、車の利用を否定せず、エリアの分担を適正な方に見直していく必要がある。

- ・上記の動きを進めるためにも、バスや電鉄の利用を高め、シェアサイクルの稼働率を上げていく必要がある。また、新たな移動手段の模索の中では、電動キックボードなども選択肢に挙がるかもしれない
- ・熊本駅から中心部まで直線で2 km、約 17 分かかるため、気軽に歩いていける距離ではない。そのため、川沿いにグリーンスローモビリティを走らせるなどのアイデアがある
- ・令和5年10月から令和6年3月まで、辛島公園と花畑広場の間の車道を通行止めとする社会実験を行っており、元々車道で分断されていた辛島公園と花畑広場の一体化や、駅までの通行量にどの程度の影響が及ぶのか確認している。

5. 委員からの主な質疑

Q. グリーンスローモビリティの普及促進について、最終的には自動運転を目指すのか

A. 自動運転が一般道路に普及した段階になると、今と大きく状況が異なると思われる。そのため現状は、人口が減少していくことを踏まえながら、車から別の移動手段への移行を目指している段階である。自動運転が普及してきたらその段階で改めて考えていかないといけない。

Q. 熊本市郊外から市内中心部へ移動するにあたり、車での移動時間はどれくらいか。

A. 遠くても大体30分程度である。

Q. シェアサイクルした自転車の返却についてどうなっているのか。

A. 設置されているポートに返却すればよいため、借りた場所に戻る必要はない。

現状、ポートが増えれば増えるほど利用範囲が広がり需要が増えている状況である。

Q. シェアサイクル事業は民間が自主的に行っているのか

A. 熊本市と民間事業者の間で協定を結んでいる。契約ではないため金銭のやり取りなどは発生していない。

Q. 自転車利用時のヘルメット着用の努力義務化により、シェアサイクルにおいてもヘルメットの貸し出しを行っているのか。

A. ヘルメット貸し出しは行っていないが、ヘルメット購入時の助成を行うことを検討している。

Q. シェアサイクル利用者は若者が多いのか

A. 通勤時などでは中高年も利用するため、幅広い世代に利用されている。

Ⅱ. 【長崎市】

1. 市勢
- | | |
|------|------------------------------|
| 市制施行 | 明治 22 年 4 月 1 日 |
| 人 口 | 392,685 人 (令和 6 年 1 月 1 日現在) |
| 面 積 | 405.69 平方キロメートル |

2. 財政	令和5年度一般会計当初予算	2187億7000万円
	令和5年度特別会計当初予算	1152億5715万円
	令和5年度企業会計当初予算	399億3432万円
	合計	3739億6147万円

3. 議会
- 条例定数 40
- 4 常任委員会
(総務、教育厚生、環境経済、建設水道)
- 3 特別委員会
(子育て支援、部活動の地域連携のあり方検討、長崎駅周辺交通対策)

4. 視察事項 長崎スタジアムシティプロジェクト及び長崎駅周辺再整備事業について

(1) 長崎スタジアムシティプロジェクトについて

ア 事業概要

- ・長崎市内における民間工場の廃止を契機に、民間企業が中心となり、サッカースタジアム、アリーナ、オフィス棟、ホテル棟といった複数の複合施設の完成に民設民営で取り組む地域創生モデル。

イ 連携内容 (ハード事業)

- ・長崎サッカースタジアム検討推進チームの設置と、検討推進会議の開催

項目	内容
用途地域の変更	工業地域⇒商業地域への見直し
優良建築物等整備事業	国の優良建築物等整備事業制度を活用し、施設整備の一部を補助
鉄道高架下横断箇所及び歩道の整備	周辺の電停、バス停からスタジアムシティまでの安全な動線確保のための歩道整備
Vロード (仮称) の環境整備	長崎駅及び浦上駅と長崎スタジアムシティ間の歩行者動線を「Vロード」として機能を持つ設えの環境整備
税の減免 (固定資産税・都市計画税)	都市再生緊急整備地域 (国指定) 内で当事業が民間都市再生事業計画の認定を受けることによる税制優遇 (都市再生緊急整備地域指定の手続き、条例改正を市が)

	実施)
企業版ふるさと納税制度による寄付の募集（地方創生応援税制）	地方公共団体が実施する地方創生への取り組みに対して、民間企業の方からの寄附を活用する制度
若者ひろば（仮称）の整備	「若者が楽しむことができる場」の創出の一環として、長崎スタジアムシティ前面のJR長崎本線の高架下に広場を整備

- ・市の支援について（幸町地区優良建築物等整備事業）

補助対象施設：人口地盤（通路）、商業・オフィスの共用スペース、附置義務駐車場の一部、広場など

補助対象額：約 81 億円（国 1/3、地方 1/3（長崎市 3/5、県 2/5）、事業者 1/3）

補助金額：約 54 億円（国：約 27 億円、県：約 11 億円、市：約 16 億円）

ウ 連携内容（ソフト事業）

- ・企業版ふるさと納税

長崎市の地方創生の取り組みとしてめざすべき姿である「若い世代に選ばれる魅力的なまち」に貢献する事業であることから、シティプロジェクトの確実な実施に向けて、国の補助制度を活用した施設整備費の一部補助などの支援。

- ・長崎スタジアムシティ開業気運醸成事業

長崎スタジアムシティ開業により、プロスポーツチームの地域定着や、開業効果が地域経済やスポーツなどあらゆる分野へ波及することをめざし、開業前から「まち全体」で長崎スタジアムシティの開業気運を醸成する。

⇒学校給食センタートラックへのラッピングや商店街などへのフラッグ・バナー・のぼりなどの設置による「盛り上げ空間の創出」、小・中・高校生を対象とした絵画コンクールの開催による「参加型プログラムの展開」のほか、気運醸成のための動画制作などの「SNS等での発信」が行われている。

(2) 長崎駅周辺再整備事業について

- ・長崎駅周辺土地区画整理事業、JR長崎本線連続立体交差事業、九州新幹線西九州ルート（武雄温泉～長崎）の3事業が相互に関連しながら、長崎の陸の玄関口としての再整備を進める。この内、長崎駅周辺土地区画整理事業は長崎市が事業主体である。

(3) 長崎駅周辺土地区画整理事業

ア 事業概要

- ・施工面積 : 約 19.1 h a
- ・地権者数 : 11 名 (土地所有者)
- ・事業費 : 約 173 億円 [国費 57 億円、市費 47 億円、保留地処分金 69 億円]
- ・事業期間 : 平成 21 年度～令和 10 年度
- ・減歩率 : 約 38% (公共 26%、保留地 12%)
- ・進歩率 : 72% (令和 4 年度末時点)
- ・事業内容 : 長崎駅周辺の、宅地、街路、広場などの面的整備を行う。具体的には、長崎駅警察署の開設や出島メッセ長崎の開業の開業、長崎駅西口駅前広場の整備などである。現在は令和 7 年度の完成に向けて東口駅前広場・多目的広場の完成を目指している。

イ 回遊性・2次交通利便性向上のための取組1 (国道部のバリアフリー化)

- ・①長崎駅周辺の再整備に伴い、改札口が約 150m 西側へ移動、②長崎駅前電停のアクセスは階段のみ、③国道向かいの街区のエレベーターは南側のみ、の 3 点の課題が存在した。
- ・上記課題に対して、①駅舎⇄国道に屋根付きの歩行者動線と、国道側に昇降場 (エレベーター、エスカレーター、階段、公衆トイレを備えた施設) を整備、②電停にエレベーターを整備、③国道向かい (北側) にある民間施設エレベーターを一般開放といった対応を行った。

ウ 回遊性・2次交通利便性向上のための取組2 (市・バス事業者による取り組み)

- ・①長崎駅周辺再整備に伴い、駅改札口から主要バス停 (国道沿い) までの距離が遠くなった、②主要観光施設やまちなか (中心市街地) へのアクセス向上、の 2 点の課題が存在した。
- ・上記課題に対して、①東口駅前交通広場の整備、②ながさき観光ルートバス (長崎バス)、まちなか周遊バス (長崎バス・県営バス共同運行) の運行が行われた。

(4) まちづくりの特徴 (気運醸成・周知)

ア 気運醸成

- ・全 3 回のシンポジウムを平成 26 年～平成 27 年に実施し、シンポジウムで出た市民からの意見やアイデアを、「長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画」に反映させた。
- ・長崎駅周辺におけるまちづくりの取り組みを市民に広く知ってもらうとともに、駅前広場

が魅力的で利用しやすく、愛される場所となるよう、市民と一緒に考えていくことを目的に、平成 29 年に全 3 回のワークショップを開催した。

- ・連立事業、新幹線開業にかかる市民の気運醸成のため、現場見学会を平成 30 年 11 月に高架工事現場見学会を令和 4 年 3 月に新幹線駅舎見学会の 2 回実施した。

イ 市民への周知について

- ・市広報紙で随時事業計画を掲載し、YouTube を活用し長崎駅周辺再整備事業を説明した長編動画を市ホームページに掲載するなど、様々な周知を行った。

(5) まちづくり推進協議会

- ・令和 2 年 9 月の西九州新幹開業により新たに生まれるにぎわいを長崎市全体へ波及させ、地域内経済の循環によりまちを活性化し、市民の暮らしを豊かにしていくため、長崎駅周辺関係者が目指す長崎の玄関口にふさわしい将来像を共有し、共同して「住んでよし、訪れてよし、働いてよし」の未来に繋がるまちづくりを実現することを目的に、『長崎駅周辺まちづくり推進協議会』を設立した。
- ・協議会による長崎駅周辺の清掃活動（月 1 回）の実施や長崎駅周辺イベント情報（ポスター）の作成など、まちづくり推進のため活動を行う。

5. 委員からの主な質疑

(1) 長崎スタジアムシティプロジェクトについての質疑

- Q. 民設民営と伺ったが、どのような経緯で長崎スタジアムシティプロジェクトが行われることになったのか。
- A. 民間企業の幸町工場の閉鎖を機に、当該企業が「スマートサステナブルなまちづくりを先導する拠点」をコンセプトに跡地活用事業者の公募した結果、長崎スタジアムシティプロジェクト案が採用されたという経緯がある。
- Q. 公募前も公募後も主体は民間企業だが、その間にどのように行政が接点を持ったのか。
- A. まちなかの区域であるため、市として工業系の用途ではない土地の利活用ができる計画をお願いしていた背景がある。また、まちなかの大きな土地で金額的に取得が難しく、そのような状況下において地方創生に役立つ土地利用を行っていただくことが最良だと考えていた。そのような中で、長崎スタジアムシティプロジェクト案が地域貢献に資する計画であると認定された。現在の計画は、市として最良の計画になっていると考える。
- Q. 固定資産税の減免について詳しく教えてほしい
- A. 事業完了後、固定資産税を 5 年間、2 分の 1 とする減免措置を予定している。減免区域は恒久

的な土地利用が決定している法に定められた範囲を対象としていく。わがまち特例における条例で、減免額は2分の1以内と定められており、最大限減免を行うものである。

Q. 最大でどの程度の減免額となる予定か。

A. まだ事業が完了していないことから、税の試算が行えていないため、詳細な金額は把握していない。

Q. 工場廃止後の工場地帯の地盤・地質調査についてはどうなっているのか。

A. 土地自体の調査は、長崎スタジアムシティプロジェクトを推進する民間企業が行っている。

Q. 民間企業が地質調査を行ったとのことだが、有害物質などは検出されなかったため計画が進められたのか。

A. 元々海を埋め立てた土地かつ工場が建っていた経緯から、海水由来や工場からの有害物質などは検出されていたが、法に基づいて適切に処理されている。

Q. 補助金の負担割合について、県と比較し市側の負担が大きい理由はなにか。

A. 市と県の整備事業における協議の中で、県側の要望により負担割合を決定している。

Q. Vロードの環境整備が行われる場所は元々歩道なのか車道なのか。

A. 既存の歩道があった部分もあるが、新たに長崎駅周辺土地区画整理事業などで元々歩道が無かった箇所への歩道の設置や、車道から歩道へ変更した箇所も存在する。

Q. オフィス棟（シェアワーキング）の現状や、需要について伺いたい。

A. 民間側とも意見交換を行っているが、流動的な部分が多く、市としてもイメージでしか把握していない。

Q. オフィス棟は幸町地区優良建築物等整備事業にはあてはまらず、商業施設の共用部分が当該整備事業に該当するのか。

A. オフィス棟自体は補助の対象となるが、シェアワーキングスペースについては補助の対象とならない。ロビーや廊下といった一般の方が通れるようなスペースが補助の対象となっている。使用者が限定された空間については補助の対象とならない。

Q. 若者広場の整備については具体的にどのような活用を想定しているか。

A. 若者が試験販売やイベントといった実証実験を行えるような場として、各種調査を行いながら全体的な制度設計を行っている。

(2) 長崎駅周辺再整備事業における質疑

Q. 平成26年度以降様々な会議体が立ち上がっているが、新幹線開業の決定を機に各種事業の具体的な流れが固まっていたのか。

A. 新幹線の整備計画が約50年前に決定し、その後暫くの間計画が休止していたが、平成9年頃

に新幹線事業の計画が動き出し、それに合わせて区画整理事業の基本構想の策定が行われ、平成 20 年 12 月に都市計画決定が行われた。このことから、新幹線事業の動き、合わせて各種事業が動き出したといえる。

Q. 長崎市役所や県庁・県警の庁舎も移転や新設が行われているか、この整備計画の動きを機に合わせて行われたのか。

A. 各建物の耐用年数や耐震の問題、長崎市内において利用可能な土地の制限といった各種要因はあるものの、新幹線事業が契機になっているのは間違いない。

Q. 長崎駅周辺土地区画整理事業について土地所有者が 11 名となっているが、今回初めて行われた土地区画整理事業につきこの人数となっているのか。

A. 今回初めての土地区画整理事業となる。元々、長崎市は戦災復興における区画整理事業が行われている。また、当初よりも施行面積を狭めていることでこの人数となっている。

Q. 四日市市においても J R 貨物車両基地の移動を目指しているが、資料を見ると長崎市では J R 貨物車両跡地を利用できている。車両基地移動にあたりどのような交渉を行ったのか。

A. 車両基地については県主体の J R 長崎本線連続立体交差事業において、佐世保の車両基地に統合した形となるが、その際に県と交渉が行われており、どのような内容だったかまでは把握していない。

Ⅲ. 各視察都市の所感

(1) 熊本市

熊本市で視察した事項について印象に残った点は、「中心市街地に人が集まり地域活発化を目指す取り組みを行った点」と、「熊本地震を契機にそれまでの事業計画を見直した点」、の2点である。中心市街地の活性化によるにぎわいの創出と地域活発化を目指した点は、本市が取り組む中央通り再編事業と類似する点もあった。特に、人中心の快適な都市空間の整備により安全で快適に回遊・滞在できる空間を生み出すことや、中心部における車に代わる様々な移動手段を模索し、まちの脱スポンジ化を目指す動きは、参考となる事例であると感じた。

また、熊本地震を契機に事業計画の見直しを行い、市民の生活再建を最優先に取り組むとともに、それを下支えして地域経済の再生に取り組んだことは、実際の経験を基にした意識の重みを感じ、事実、桜町再開発事業は復興をけん引する原動力となっている。

防災・減災機能を強化したうえで商業系機能を追加した桜町・花畑地区のまちづくりは、災害の教訓を活かした事例の一つと考える。

以上2点から、熊本市における桜町・花畑地区のまちづくりは本市においても参考となる事例といえる。

(2) 長崎市

今回の視察では、長崎スタジアムシティプロジェクトと長崎駅周辺再整備事業の2点について、長崎市側から説明を受けた。長崎スタジアムシティプロジェクトは全国的にも数少ない民設民営で行われるまちづくり事業であり、一方、長崎駅周辺再整備事業は国・県・市が複合的に絡み合った鉄道事業を契機としたまちづくりである。

まず、長崎スタジアムシティプロジェクトは長崎市のめざすべき姿である「若い世代に選ばれる魅力的なまち」の実現を目指す民間企業が事業主体となった事業である。

しかし、民間主体の事業であっても、協議会や検討推進チームを組成しプロジェクトを支援する体制の構築、長崎スタジアムシティ開業気運の醸成といった点で、まちづくりに向けて市として行えることがあることを示している。

Vロードの環境整備や、周辺の電停、バス停からスタジアムシティまでの安全な動線確保、「若者が楽しむことができる場」としての広場整備などもその一環といえる

これらの点から、民設民営による地方創生の動きに対する行政の支援というモデルケースの1つとして、参考となる事例と感じた。

そして、長崎駅周辺再整備事業は、新幹線事業を中心として、国・県・市の3者がそれぞれ主体となった事業である。

この内、長崎市が主体となった長崎駅周辺土地区画整理事業は、長崎駅からの電停やバスターミナルへの歩行者の動線を整備し、エレベーター、エスカレーターを備えた昇降場を整備することでバリアフリー動線を確保することを目的の一つとしている。これにより、駅からの回遊性と2次交通利便性が向上し、長崎市中心部の交通結節の機能性を確立させ、その強化、拡充が行われている事業といえる。

また、多目的広場の整備や出島メッセ長崎の設置を進めることで、憩いの空間の確保とにぎわいの創出の両方が進められている。

このように進められた背景には、長崎駅周辺におけるまちづくりについて、市民から幅広く意見を集約し、また市民に幅広く周知するといった気運醸成が進められたことがあると感じる。

質疑の中にあつたように、各種事業計画のはじまりは国の新幹線事業といえるが、各種事業によるまちづくりが進められたのは、気運醸成による市民意識への反映を背景に、交通回遊性・2次交通利便性向上といった合理的かつ市民に寄り添った事業の影響が大きいと判断する。

当委員会としては、本市の中央通り再編事業における交通結節点のデザインや回遊性の確保のあり方などを検討していくうえで、今回の視察で得た知見を参考にしていきたい。

7. 議会報告会の概要

【議会報告会】

○トナリエ四日市前の駐輪場について、市民への周知が足りていない。新設される市民公園駐輪場は、周辺一帯の駐輪場問題を解決できるよう必要な台数を確保してほしい。

⇒議員 トナリエ四日市の駐輪場について、より多くの市民へ周知していく必要性があると認識している。台数については、ご意見として承る。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市政全般について》

○待機児童の実態に関して把握しているのか。

○認定こども園の進捗状況を把握しているのか。

○公立幼稚園が単独幼稚園ではなくなるという話はどのような状況なのか。

⇒議員

- ・待機児童の実態については、都度、市に報告を求めている。現状としては、4月以降増加傾向にあることは把握している。
- ・行政側も私立保育園等を新設して対応している。
- ・こども園化の進捗状況も、行政側に必要に応じて確認していく。
- ・公立幼稚園は、現時点で具体的な廃止年数等が決まっていない。こども園化については、市民への十分な周知体制を取るよう、担当部局に伝える。

○地域の祭りについて、太鼓が子供にとって大き過ぎて危険である。子供に合うような大きさの太鼓に替えて開催すべきではないか。

⇒議員 文化民俗風習に関わる祭りについては、各寺社において判断されるべきこととしてご理解いただきたい。

○去年も今回も議会報告会の参加者が少ない。この程度の参加者の議会報告会を年に数回開いたぐらいで、市民に報告していると言えるのか。

⇒議員 参加者の減少や固定化が課題であることは認識している。今年度設置した議会改革検討会議において、議会報告会の在り方については真っ先に取り組むべき課題とし

て現在議論しており、より多くの市民に参加していただけるような内容にしていきたい。

○前立腺がんの死亡率は他のがんに比べて低い、罹患率は非常に高い。前立腺がんの検査費用を補助する自治体もあるが、本市でも取り組むべきでないか。

⇒議員 前立腺がんの検査費用の補助については、これまでも複数の議員が一般質問で取り上げているが、市は現在のところ取り組む予定はないと答弁している。所管の委員会で確認するなど、他市町に遅れないように議会としても取り組んでいきたい。

○市がチャット GPT を業務に利用したために、個人情報の漏洩が起きたら、どこが責任を取るのか。市がチャット GPT を利用することに反対する。

⇒議員 市が作成した職員向けのチャットGPT等の生成AIの利用に関するガイドラインには、個人情報は取り扱わないことと規定されており、そのとおり運用されていれば漏洩の恐れはないと考える。ただ、インターネットの世界はどんどん高度化しており、議会としてもその動向を注視しながら、行政に適切な対応を求めていく。

○常任委員会において、議員の意見に対し、市からすぐに回答があるものなのか。

⇒議員 意見とは、議論が市と平行線になっている状況で、議員個人の見解を会議録に残すというものである。回答が必ずあるものではなく、ずっと回答がないものもある。

○議会から市議会モニターに対し、報告の機会はあるのか。

⇒議員 市議会モニターと議員との意見交換会を開催しているので、そこに参加していただきたい。また、議会改革検討会議において、市議会モニターの新たな活躍の場を検討中である。

○四郷地区の風致地区でメガソーラー建設の話があるが、議員はしっかりと関心を持って対応すべきではないか。

⇒議員 ご意見として承る。

○保育士の待遇を改善することで、保育士を確保すべきではないか。

⇒議員 担当部局で保育士の給与が上がっているか確認している。また、今年度からは勤続年数に応じて一時金を出す制度もスタートするなど、議会から行政に働きかけた結果が出ている。その他、名古屋の養成所への働きかけ等、やれることは議会側から行政側に働きかけ、また行政側も応えるよう動いている。しかし、まだ不十分であることも委員会として把握しており、今後も議論を続けて先に進めていきたい。

○クリーンセンターの溶鉱炉方式と CO₂処理問題について今後どのようにしていくのか、市議会で議論し、市民に報告すべきである。

⇒議員 ご意見として承る。市民から寄せられた、常任委員会で取り扱ってほしいテーマとしてクリーンセンターの件が挙げられており、委員会で取り扱えないか検討したい。

○街路樹が高く、剪定しても電線に接触している。また、車道の視野を狭める樹もあり、防災や交通安全の観点から良くないのではないか。地区の意見を踏まえて検討しているようだが、維持管理は全て市の責任なので、適切に管理すべきである。

⇒議員

- ・街路樹の維持管理については、地域の声を聞きながら管理方法を検討している。交通安全の確保も重要であり、ご意見は、担当部局に伝える。
- ・今回の6月定例会議会で街路樹の維持管理について一般質問で取り上げているので、参考にしてほしい。

○近鉄伊勢川島駅の北口駐輪場の問題について対応が遅い。市としてもっと迅速に対応すべきである。

⇒議員 限られた予算の中で、議会としてもできるだけ効率的な予算配分を行うよう行政へ訴えながら、市民が安心安全に暮らしていける道路整備になるよう努めたい。

○少子高齢社会なので地域の高齢者の活用を考えてほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見

【都市・環境常任委員会】

日時: 令和5年10月17日(火)

場所: 常磐地区市民センター

No.	質問者	内容	回答及び検討結果
<議会からの報告>			
1	川島町 伊藤様	伊勢鉄道は本市だけでなく他市に渡っているが、交通事業者に対する燃料費高騰支援の対象となるのか。	支援の対象となる。 【委員会における検討結果】 1. 議会として協議すべき意見 2. 各常任委員会で協議すべき意見 ③. その他の意見
<シティ・ミーティング> テーマ: 所管事務全般について			
1	生桑町 林様	「泗水の里」に使われている水について、汚染されていると聞いたが、本市の水は安全なのか。	泗水の里が汚染されているという話は聞き及んでいない。現在の水質基準の下、本市では非常においしい水が供給されている。安心して飲んでいただきたい。 【委員会における検討結果】 1. 議会として協議すべき意見 2. 各常任委員会で協議すべき意見 ③. その他の意見
2		歩道と道路の段差については、高齢者や体の不自由な方にとって危険である。本庁舎周辺でもそうした段差について解消してもらいたい。	ご意見として承る。 【委員会における検討結果】 1. 議会として協議すべき意見 2. 各常任委員会で協議すべき意見 ③. その他の意見
3		市内には車両の通行等により、市民に危険が及ぶような交差点があるので、そういった箇所に信号を設置できないならば、警察と市が連携して見守り活動等を行うべきではないか。	ご意見として承る。 【委員会における検討結果】 1. 議会として協議すべき意見 3. 各常任委員会で協議すべき意見 ③. その他の意見
4		自転車乗車中にヘルメットをかぶっていない市職員がいるので、警察OB職員等にその数を数えさせて道路管理課に報告すべきである。	ご意見として承る。 【委員会における検討結果】 1. 議会として協議すべき意見 4. 各常任委員会で協議すべき意見 ③. その他の意見
5		市内には各所に子供飛び出し注意の看板が設置されているが、何度も倒れてしまったり、倒れたままの所があるので、適切に対応してもらいたい。	ご意見として承る。 【委員会における検討結果】 1. 議会として協議すべき意見 5. 各常任委員会で協議すべき意見 ③. その他の意見
6	川島町 伊藤様	「泗水の里」のラベルに記載のある製造者を見ると、桑名市の企業となっているがなぜか。	本市にはペットボトルに水を充填する設備を持った企業が無い。仮に、市内で水を充填しようとする、多額の設備投資を行う必要がある。そのため本市の水を桑名市に運んで、そこで充填を行っている。 【委員会における検討結果】 1. 議会として協議すべき意見 2. 各常任委員会で協議すべき意見 ③. その他の意見
7		四郷風致地区への太陽光発電施設については、地元が反対しているのにも関わらず、里山を削ってまで建設される予定であるので、このことについて行政とも話し合ってほしい。	ご意見として承る。 【委員会における検討結果】 1. 議会として協議すべき意見 2. 各常任委員会で協議すべき意見 ③. その他の意見
8		伊勢川島駅北口の駐輪場については、駐輪スペースが狭いので、拡幅してもらいたい。	ご意見として承る。 【委員会における検討結果】 1. 議会として協議すべき意見 6. 各常任委員会で協議すべき意見 ③. その他の意見
9	常磐四丁目 木村様	市民緑地制度について、市としては、地域団体等に整備等を委託する土地を増やしていく予定はなのか。	行政が里山全てを管理していくには限界があるので、地域団体等に引き受けていただくよう絶えず依頼している。しかし、里山の整備は継続的な活動が必要であるため、受け入れていただく地域団体等がなかなか出てこないのが現状である。本市でもこうした状況を踏まえて啓発活動を推進しているが、高額資機材の購入費等についても運営費として市から支出できるようにすることも検討すべきである。 【委員会における検討結果】 1. 議会として協議すべき意見 2. 各常任委員会で協議すべき意見 ③. その他の意見
10		市民緑地制度の障害となっているのは、土地貸与者が少ないことか、整備等を引き受ける担い手が少ないことか。	どちらかといえば整備等を引き受ける担い手の不足である。 【委員会における検討結果】 1. 議会として協議すべき意見 2. 各常任委員会で協議すべき意見 ③. その他の意見
11		市民緑地の担い手不足解消に向けて、何かアイデアはあるのか。	活動できる人が、無理せず行ってもらうことが大前提である。その上で、民間企業の社員にボランティア休暇を取得してもらい、担い手として活動してもらえないかということや、デジタルアート等のNFT（非代替性トークン）を活用して、若者のボランティアの参画を促すことも考えられる。 【委員会における検討結果】 1. 議会として協議すべき意見 2. 各常任委員会で協議すべき意見 ③. その他の意見
12	企業と連携してカーボンニュートラルを目指していくとしているが、具体的にどうやっていくのか。	国としてもPPA等を活用した太陽光発電設備設置の取り組みを進めており、本市でもこの制度を活用している企業がある。今後もこうした取り組みを行った企業に対して、本市が表彰することなどにより太陽光発電設備の設置等を促していきたいと考えている。 【委員会における検討結果】 1. 議会として協議すべき意見 2. 各常任委員会で協議すべき意見 ③. その他の意見	

※すべての意見を「3. その他の意見」に分類する。

8. ワイ！ワイ！GIKAIの概要

シティ・ミーティング・(ワイ！ワイ！GIKAI)で出された主な意見

【都市・環境常任委員会】 【メインテーマ:豊かな四日市in西日野にじ学園】

日時:令和6年2月2日(金)
場所:西日野にじ学園

	学園生徒	委員
テーマ:ごみの削減について		
1	ごみのポイ捨てが多いので、こにゅうどうくんなど、本市のマスコットキャラクターの形をしたごみ箱を市内に設置すべきではないか。	ご意見として承る。仮にごみ箱を設置する場合は、管理が行き届く場所に設置すべきと考える。
2	ペットボトルのごみを削減するために、市民に水筒を配布することを考えてはどうか。	水筒の配布は難しいが、本市では中心市街地の再開発を行っており、ウォータークーラー等を人が集まる場所に設置すべきだと考えている。そうなれば個人の水筒等に水を入れて持ち歩けるようになるので、ペットボトルのごみ削減にもつながると考える。
3	スーパーマーケットやコンビニなどに食品トレー等を持ち込めばポイントがもらえるような仕組みをつくってほしい。	一部のスーパーマーケットでは既に同様の取組を始めているところもあるので、こうした取組を行っている企業等を支援するような仕組みを考えていきたい。また、行政のポイント事業として四日市市健康マイレージ事業があるが、様々なポイントの種類を統一できるような仕組みをつくり、その中で環境保全の取組も絡められればよいと考える。
4	海洋プラスチックごみを減らして、海を綺麗にするサークルが必要である。	海洋プラスチックごみはウミガメ等の海洋生物に影響を及ぼす。楠町では月に1回、吉崎海岸の清掃活動による、生態系の保全や美化活動が行われている。実際にこういった活動に参加して体験してみると、活動の段取り等が理解できる。まずは、経験するのが大事だと考える。
5	近鉄四日市駅の周りに、たばこの吸い殻といったごみが多いので対策してほしい。また、路上へのごみのポイ捨てに罰金を科す制度を設けるのはどうか。	11月定例会議会においてもたばこのポイ捨てが問題となり、喫煙所の再設置について市が対応するよう請願が出された。また、たばこのポイ捨てが多いということは、それだけ受動喫煙の増加に繋がる。そもそもごみが多いと治安も悪くなるため、環境を綺麗にすることは大事なことである。自分たちでできる対策として、自分はポイ捨てしない等の心がけが必要である。罰金を科す制度についてはご意見として承る。
テーマ:市内の公園について		
1	鶉の森公園の利便性を高め、来園者を増やすために遊具やベンチを充実させてほしい。	鶉の森公園は令和6年度から再整備を行うので、頂いた意見を含めて議論していきたい。
2	垂坂公園は夕方になると暗くなるため、照明等を設置してほしい。	ご意見として承る。
3	自然豊かで桜の木が多く植えられている公園をもっと増やしてほしい。	市内で桜が植えられている公園は諏訪公園がある。また、公園ではないものの海蔵川沿いにも桜の木が多く植えられている。桜の木が多く咲く植えられた綺麗な公園が増えてほしいという意見には同意する。
4	中高生向けのアスレチックを備えた無料の公園をつくってほしい。	近年はアスレチックを備えていても有料な公園が増えてきているため、大人は良いが子供はどうするのかという視点で、よいご意見と考える。
5	サッカー等の球技をしやすいよう、公園に高いフェンスを設置してほしい。	ご意見として承る。
6	四日市市民公園の椅子が壊れていたり、釘が出ていたりして危険なので修理してほしい。	担当部に伝える。
7	スポーツがしやすい、平らなグラウンドを持った広場がほしい。川島地区の警察官駐在所前のちびっこ広場や赤堀にある広場は、照明が無かったり、野球等の特定のスポーツに用途が限られている。また住宅街の中の小さな公園だと、低年齢の子供優先であったり球技が禁止されている。	ご意見として承る。
8	周辺住民へ迷惑がかかるため、公園内でのバイクのコールを止めさせてほしい。	ご意見として承る。
テーマ:中心市街地の再開発について		
1	近鉄四日市駅周辺に設置予定の円形デッキに、足湯など、景色を眺めながらまち歩きの間合にリラックスできるような施設があればよいと考える。	円形デッキでリラックスできるようにという視点で、新しくよい意見だと考える。
2	近鉄四日市駅周辺に北九州市漫画ミュージアムのような施設があるとにぎわうと考える。	近鉄四日市駅周辺に新図書館を設置する計画があるが、漫画まで配架するかは不明である。一方で、函館蔦屋書店のようにフリースペースが充実し、喫茶店等が併設されているところもある。
3	近鉄四日市駅付近のバス停について、歩行者の邪魔にならないようなバス待ちスペースがあるとよい。	ご意見として承る。
4	近鉄四日市駅周辺の市民公園などにスケートボードができるスペースをつくってほしい。	ご意見として承る。

	学園生徒	委員
5	近鉄四日市駅等の公共交通機関の近くに、気軽にバスケットが行えるようバスケットゴールを設置してほしい。	3×3（スリー・エックス・スリー）といったアーバンスポーツの普及促進や街中のにぎわい創出の視点から、よい意見だと考える。
6	トナリエ周辺に屋根付きの駐輪場を増やしてほしい。	現状だと近鉄湯の山線の高架下に有料の駐輪場がある。今後、市民公園の整備で新たに駐輪場を作る予定となっている。
テーマ:公共交通について		
1	あすなろう鉄道赤堀駅をよく利用するが、電車の床面とホームの高さが違うため、昇降時に段差となり不便である。他の利用者からも同様の話を聞くので改善してほしい。また、赤堀駅は踏切からホームまで階段しかないので、スロープを設置するなど利便性を高めてほしい。	担当部局に伝える。
2	近鉄四日市駅内の自動販売機を電子マネー対応にしてほしい。	ご意見として承る。
3	朝の通勤・通学時に、現状の席数だと椅子に座れないため、あすなろう四日市駅のホームの椅子を増設してほしい。	ご意見として承る。
テーマ:道路整備について		
1	市内全体で横断歩道の白線が消えているので、歩行者の安全のためにも引き直してほしい。	横断歩道の白線については三重県の管轄なので県に意見を伝えたい。また、その他の道路の白線については、国道、県道、市道で管轄が違うので、それぞれに意見を伝えたい。
2	車道に自転車レーンをつくるなど、自転車が利用しやすい環境を整えてほしい。また、道路幅が狭く歩行者にとって危険な道路があるので、拡幅してほしい。	一部の道路では自転車レーンが設置されてきている。また、道路の拡幅については住宅建設等の際にセットバックしてもらうなどの取組を行っており、少しずつだが改善されている。
3	国道1号日永5南交差点付近の信号待ち時間を改善してほしい。	ご意見として承る。
4	四日市南高校近くの歩道が狭く、高齢者とぶつかりそうになってしまう。自転車同士のすれ違い等は特に怖いので、対策が必要である。	ご意見として承る。
5	垂坂公園周辺で道が狭い箇所があるので広くしてほしい。現在木が植わっている部分を、道路として拡幅するといいいのではないか。	ご意見として承る。
6	信号が無いところへ信号やカーブミラーをもっと設置して、交通事故を防止してはどうか。	ご意見として承る。
テーマ:市民生活について		
1	夜間でも使用可能な、安全で綺麗な公衆トイレをより多く設置したらどうか。現状夜間でも利用できる公衆トイレは、安全で綺麗なものとはいえない。	市民が安心かつ安全に利用できる公衆トイレは大きな課題だと考える。

9. 高校生議会意見書

発議第1号

協議テーマに係る意見書の提出について（公共施設委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和6年1月20日提出

公共施設委員会

委員長 川合 懂子

今井 乃愛

岩本 果乃佳

荻須 ひより

田中 舞虹

蒔苗 礼

松島 佑弥

山内 麻衣花

意見書（公共施設委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 子どもや高齢者など世代にかかわらず利用できる遊具があり、幅広い世代がイベントなどで交流できる公園をつくること。
2. 公園が交流の場となり、かつ、様々な公園に人が集まるようなスタンプラリーなどのイベントを検討すること。
3. 学校の体育館や運動場を放課後や休日に開放し、子どもが学校へ行けば運動できる環境を整備すること。
4. 既にある遊具を改良して新しい遊具にすることや複数人で遊べる遊具、終わった後に達成感があるようなゲーム性のある遊具、高齢者の健康増進のために利用できる遊具を設置すること。
5. 公害のイメージを転換するため、四日市港ポートビルの開館時間を延長し、飲食店など誘致すること。また、チームラボのようなZ世代向けの映えスポットを設置すること。
6. ものや人が線路へ落下することを防止するために、近鉄四日市駅にホームドアを設置すること。
7. 視覚障害者が暮らしやすいまちづくりのために、音声広告が出る音響信号機の設置や道路の補修や点字ブロックを整備すること。

以上、意見書を提出します。

令和6年1月20日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

発議第2号

協議テーマに係る意見書の提出について（環境委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和6年1月20日提出

環境委員会

委員長	大西花音
	伊藤朋琉
	井ノ口 遼
	大矢唯月
	柴山愛理
	竹内美琴
	前多みづき
	吉浦幸生

意見書（環境委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 若者に対してSNS等を利用し、現在の環境状況・取り組み・実感できる数年後の未来について動画などを撮影し、各高校と連携して分かりやすい動画などの発信をすること。また、年配の方にも分かりやすいようにポスターを使って宣伝をすること。
2. 四日市専用アプリを作り、四日市の情報、環境問題等を配信すること。また、環境ポイント制度を導入し、生活で活用できるようにすること。
3. 電気自動車の普及に向けて充電スポットなど設備の充実を行うこと。また、購入者に対して補助金等の購入しやすい方法を検討すること。合わせて電動自転車を各駅に配置すること。
4. 再利用を促進するためにフリーマーケットを開き、両者の合意があれば物々交換ができるようにすること。
5. 3、4の両者にポイント制度を導入し、日常で使えるようにすること。
6. 災害時の対策について、雨水を一か所にまとめてそれを浄水し、災害時に飲み水を確保できるような仕組みを作ること。また、ゴミを削減するために災害時の用品を繰り返し使えるような物にすること。

以上、意見書を提出します。

令和6年1月20日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

発議第3号

協議テーマに係る意見書の提出について（公共交通・都市開発委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和6年1月20日提出

公共交通・都市開発委員会

委員長 渡邊 碧 彩

糸野 愛 紅

瀬古 紅 葉

田中 琳 子

谷口 璃 空

中野 晴 仁

村山 昇

意見書（公共交通・都市開発委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 四日市市(公共交通機関)のバリアフリー化

足腰が不自由な方のためにホームドアやホームと電車間の隙間を無くす
ノンステップバスの普及

2. 公共交通機関におけるICカード環境の普及

交通費などをわかりやすくするため、また移動を少しでも楽にするためICカード
が普及していない公共交通機関にICカードを普及させるための予算補助の検討

3. 交通を快適にするような工夫

本数などを見直しそれに加えて待合所などを充実させる(雨天時等にバス停など
で屋根がないと辛い) 通勤ラッシュ時における配置座席数の見直し

4. 近鉄四日市駅とJR四日市駅間を簡単に移動できるように

自動運転バスを運行 市民及び通勤・通学者は無料で移動を
国道一号線横断の工夫(橋・地下道路など)

5. 四日市市西部において、四日市市を南北に移動できるような方法を

具体例として、暁学園前から高花平間のバス路線作成

6. JR四日市駅周辺を活発化させる

国際グルメストリートや大型商業施設の誘致及び四日市市のシンボルとなるような
建物の考案(東京タワーのような存在)

令和6年1月20日

四日市市議会高校生議会

10. 議長・市長への申し入れ

風致地区における太陽光パネル設置事案に係る

行政への申し入れについて

所管事務調査においては、委員から、太陽光パネル設置に伴う竹木伐採の結果、山肌が露出することによって降雨時の土砂災害の危険性が増加するため、実際に太陽光パネル設置に起因する土砂災害が発生した場合、市及び事業者が被害を受けた周辺住民にどのように対応するかを明確に示すこと、太陽光パネル設置に伴い特に夏場に周辺の気温の上昇が懸念されるため、周辺住民に影響が出ないような対策を講じること、太陽光パネルの設置事業者は民間企業であるため、経営状況の変化等の影響で太陽光パネルを撤去することとなった場合、その撤去主体やその際の費用負担等について明確に示すこと等の意見がありました。

これらの意見を踏まえ、以下について申し入れます。

1 太陽光パネル設置による竹木伐採の結果、山肌が露出することによって降雨時の土砂災害の危険性が増加する。実際に太陽光パネル設置に起因する土砂災害が発生した場合、影響を受ける四郷風致地区周辺住民にどのように対応するか明確に示すよう事業者と調整すること。

2 太陽光パネル設置について、周辺住民は、現在工事が進められている場所以外に拡大することを懸念している。

また、令和4年度の議員政策研究会里山を守る分科会において、市民にとってきわめて大切な里山を守り残すための太陽光発電設備の規制に関する新条例の制定を心から強く要望する旨の提言を四日市市議会から市長に行っている。

加えて、情勢の変化等によって太陽光パネルが撤去された場合、風致地区におけるその後の自然的景観の保全についても考慮する必要がある。

これらを踏まえて風致地区における太陽光発電設備の規制に関する新条例の制定を求める。